

平成 28 年矢巾町議会定例会 12 月会議目次

議案目次	1
------------	---

第 1 号 (12 月 6 日)

○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	4
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第 121 条により出席した説明員	4
○職務のために出席した職員	5
○開 議	7
○諸般の報告	7
○会議録署名議員の指名	7
○会議期間の決定	8
○請願・陳情	8

28 請願第 3 号 農協改革・指定生乳生産者団体制度維持に関する請願

28 請願第 4 号 西徳田一区公園内に防犯カメラ設置の請願

○議案第 74 号 災害弔慰金等支給審査会の委員の任命及び平成 23 年東北地方太平洋沖地震及び津波に係る災害弔慰金等支給審査会の運営に関する事務の委託を廃止する協議に関し議決を求めることについて	9
○議案第 75 号 矢巾町税条例の一部を改正する条例について	10
○議案第 76 号 特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例について	11
○議案第 77 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	12
○議案第 78 号 矢巾町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	13
○議案第 79 号 矢巾町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について	15
○議案第 80 号 平成 28 年度矢巾町一般会計補正予算 (第 4 号) について	18

○議案第 8 1 号	平成 2 8 年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について	1 8
○議案第 8 2 号	平成 2 8 年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について	1 8
○議案第 8 3 号	平成 2 8 年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）について	1 8
○議案第 8 4 号	平成 2 8 年度矢巾町水道事業会計補正予算（第 2 号）について	1 8
○議案第 8 5 号	平成 2 8 年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第 2 号）について	1 8
○発議案第 1 5 号	議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について	2 1
○散 会		2 3

第 2 号（1 2 月 8 日）

○議事日程	2 5
○本日の会議に付した事件	2 5
○出席議員	2 5
○欠席議員	2 5
○地方自治法第 1 2 1 条により出席した説明員	2 5
○職務のために出席した職員	2 6
○開 議	2 7
○議事日程の報告	2 7
○一般質問	2 7
1 藤 原 由 巳 議員	2 7
2 昆 秀 一 議員	4 6
3 村 松 信 一 議員	7 3
4 廣 田 清 実 議員	9 1
○会議時間の延長	1 0 5
5 小 川 文 子 議員	1 0 5
○散 会	1 1 8

第 3 号 (12月9日)

○議事日程	119
○本日の会議に付した事件	119
○出席議員	119
○欠席議員	119
○地方自治法第121条により出席した説明員	119
○職務のために出席した職員	120
○開 議	121
○議事日程の報告	121
○一般質問	121
1 川 村 農 夫 議員	121
2 水 本 淳 一 議員	139
3 赤 丸 秀 雄 議員	152
4 齊 藤 正 範 議員	168
5 川 村 よし子 議員	180
○散 会	197

第 4 号 (12月15日)

○議事日程	199
○本日の会議に付した事件	199
○出席議員	199
○欠席議員	200
○地方自治法第121条により出席した説明員	200
○職務のために出席した職員	200
○開 議	201
○議事日程の報告	201
○請願・陳情の審査報告	201

28 請願第3号 農協改革・指定生乳生産者団体制度維持に関する請願

(産業建設常任委員長報告)

○議案第80号 平成28年度矢巾町一般会計補正予算(第4号)について	203
------------------------------------	-----

○議案第 8 1 号	平成 2 8 年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号） について	2 0 3
○議案第 8 2 号	平成 2 8 年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号） について	2 0 3
○議案第 8 3 号	平成 2 8 年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正 予算（第 2 号）について	2 0 3
○議案第 8 4 号	平成 2 8 年度矢巾町水道事業会計補正予算（第 2 号）について	2 0 3
○議案第 8 5 号	平成 2 8 年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第 2 号）につい て	2 0 3
○議案第 8 6 号	職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休日及び 休暇に関する条例の一部を改正する条例について	2 0 6
○町長挨拶		2 0 8
○発議案第 1 6 号	農協改革・指定生乳生産者団体制度維持に関する意見書の提 出について	2 0 9
○閉会中の継続審査の申出について		2 1 0
○閉会中の継続調査の申出について		2 1 0
○閉会中の議員の派遣について		2 1 1
○閉 議		2 1 1
○署 名		2 1 3

議 案 目 次

平成 2 8 年矢巾町議会定例会 1 2 月会議

1. 請願・陳情
 - 2 8 請願第 3 号 農協改革・指定生乳生産者団体制度維持に関する請願
 - 2 8 請願第 4 号 西徳田一区公園内に防犯カメラ設置の請願
2. 議案第 7 4 号 災害弔慰金等支給審査会の委員の任命及び平成 2 3 年東北地方太平洋沖地震及び津波に係る災害弔慰金等支給審査会の運営に関する事務の委託を廃止する協議に関し議決を求めることについて
3. 議案第 7 5 号 矢巾町税条例の一部を改正する条例について
4. 議案第 7 6 号 特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例について
5. 議案第 7 7 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
6. 議案第 7 8 号 矢巾町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
7. 議案第 7 9 号 矢巾町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
8. 議案第 8 0 号 平成 2 8 年度矢巾町一般会計補正予算（第 4 号）について
9. 議案第 8 1 号 平成 2 8 年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 1 0. 議案第 8 2 号 平成 2 8 年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について
- 1 1. 議案第 8 3 号 平成 2 8 年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 1 2. 議案第 8 4 号 平成 2 8 年度矢巾町水道事業会計補正予算（第 2 号）について
- 1 3. 議案第 8 5 号 平成 2 8 年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第 2 号）について
- 1 4. 発議案第 1 5 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 1 5. 請願・陳情の審査報告
 - 2 8 請願第 3 号 農協改革・指定生乳生産者団体制度維持に関する請願
- 1 6. 議案第 8 6 号 職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休日及び休暇に関

する条例の一部を改正する条例について

- 17. 発議案第16号 農協改革・指定生乳生産者団体制度維持に関する意見書の提出について
- 18. 閉会中の継続審査の申出について
- 19. 閉会中の継続調査の申出について
- 20. 閉会中の議員の派遣について

平成 28 年矢巾町議会定例会 12 月会議議事日程（第 1 号）

平成 28 年 12 月 6 日（火）午前 10 時開議

議事日程（第 1 号）

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会議時間の決定

第 3 請願・陳情

28 請願第 3 号 農協改革・指定生乳生産者団体制度維持に関する請願

28 請願第 4 号 西徳田一区公園内に防犯カメラ設置の請願

第 4 議案第 74 号 災害弔慰金等支給審査会の委員の任命及び平成 23 年東北地方太平洋沖地震及び津波に係る災害弔慰金等支給審査会の運営に関する事務の委託を廃止する協議に関し議決を求めることについて

第 5 議案第 75 号 矢巾町税条例の一部を改正する条例について

第 6 議案第 76 号 特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例について

第 7 議案第 77 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

第 8 議案第 78 号 矢巾町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

第 9 議案第 79 号 矢巾町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

第 10 議案第 80 号 平成 28 年度矢巾町一般会計補正予算（第 4 号）について

第 11 議案第 81 号 平成 28 年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について

第 12 議案第 82 号 平成 28 年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について

第 13 議案第 83 号 平成 28 年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）について

第 14 議案第 84 号 平成 28 年度矢巾町水道事業会計補正予算（第 2 号）について

第 15 議案第 85 号 平成 28 年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第 2 号）について

第 16 号 発議案第 15 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1 番	赤 丸 秀 雄 議員	2 番	水 本 淳 一 議員
3 番	廣 田 清 実 議員	4 番	高 橋 安 子 議員
5 番	齊 藤 正 範 議員	6 番	村 松 信 一 議員
7 番	昆 秀 一 議員	8 番	藤 原 梅 昭 議員
9 番	川 村 農 夫 議員	10 番	山 崎 道 夫 議員
11 番	高 橋 七 郎 議員	12 番	長谷川 和 男 議員
13 番	川 村 よし子 議員	14 番	小 川 文 子 議員
15 番	藤 原 由 巳 議員	16 番	藤 原 義 一 議員
17 番	米 倉 清 志 議員	18 番	廣 田 光 男 議員

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町 長	高 橋 昌 造 君	副 町 長	伊 藤 清 喜 君
総務課長 兼選挙管理 委員会書記	山 本 良 司 君	企画財政課長	藤 原 道 明 君
会計管理者 兼税務課長	佐 藤 健 一 君	住民課長	浅 沼 仁 君
福祉・ 子ども課長	菊 池 由 紀 君	健康長寿課長	佐々木 順 子 君
産業振興課長	稲 垣 譲 治 君	道路都市課長	菅 原 弘 範 君
農業委員会 事務局長	野 中 伸 悦 君	上下水道課長	山 本 勝 美 君

教 育 長 越 秀 敏 君

社会教育課長 山 本 功 君

代表監査委員 吉 田 功 君

学 務 課 長 村 松 康 志 君

学校給食共同
調理場所長 村 松 徹 君

農業委員会長 高 橋 義 幸 君

職務のために出席した職員

議会事務局長 吉 田 孝 君

主 事 渡 部 亜由美 君

係 長 藤 原 和 久 君

午前 10 時 00 分 開議

○議長（廣田光男議員） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

○議長（廣田光男議員） 会議に先立ち紹介を行います。

12月の人事異動で幹部職員に異動がありましたので、紹介します。

総務課長。総務課長より紹介をお願いします。

○総務課長（山本良司君） 平成28年12月1日付の人事異動によりまして社会教育課国体推進室長補佐、稲垣譲治が今度産業振興課長に出向、昇任となりましたので、ご報告申し上げます。

○産業振興課長（稲垣譲治君） 今総務課長から紹介がありましたとおり、12月1日より産業振興課長を仰せつかりました稲垣譲治と申します。精いっぱい務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（廣田光男議員） 以上で紹介を終わります。

○議長（廣田光男議員） ただいまから平成28年矢巾町議会定例会を再開します。

これより12月会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

諸般の報告

○議長（廣田光男議員） 日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

当職からの報告はお手元に配付した報告書のとおりでありますので、ご覧願います。

次に、町長からの行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

高橋町長。

（町長 行政報告）

○議長（廣田光男議員） 以上をもって諸般の報告を終わります。

これより本日の議事日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（廣田光男議員） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本会議の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により

２番 水 本 淳 一 議員

３番 廣 田 清 実 議員

４番 高 橋 安 子 議員

の３名を指名します。

日程第２ 会議期間の決定

○議長（廣田光男議員） 日程第２、会議期間の決定を議題とします。

お諮りします。本日再開の12月会議の会議期間は、11月28日開催の議会運営委員会で決定されたとおり、本日から12月15日までの10日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） ご異議なしと認めます。

よって、12月会議の期間は本日から12月15日まで10日間と決定しました。

なお、会議予定につきましては、お手元に配付した会議日程案のとおりでありますので、ご了承願います。

日程第３ 請願・陳情

２８請願第３号 農協改革・指定生乳生産者団体制度維持に関する
請願

２８請願第４号 西徳田一区公園内に防犯カメラ設置の請願

○議長（廣田光男議員） 日程第３、請願・陳情を議題とします。

11月28日開催の議会運営委員会までに受理した請願・陳情は、お手元に配付したとおりであります。

お諮りします。28請願第３号 農協改革・指定生乳生産者団体制度維持に関する請願については、会議規則第92条の第１項の規定により、産業建設常任委員会に付託することに。28請願第４号 西徳田一区公園内に防犯カメラ設置の請願については、会議規則第92条第１項の規定により、総務常任委員会に付託することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（廣田光男議員） 異議なしと認めます。

よって、28請願第3号については、産業建設常任委員会に、28請願第4号につきましては、総務常任委員会に付託して審査することに決定しました。

日程第4 議案第74号 災害弔慰金等支給審査会の委員の任命及び平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波に係る災害弔慰金等支給審査会の運営に関する事務の委託を廃止する協議に関し議決を求めることについて

○議長（廣田光男議員） 日程第4、議案第74号 災害弔慰金等支給審査会の委員の任命及び平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波に係る災害弔慰金等支給審査会の運営に関する事務の委託を廃止する協議に関し議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 議案第74号 災害弔慰金等支給審査会の委員の任命及び平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波に係る災害弔慰金等支給審査会の運営に関する事務の委託を廃止する協議に関し議決を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

災害弔慰金等支給の審査会に関する事務は、市町村が条例に基づき行う事務であります。平成23年3月11日に発生いたしました東北地方太平洋沖地震に際しては、本町を含めた17市町村が単独で審査会を運営することが困難な状況にあったことから、地方自治法第252条の14、第1項の規定に基づき、岩手県に審査会の運営に係る事務を委託してまいりました。このたび震災発生から5年以上が経過して、本町を含めた12市町村では、事務執行体制の状況が回復していることから、地方自治法第252条の14第2項の規定による事務の委託を廃止する協議を岩手県と行うため、同法第252条の2の2第3項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第74号 災害弔慰金等支給審査会の委員の任命及び平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波に係る災害弔慰金等支給審査会の運営に関する事務の委託を廃止する協議に関し議決を求めることについてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(廣田光男議員) 起立多数であります。

よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第75号 矢巾町税条例の一部を改正する条例について

○議長(廣田光男議員) 日程第5、議案第75号 矢巾町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長(高橋昌造君) 議案第75号 矢巾町税条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正につきましては、町民税及び国民健康保険税の算定等に係る特例に関するものであります。

1点目として、町民税に関する改正につきましては、日本と台湾との間における二重課税を回避する等の措置を講ずるため、昨年11月に日台民間租税取り決めが締結されたことを受け、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律の一部が改正され、平成29年1月1日から施行されることに伴い、町民税の算定に当たり、台湾の金融機関から受け取る特例適用利子及び特例適用配当について町民税の所得割計算の際に、分離課税とするものであります。

2点目として、国民健康保険税の算定につきましては、町民税の所得割計算の際に分離課

税とした額について所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めることとするものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第75号 矢巾町税条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第76号 特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部
を改正する条例について

○議長（廣田光男議員） 日程第6、議案第76号 特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第76号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、本年8月に人事院が国家公務員の給与改定に関する勧告を行い、それに基づき国が特別職の国家公務員の給与に関する法律を改正したことを踏まえ、町長等の特別職の職員の期末手当に関し所要の改正をするものであります。

その改正内容であります。国においては、官民格差に基づく一般職の国家公務員の給与改定に準じて特別職の国家公務員の期末手当の支給を引き上げたことから町長等の特別職の職員の期末手当の支給月数を1.65カ月分から1.75カ月分と0.1カ月分引き上げる改定を平成28年12月1日から適用するものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第76号 特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第77号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例について

○議長（廣田光男議員） 日程第7、議案第77号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第77号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、本年8月に人事院が国家公務員の給与改定に関する勧告を

行い、それに基づき国が一般職の国家公務員の給与に関する法律を改正したことを踏まえ、本町の一般職の職員の給与に関し所要の改正をするものであります。

その改正内容であります。国においては官民格差に基づき、俸給表を平均0.2%引き上げたこと及び勤勉手当の支給月数を1.6カ月分から1.7カ月分と年間0.1カ月分を上げたことに準じ、本町の一般職の職員の行政職給料表及び医療職給料表の改定については、平成28年4月1日から、勤勉手当の支給月数の改定については、12月1日から適用するものであります。

また、税制及び社会保障制度の見直しの状況や民間企業における配偶者に係る手当の見直しの状況に応じ、国においては、配偶者に係る扶養手当1万3,000円を他の扶養親族に係る手当と同額の6,500円まで減額し、それに生ずる原資を用いて、ここに係る手当額を6,500円から1万円まで段階的に引き上げることとしておりますが、本町においてもこれに準じた見直しを行い、平成29年4月1日から施行し、1年間の経過措置を経て平成30年度から本実施するものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第77号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第78号 矢巾町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備

及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例について

○議長（廣田光男議員） 日程第8、議案第78号 矢巾町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。
提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第78号 矢巾町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正につきましては、平成26年6月に公布されました地域における医療及び介護の総合的な確保、推進するための関係法律の整備等に関する法律による介護保険法の改正により、小規模な通所介護事業所については、少人数で生活圏域に密着したサービスであることを踏まえた地域との連携や運営の透明性の確保または市町村が地域包括ケアシステムの構築を図る観点からサービス基盤の整備を行う必要があるため、地域密着型通所介護として地域密着型サービスに位置づけられたことにより、事業所所在地の市町村に指定及び指導権限が移行されるものであり、当該事業に係る人員設備及び運営に関する基準を定めるため所要の改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

13番、川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） この条例に見合う施設というのは、矢巾町にあると思うのですが、何件でどのくらいの方が利用しているのかお知らせください。

○議長（廣田光男議員） 佐々木健康長寿課長。

○健康長寿課長（佐々木順子君） ただいまの川村議員さんからのご質問にお答えいたします。

矢巾町内で今回地域密着型サービスのほうに移行しております事業所は4事業所ございます。その中でサービスの利用状況でございますが、1カ所につきましては18人の定員でございますが、14名から15名、1日当たりサービスを利用している状況でございます。そのほか

3カ所につきましては、定員数10名ということで、こちらにつきましては、ほぼ定員を満たしている、日々、定員を満たしている状況でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 佐々木課長、ついでだからその施設名言ったら。

○健康長寿課長（佐々木順子君） それでは、施設名のほうもあわせてご紹介させていただきます。

1カ所18人の定員を設けておりますが、敬愛会の老人デイサービスが1カ所でございます。それから、10人定員のところはつりがねの郷、こちらは保養センターの近くにあるところですが、つりがねの郷。それから、藤沢のほうにございますGENKI NEXT岩手矢巾、そして和音デイサービス矢巾という4カ所のほうが指定となっております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に質問ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第78号 矢巾町指定地域密着型デイサービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第79号 矢巾町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（廣田光男議員） 日程第9、議案第79号 矢巾町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 議案第79号 矢巾町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、平成28年5月31日に公布されました地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律に基づく行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正が平成29年4月1日から施行されることに伴い、教育委員会部局における個人番号の利用範囲について町長部局と連携を図る場合には、条例に定めるところになっていたものが法の改正によって法律で定められたことから条例に定めていた規定を削除する内容の一部改正をお願いするものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） この条例がもし可決されない場合、その影響については、どのように考えるのでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） 条例が可決されない場合の影響ということのご質問ですが、法律に定められており、条例もそのままということになりますので、基本的には実際上の問題はないかとは思いますが、法律と条例を整合させるという意味合いにおきまして、今回のように提案させていただいたものでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に質疑ございませんか。

13番、川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） この個人番号の登録というのは何件ぐらいあって、それから全国ではいろいろな事件が起きておりますけれども、そのようなこととか悪徳な状況とか、そういうのがありましたらお知らせください。

○議長（廣田光男議員） 浅沼住民課長。

○住民課長（浅沼 仁君） ただいまの川村議員のご質問にお答えいたします。

マイナンバーカード、個人番号カードの登録件数ということのご質問と承りましたけれども、11月末現在の状況でお知らせいたしますと、矢巾町では今2,315人の方が申請をしております。こちらにつきましては、徐々には伸びてきておりますけれども、まだ県内の状況を見ましても10%前後ということで、それよりは若干少な目で8.5%程度というふうにはなっておりますけれども、ほぼ岩手県内の市町村レベルと同じような状況となっております。これにつきましては、いずれまだ利用のコンテンツといいますか、サービスといいますか、利用するものが税の申告以外にはまずないということもありまして、一部市町村ではコンビニ交付であるとか、そういったのも始めたところもだんだん出てきております。そういったところの状況を見ますと、セキュリティー面ではいろいろなことがありまして、制限も設けております。いずれ国におきましてもいろいろなトラブルがございまして、岩手県でもトラブルがございます。やはりネットワークということですので、通信が途絶えとか、メンテナンスの関係でも問題が発生している部分もあります。そういったことにつきましては、町といたしましても関係機関に要望なりをいたしまして、セキュリティー面でもそういった障害の面でもないようにということで要望はいたしているところでありますが、どうしても機械のこととございますので、そういったことも多々出ておりますが、いずれにしましても町ではそういったことのないように努めてまいりたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 住民課長、申請ですか。

○住民課長（浅沼 仁君） はい。

○議長（廣田光男議員） 登録とかそういうのではない。

○住民課長（浅沼 仁君） では、登録、済みません。

○議長（廣田光男議員） 住民課長。

○住民課長（浅沼 仁君） 申しわけございません。ちょっと舌足らずでございました。登録、申請件数が2,315ということでございますが、実際に個人の方に発行した部分については、11月末現在で1,949件、残りの部分については、まだ役場にあって、本人には交付しないとか、あとJ-LISのほうで申請手続を、申請というか交付手続をしている状況にございます。いずれ追って皆さんには交付になるものと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは、質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第79号 矢巾町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第80号 平成28年度矢巾町一般会計補正予算（第4号）
について

日程第11 議案第81号 平成28年度矢巾町介護保険事業特別会計補正
予算（第2号）について

日程第12 議案第82号 平成28年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正
予算（第2号）について

日程第13 議案第83号 平成28年度矢巾町矢幅駅周辺土地地区画整理事業
特別会計補正予算（第2号）について

日程第14 議案第84号 平成28年度矢巾町水道事業会計補正予算（第2
号）について

日程第15 議案第85号 平成28年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第
2号）について

○議長（廣田光男議員） お諮りします。

日程第10、議案第80号 平成28年度矢巾町一般会計補正予算（第4号）について、日程第11、議案第81号 平成28年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、日程第12、議案第82号 平成28年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、日程第13、議案第83号 平成28年度矢巾町矢幅駅周辺土地地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）について、日程第14、議案第84号 平成28年度矢巾町水道事業会計補正予算（第2号）について、日程第15、議案第85号 平成28年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第2

号) について、この 6 議案は関連がありますので、会議規則第 37 条の規定により一括上程したいと思います。これに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) ご異議なしと認めます。

よって、日程第 10、議案第 80 号から日程第 15、議案第 85 号までの 6 議案については一括上程することに決定いたしました。

○議長(廣田光男議員) 提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長(高橋昌造君) ただいま一括上程されました 6 会計の平成 28 年度補正予算につきましてご説明を申し上げます。

議案第 80 号 平成 28 年度矢巾町一般会計補正予算(第 4 号) について提案理由の説明を申し上げます。

主な歳入といたしましては、14 款県支出金に道路橋梁費委託金を新設補正し、また 1 款町税の個人町民税、固定資産税、軽自動車税、9 款地方交付税の普通交付税、13 款国庫支出金の保育所運営費負担金、臨時福祉給付金給付事業費補助金、社会資本整備総合交付金、15 款財産収入の土地売却収入を増額補正とし、14 款県支出金の多面的機能支払補助金、20 款町債の公共事業等債を減額補正するものであります。

次に、主な歳出については、職員の新陳代謝、給与改定等による人件費の総額のほか、2 款総務費のふるさと基金積み立て事業を新設補正し、また 2 款総務費の地方創生事業、財政調整基金積立事業、減債基金積み立て事業、3 款民生費の臨時福祉給付金給付事業、障害者自立支援事業、保育委託事業、認定こども園施設型給付事業、8 款土木費の町道改良舗装事業を増額補正とし、6 款農林水産業費の農地等整備事業を減額補正し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5 億 5,809 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 105 億 6,370 万 9,000 円とするものであります。

続きまして、議案第 81 号 平成 28 年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算(第 2 号) について提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額には変更はございませんが、歳出の 2 款保険給付費の 1 項介護サービス等諸費を 490 万円減額し、同額を 2 項介護予防サービス等諸費及び 4 項高額介護サービス等費に増額補正するものであります。

続きまして、議案第82号 平成28年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について提案理由の説明を申し上げます。

歳入といたしましては、5款諸収入の保険料還付金を増額し、3款繰入金の保険基盤安定繰入負担金を減額補正するものであります。

次に、歳出といたしましては、3款諸支出金の還付金を増額し、2款広域連合納付金の保険基盤安定負担金を減額補正することで歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ40万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,310万8,000円とするものであります。

続きまして、議案第83号 平成28年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）について提案理由の説明を申し上げます。

歳入といたしましては、3款財産収入の不動産売払収入及び4款繰入金の一般会計繰入金を増額補正し、2款国庫支出金の土地区画整理事業費補助金及び6款町債の土地区画整理事業債を減額補正するものであります。

次に、歳出といたしましては、1款総務費の総務事業及び3款基金積立金の矢幅駅西地区土地区画整理事業基金積み立て事業を増額補正し、2款土地区画整理事業費の矢幅駅前地区事業を減額補正し、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ3,810万7,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ7億3,331万円とするものであります。

続きまして、議案第84号 平成28年度矢巾町水道事業会計補正予算（第2号）について提案理由の説明を申し上げます。

補正の内容であります。収益的収入及び支出のうち、収入の第1款水道事業収益の営業収益を減額し、支出の第1款水道事業費用の営業費用を増額するものであります。

次に、資本的収入及び支出のうち、支出の第1款資本的支出の建設改良費を増額するものであります。これによりまして、収益的収入及び支出のうち、収入の第1款水道事業収益を30万円減額し、総額を6億8,480万1,000円とし、支出の第1款水道事業費用を1,386万8,000円増額して総額を5億5,587万4,000円とするものであります。

次に、資本的収入及び支出のうち、支出の第1款資本的支出の254万2,000円増額して、総額を6億6,631万5,000円とするものであります。

続きまして、議案第85号 平成28年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第2号）について提案理由の説明を申し上げます。

補正の内容であります。収益的収入及び支出のうち、支出の第1款公共下水道事業費用

の営業費用を増額するものであります。

次に、資本的収入及び支出のうち、支出の第1款公共下水道資本的支出の建設改良費を減額するものであります。これによりまして、収益的収入及び支出のうち、支出の第1款公共下水道事業費用を21万円増額し、総額を6億7,083万2,000円とし、資本的収入及び支出のうち、支出の第1款公共下水道資本的支出を39万円減額して、総額を11億5,812万6,000円とするものであります。

なお、それぞれの会計の詳細につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。議案第80号から議案第85号までの6議案については、会議規則第39条の規定により、予算決算常任委員会に付託することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） ご異議なしと認めます。

よって、予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

ただいま予算決算常任委員会に付託した補正予算の6議案については、12月15日午前10時までに審査を終了し、報告書を当職のもとに提出するよう期限をつけたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） ご異議なしと認めます。

よって、6議案につきましては、予算決算常任委員会において12月15日午前10時までに審査を終了し、当職のもとに報告書を提出するようお願いします。

ここで暫時休憩します。

なお、町長以下参与の方々は退席されて結構でございます。

午前10時50分 休憩

午前10時52分 再開

○議長（廣田光男議員） 休憩前に引き続き再開をいたします。

日程第16 発議案第15号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する

条例の一部を改正する条例について

○議長（廣田光男議員） 日程第16、発議案第15号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

9番、川村農夫議員。

（9番 川村農夫議員 登壇）

○9番（川村農夫議員） 発議案第15号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、議案第76号、特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部改正と同様に本年8月の人事院勧告に基づく特別職の国家公務員の給与に関する法律の改正を踏まえ、議会の議員の期末手当に関し所要の改正をするものであります。

その改正内容であります、本町の議会の議員の期末手当の支給月数を1.65カ月分から1.75カ月と0.1カ月分引き上げる改定を行うものであります。

なお、この条例は、平成28年12月1日から適用するものであります。

議員各位のご賛同をお願い申し上げまして提案理由の説明といたします。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。発議案第15号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、発議案第15号は原案のとおり可決されました。

○議長（廣田光男議員） 以上で本日の議事日程は全部終了したので、これにて散会します。

なお、明日 7 日は休会、明後日 12 月 8 日は一般質問を行いますので、午前 10 時に本議場に参集願います。大変ご苦労さまでございました。

午前 10 時 55 分 散会

平成 28 年矢巾町議会定例会 12 月会議議事日程（第 2 号）

平成 28 年 12 月 8 日（木）午前 10 時開議

議事日程（第 2 号）

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18 名）

1 番	赤丸秀雄議員	2 番	水本淳一議員
3 番	廣田清実議員	4 番	高橋安子議員
5 番	齊藤正範議員	6 番	村松信一議員
7 番	昆秀一議員	8 番	藤原梅昭議員
9 番	川村農夫議員	10 番	山崎道夫議員
11 番	高橋七郎議員	12 番	長谷川和男議員
13 番	川村よし子議員	14 番	小川文子議員
15 番	藤原由巳議員	16 番	藤原義一議員
17 番	米倉清志議員	18 番	廣田光男議員

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋昌造君	副町長	伊藤清喜君
総務課長 兼選挙管理 委員会書記 兼税務課長	山本良司君	企画財政課長	藤原道明君
	佐藤健一君	住民課長	浅沼仁君

福 祉 ・	菊 池 由 紀 君
子 ど も 課 長	
産 業 振 興 課 長	稲 垣 譲 治 君
農 業 委 員 会	
事 務 局 長	野 中 伸 悦 君
教 育 長	越 秀 敏 君
社 会 教 育 課 長	山 本 功 君
代 表 監 査 委 員	吉 田 功 君

健康長寿課長	佐々木 順 子 君
道路都市課長	菅 原 弘 範 君
上下水道課長	山 本 勝 美 君
学 務 課 長	村 松 康 志 君
学校給食共同	
調 理 場 所 長	村 松 徹 君
農業委員会長	高 橋 義 幸 君

職務のために出席した職員

議会事務局長	吉 田 孝 君
主 事	渡 部 亜由美 君

係 長	藤 原 和 久 君
-----	-----------

午前 10 時 00 分 開議

○議長（廣田光男議員） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（廣田光男議員） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。これより本日の日程に入ります。

日程第1 一般質問

○議長（廣田光男議員） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次質問を許します。

15番、藤原由巳議員。

第1問目の質問を許します。

（15番 藤原由巳議員 登壇）

○15番（藤原由巳議員） 議席番号15番、やまゆり会の藤原由巳です。私は、日ごろの議員活動の中でさまざまな会合等を通して幼児から高齢者までを含めて住民の声を聞く機会が多くありました。その中で今回の一般質問には、この住民の声を自分なりに解釈しまして、その内容を整理しつつ今定例会議に質問通告し、ただいまから質問をさせていただきます。

最初に、高橋町長に本町の基幹産業とも言える農業関連から商工業全般にかかわる産業振興施策についてお伺いいたします。近年大きく変貌してきました矢巾町における農業、商工業の実態と今後の産業振興施策について、以下についてお伺いをいたします。

最初に、本年度の実績について以下お伺いをいたします。1点目として、ことしの農業生産高、いわゆる販売高について現段階での米、麦、野菜、果樹、菌茸、畜産物（肉用牛）別に数量と金額、あわせて昨年同期との比較についてお伺いをいたします。

2番として、同様に商工業者、いわゆる飲食業を含むでございますけれども、この販売金額等を含めた事業実績概要を昨年同期比と一緒に伺いをいたします。

3点目、同様に観光事業の実績を昨年度同期比とあわせて伺いをいたします。

4番として、建設事業者に対する町事業の入札に占める落札割合と落札総額について、

そして昨年同期比について。あわせて先日示されました上半期財政状況から土木費の執行率15.9%は当初計画どおりなのか、その内容について伺いをいたします。

次に、平成27年度の決算等を踏まえた中で28年度の予算執行状況について伺いをいたします。①として、農地費の農地等整備事業にて過年度までの多額の繰越金への対応と28年度の進捗状況について伺います。

②として、新規就農支援事業を含めた農業振興費全般の進捗状況と、特に岩手地域農業マスタープラン実践支援事業矢巾集落営農応援事業について、あわせて畜産業費の畜産振興基金積立金のその後の運用計画について伺いをいたします。

③として、商工振興費における商工振興事業の進捗状況と前年比で大幅増額予算となっております観光費の予算進捗状況とその成果、見込みと思いますが、それについて伺いをいたします。

④として、本年度本町における目玉政策の一つとも言える6次産業化の推進が掲げられておりますが、その進捗状況とさらなる推進に向けた課題について伺いをいたします。

次に、大きく3番目といたしまして、今後の事業推進方策について伺いをいたします。①として、農業振興対策において法人化、集落営農化が進んでおりますが、その組織代表者も既に高齢化の域に達してきております。このような現実の中で2018年から水田農業施策の大幅見直しが打ち出されており、17年度、来年度からの対策構築が求められておりますが、組織育成指導も含めた今後の本町農業の基本となるべく重点施策について伺いをいたします。

②として、先日以来農協改革をめぐる大きな変革案が示され、JAグループでは猛反対運動を展開しておりますが、高橋町長の所感と岩手県及び全国町村会での動向について伺いをいたします。

③、地元のJAでも合併以来職員の異動等もあり、町の農業政策がJAを含め農業者への理解、浸透が不十分ではとの声も聞こえるわけですが、その見解はいかがでしょうか。あわせてJA岩手県中央会が示している集落自治組織支援事業等の各種農業政策の情報収集等、町とJA矢巾地域営農センターの情報交換は十分と言えるのでしょうか。さらなる情報交換向上対策について伺いをいたします。

④として、商工業対策においても町の商工団体が窓口となって町の施策が浸透されていると考えますが、地場商工業者においては、厳しい状況が続いていると言われております。県内町村の中では、医大特需があるだろうとの話題も多い中、次年度以降の商工業及び観

光事業の重点施策についてお伺いをいたします。

大きな1問目の最後になりますが、今まで述べました多くの課題解決対策の一つとして、同じような地域性を持つ他県自治体との仮称ではございますが、産業振興提携都市を考えてはいかがでしょうか。例えばうどん県、県全体でそういう呼称で進んでおります香川県高松市の隣に位置する三木町は、人口約2万7,000人で香川大学の医学部と農学部のキャンパスがあり、住民票を移さないで暮らすと思われる学生が2,000人ほどと見込まれております。農業を主としていることなど、本町と共通している部分も多いと思われております。ついては、農畜産物の相互交流等とあわせ提携都市構想をも含め調査、打診、検討をしてみてはと考えますが、そのご所見をお伺いをいたします。

以上、多くの質問となりましたが、どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 15番、藤原由巳議員の本町の産業振興施策についてのご質問にお答えをいたします。

1点目の本年の農業生産高について現段階での米、麦、野菜、果樹、菌茸、畜産物別に数量と金額、あわせて昨年同期との比較についてでございますが、いわて中央農業協同組合矢巾地域営農センター管内におけることし10月末現在の比較では、米につきましては、金額ではなく数量となりますが、ウルチ米が259万4,340キログラム、昨年同期30万5,310キログラムの減。モチ米が241万1,220キログラム、昨年同期14万7,330キログラムの減。麦につきましては、いわて中央農業協同組合全体での金額となりますが9,100万円、昨年同期2,100万円の増。野菜につきましては、3億200万円、昨年同期270万円の減。果樹につきましては、1,240万円、昨年同期210万円の増。菌茸につきましては、1億6,650万円、昨年同期2,050万円の減。畜産物につきましては、570万円、昨年同期160万円の増となっております。

2点目の商工業者の販売金額等を含めた事業実績概要についてですが、町独自に商工業者の販売金額等は把握しておらず、平成26年岩手県商業統計調査結果によりますと、年間商品販売額で卸売業が2,496億2,200万円、小売業が315億2,900万円となっております。それ以前の統計調査結果は、平成19年となっていることから、昨年同期比につきましては、比較ができない状況となっております。

3点目の観光事業の実績についてですが、当町では、観光客入り込み数により把握して

おり、9月末現在の入り込み数について、昨年同月で比較した場合、矢巾温泉の日帰り利用客については4万8,858人で約7%の増。宿泊利用客については1,567人で約2%の減となっております。また、町内イベント参加者や及び施設利用者については3万6,060人で約76%の増となっております。

4点目の建設事業者に対する町事業の入札に占める落札割合と落札総額についてでございますが、本年11月までの町営建設工事入札における落札率は96.33%で昨年同期比92.74%に対し、3.59ポイント増加となっており、落札総額については、本年11月までで20億588万9,400円で昨年同期11億9,453万760円に対し、8億1,135万8,640円の増加となっております。また、上半期財政状況から土木費の執行率15.9%は当初計画どおりなのかについてですが、ご質問にある執行率15.9%は、現金支出額によるものであり、契約締結額となる支出負担行為額による執行率としては37.8%となっており、昨年同期の支出負担行為額による執行率41.0%に比べ、3.2ポイント低いものの、ほぼ例年どおりの執行となっております。

次に、平成28年度の予算執行状況についての1点目の農地費の農地等整備事業について過年度までの多額の繰越金への対応と平成28年度の進捗状況についてですが、平成26年度からの繰り越し事業につきましては、事業実施予定地に交付決定時において既に小麦を播種していたことから事業計画変更を行い、平成27年度に繰り越して事業を実施したものであります。また、平成28年度の進捗状況ですが、既に補助金の交付決定を受けております9,028万5,000円につきましては、契約が完了し、認定農業者4名と9組織が暗渠排水、約51.8ヘクタール、2つの組織が区域拡大約1.7ヘクタールで事業を実施しております。今後平成28年度補正予算以降においても約144ヘクタールの事業実施要望を提出する予定としております。

2点目の新規就農支援事業を含めた農業振興費全般の進捗状況と、特に岩手地域農業マスタープラン実践支援事業、矢巾集落営農応援事業について、あわせて畜産業費の畜産振興基金積立金のその後の運用計画についてですが、新規就農総合事業支援事業につきましては、当初の計画のとおりご夫婦1組を含む6経営体に対し、就農給付を実施しており、水稻と路地野菜、花卉栽培、畜産等による経営が行われております。農業振興費全般の進捗状況につきましては、ほぼ当初の計画どおり予算執行を行っており、農業生産振興対策事業として実施している花卉生産振興対策事業では、久留米けいとうの産地ブランドの確立や本年10月にいわて国体で町が開催いたしましたスポーツチャンバラの表彰用のブーケ

作成に取り組むなど、事業の成果に結びついているものと考えております。

岩手地域農業マスタープラン実践支援事業につきましては、地域営農を推進する上で不可欠な施設や機械整備に有効な事業であり、今年度も簡易牛舎 1 棟の建築について事業を導入しており、来年度以降も引き続き計画的に事業に取り組んでまいります。

矢巾集落営農応援事業につきましては、地域農業を支える担い手であります集落営農組織の経営支援を行うため、国、県の補助事業に該当しない機械設備への補助を行っており、今年度は 6 組織において小麦の播種機等道具が導入され、土地利用型農業の推進と作物の生産振興に対する支援を行っておるところであります。畜産業費の畜産振興基金積立金のその後の運用計画についてですが、肥育牛と肉用牛に分かれておりました基金の一本化により、新たに畜産振興及び畜産農家の経営安定を図るため、町内畜産農家に対し、これまでと同様に肥育牛及び肉用牛の貸し付け及び譲渡を円滑に行うとともに、高病原性鳥インフルエンザ及び口蹄疫など新たに緊急を要する防疫対策へも必要に応じ、歳計現金に振りかえて運用できるよう積み立てを行っており、今後とも基金の適正な運用に努めてまいります。

3 点目の商工振興費における商工振興事業の進捗状況についてですが、商工振興事業費 1,973 万 4,000 円のうち事業が完了したのは、矢次商工振興会商業活性化事業補助金 7 万 1,000 円のみとなっており、それ以外の事業につきましては、事業継続中となっております。また、盛岡市、滝沢市、紫波町及び本町で構成する地域人材育成ネットワーク事業につきましては、4 事業中 3 事業が終了しており、残りは後期の起業家塾のみとなっております。前年比で大幅に増額予算となっております観光費の予算進捗状況とその成果についてですが、平成 28 年度に特産品開発事業を手がけたことにより、対前年比が増額となったものがあります。具体的な内容につきましては、やはばおでんの開発ですが、町産野菜や手づくりみそ、無化学調味料の出汁等を特徴として、半年に及ぶ試作を繰り返し、秋まつり期間中の 10 月 30 日に完成のお披露目会を行ったところであります。今後につきましては、現在 4 店舗であるやはばおでんの取扱店をふやすとともに、各種イベントに参加し、町民の皆様に町の特産品として認知していただけるようしっかりと PR に取り組んでまいります。

4 点目の本年度の本町における目玉政策の一つとも言える 6 次産業化の推進が掲げられているが、その進捗状況とさらなる推進に向けた課題についてですが、現在 6 次産業化セミナーに参加しております 7 団体に対して商品開発や販路拡大等の支援を行っており、塩彩プロジェクトの商品開発にも携わっております 3 ちゃん矢次工房につきましては、体に

優しい健康仕込みみそを商品化したところであります。また、2 団体が商品を開発中であり、ほかの4 団体につきましては、商品化に向けた指導を行っている状況であります。

また、今後の課題といたしまして、開発した商品の販路を充実させる必要があることから、今まで以上に商談会への参加や販売を通じたPRを積極的に図ってまいりたいと考えております。

次に、今後の事業推進方策についての1 点目の農業振興対策において、法人化、集落営農化が進んでいるが、その組織代表者も既に高齢者の域に達し、平成30年度からの水田農業政策の大幅な見直しが打ち出されており、平成29年度からの対策工事が求められているが、組織育成指導も含めた今後の本町農業の基本となるべく重点施策についてですが、本町では、生産調整に対する取り組みを通じて集落営農の組織化が推進されております。平成16年度を皮切りにこれまでに8 組織が農事組合法人に移行し、今年度中の法人化移行を計画しております組織もあり、今後とも取り組みを支援してまいります。組織育成につきましては、各集落ごとに地域農業マスタープランの見直しにより、振興方針を明確化し、地域内の担い手間で調整を図りながら土地利用集積を推進し、これまでの土地利用型作物に加え、農地耕作条件改善事業の活用による面的な整備による野菜生産での収益増加を図り、組織の体質強化と後継者育成に努めてまいります。

2 点目の農協改革をめぐる大きな変革案についてですが、農業協同組合は、相互扶助の精神のもとに農家の営農と生活を守り、高め、よりよい社会を築くことを目的に組織をされており、地域農業に重要な役割を果たしてきております。現在議論されております改革につきましては、農協みずからが自己改革に取り組み、組合員の利益と農業所得の向上と農協の総合機能を深く理解される取り組みに努力していくとしていることから、今後の関係機関の動向に合わせてしっかりと対応してまいります。

3 点目の町の農業政策がJAを含め農業者への理解、浸透が不十分との声もあるが、その見解についてですが、本町では、農業者が希望を持って農業経営を行っていける環境づくりのため、持続的に農業を進展させるための長期的な計画として平成23年3 月に矢巾町農業ビジョンを策定いたしました。農業ビジョン実現に向けた取り組みとしましては、適地適作、矢巾ブランドの確立、複合経営の推進、6 次産業化の推進、食の教育の推進、農地農業用施設の保全、担い手の育成、豊かな農家生活の樹立、消費者との交流の促進を掲げております。時代に応じた見直しを行いながら各集落ごとの地域農業マスタープランに関する協議や農業者との懇談会の開催により、町の農業政策の理解、浸透を図ってまいり

ます。加えて本町の農業の振興のため協力、連携が不可欠であります。ＪＡいわて農協矢巾地域営農センターとの間で定期的な協議の場を設け、事業実施に関する意見や情報交換を行い、本町の持続的な発展を図ってまいります。

４点目の次年度以降の商工業の重点施策についてですが、第１点は、中心市街地活性化の推進であります。屋台村に続く商業集積施設の整備を支援し、町の玄関口の一つでもあります矢幅駅前の活性化を図りたいと考えております。

第２点は、企業誘致の推進であります。矢巾スマートインターチェンジが新設されることにより、交通アクセスの利便性が大きく向上することから、その優位性をアピールしつつ、さらなる立地促進を図ることが必要ですが、全ての工業団地がほぼ全用地利用済みとなっており、町内の産業用地が不足していることから、企業用地の確保が課題となっております。観光事業の重点施策についてですが、今年度に引き続き新たな商品開発に取り組んでまいります。また、観光資源調査を行い、調査結果をもとに町の特色を生かした観光振興に努めてまいります。

今まで述べた多くの課題解決対策の一つとして、同じような地域特性を持つ各他の、各都道府県自治体との仮称産業振興提携都市を考えてのことですが、同じような地域特性を持ち、相互交流及び都市提携を行っている他県自治体について調査を行った後に前向きに検討してまいりたいと思います。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

藤原由巳議員。

○15番（藤原由巳議員） まずほただいま高橋町長から懇切丁寧、そして詳細にわたりほぼ完璧なご答弁をいただきましてありがとうございました。がしかし、数点について再質問させていただきたいというふうに思います。

まず最初、第１点目の関係でございますけれども、農産物等の販売高につきましては、後でまた細かく言いますが、６年前の同時期に同様の質問をいたした経過がありました。それを見ますと、米が12億4,000万円、野菜が２億8,000万円、果樹が2,000万円、菌茸２億5,000万円、畜産が３億6,000万円とありました。つきましては、今回の先ほどのご答弁でも高橋町長も非常に言いにくかったようでございますが、米の部分があのような表現で報告されるというのは、まず余り前例のないこととございまして、できればなじみのある30キロ当たり１袋として何袋で、金額はもう仮払金は示されておるわけでございますので、こ

の辺のところをきちっと再度お伺いしたいというふうに思います。

あわせまして前年対比で野菜、果樹は増額しておりますが、菌茸が2,000万円とかなり大幅に落ち込んでおります。そして畜産物におきましては、肉用牛というただし書きがちょっと誤解を生んだかもしれませんが、これは肥育牛ではなくて、今現在子牛1頭七、八十万円しておる相場の中でございますので、この金額は到底数字的には合わないだろうと思いますので、この辺のところをあわせましてご答弁、再度お願い申し上げます。

○議長（廣田光男議員） 稲垣産業振興課長。

○産業振興課長（稲垣譲治君） ただいまの再質問にお答えいたします。

わかりづらい表現で大変申しわけございませんでした。米の数量につきましては、ご指摘のとおり1袋30キロ換算で30キログラムの換算でいきますと、ウルチ米が8万6,478袋、1万177袋の減。モチ米につきましては、8万374袋、4,911袋の減となります。販売額につきましては、概算金となりますが、ウルチ米がひとめぼれの換算で4億7,562万9,000円、モチ米がヒメノモチの換算になりますが4億4,205万7,000円となります。野菜の減額となった理由につきましては、キュウリが天候不順により昨年比で270万円ほどの減となっているのが大きな要因と思われます。菌茸につきましては、菌床シイタケの栽培農家が減少しているのと、系統外への出荷がふえているのが原因と思われます。畜産物の570万円につきましては、議員ご指摘のとおり肥育牛の頭数となってございます。肥育牛5頭分という数量になります。それから、肉用牛の販売につきましては、10月現在の数値でございますが、去勢が79頭、6,455万6,000円、雌牛が68頭4,599万6,000円、合計で1億1,055万2,000円となっております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問、藤原由巳議員。

○15番（藤原由巳議員） ただいまは就任間もない産業振興課長には早々の質問でございましたが、このような農業情勢を深く理解していただきまして、今後ともこの産業振興に特段のご尽力をお願い申し上げたいというふうに思います。

それから、2点目として、商工振興事業費の中で事業完了は矢次地区の7万1,000円のみとありましたが、そのほかの進捗状況はどうなっているのかお伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 稲垣産業振興課長。

○産業振興課長（稲垣譲治君） ただいまのご質問にお答えいたします。

商工振興事業費につきましては、商工会に対する経営支援事業及び地域総合振興事業が

1,387万円、それからプレミアム商品券発行事業が340万円、矢幅駅の魅力ある商業集積再考研究事業100万円等を含めまして、ただいま12事業に補助金の交付を予定してございます。そのうち11事業につきましては、今年度内事業ということで事業が継続しており、補助金の交付申請は終了しておりますが、支払いとなっていない状況です。ということで事業が完了しておるのが矢次商工会商業活性化事業のみとなっておる状況でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますね、藤原由巳議員。

○15番（藤原由巳議員） いずれ非常に厳しい財政状況の中、それなりの予算編成をされておるわけでございますので、有効的にその予算を活用していただくようお願いを申し上げたいというふうに思います。

そして今現在は既に来年度の予算編成も始まっておるだろうというふうに思いますが、矢巾町のいわゆる屋台骨を支える産業振興課のフル活動を期待するものでございます。

それで質問になりますが、ちょっと角度変わるかもしれませんが、土木費の先ほど答弁にはありましたが、事業の進捗が若干おくれておるというふうなことでございます。先日三陸のほう、ちょっと私用がありまして、ずっと宮古から気仙沼のほうまで歩いてみたわけですが、非常に工事がもう急ピッチで進んでおりまして、非常に多くのダンプなり、あるいは資機材等々が活用されておるわけでございますが、この土木関係の事業がこういう状況だということは今聞きましたが、これは当初予算編成する段階での積算根拠と現段階で今後発注されるだろうという事案に関する積算における大きな差異は生じておらないでしょうか、お伺いします。

○議長（廣田光男議員） 菅原道路都市課長。

○道路都市課長（菅原弘範君） それでは、ただいまのご質問にお答えをいたします。

土木費につきましては、先ほど町長で答弁させていただいた内容でございますが、特に今後事業が発生するものとしましては、まずは除雪関係の部分とか、あるいは散布車の関係がまだお支払いになっていないというのがまず維持関係では大きいところでございます。

それから、道路改良につきましては、約6億円ぐらいの予算がまだ未償還となっております。この大半はいわゆるスマートインターチェンジ関連のものでございまして、本体工事あるいはアクセスに係るいわゆる委託関係については発注しておりますが、本体につきましては、ネクスコさん、それから周辺道路等々につきましては、それぞれ委託、いわゆ

る設計委託の業者さんに発注しておりますけれども、まだ完了が整っていないということでお支払いは、いわゆる年度末ということになっております。

それから、あと大きいのは、土地区画整理事業、いわゆる特会のほうに繰り出しをする金額が約5億6,000万円ほどございますが、そちらの部分が繰り出しをまだしていないということで、これを合わせますと、大体8億円ぐらいというふうになりますので、そういったところがまだいわゆる執行の率からすると低くなっている要因ということでございますので、基本的には当初の計画から見ますと、先ほどの答弁のとおり、まずは予定どおり進んでいるのかなというふうに理解をしております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

藤原由巳議員。

○15番（藤原由巳議員） ありがとうございます。ちょっと視点を変えまして、今度は町長さんにお伺いしますが、先ほどご答弁いただきましたいわゆるJA改革の絡みになりますが、町長の所感につきましては、全く同感というふうに感じるわけでございますが、その後の追加と申しますか、通告の中で県の町村会なり、全国の町村会におきまして、この事案に対する動向はいかがかというところまで付しておったつもりでございますが、その辺のところ、もし把握してあるのであれば、お伺いしたいというふうに思います。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきます。

実は、この間11月16日にNHKホールで全国の町村長大会がありました。それで農業改革のことについて私も非常に関心を持っておったわけですが、この中での要望の中、また決議事項の中には、農業改革のことが出ておらなかったということで先ほどもお答えしたとおりでございますが、私は農協はこれまでも地域経済を支えて、それから地域の活性化のために本当に大きな貢献をなされてきたわけでございます。

ただ、今私もいろんなマスコミ報道を見ておると、この間の11月29日の読売新聞で報道された内容を見ると、農業の就業人口は、20年前と今現在比較して5割減っていると。それから、農業所得は4割減だということです。そのほかにも農業の総資産指数額、全体のあれであれば2割減とか、そして農家の平均年齢は、当時は59歳だったけれども、今66歳で7歳も上昇しているというような、そして耕作放棄地も7割ふえているというのです。だから私どもこれからやはり農協さんとは、これからいろんなことを問われておりますが、

まず私は先ほどもお答えしたとおり、やはり農協は、組合員の皆さん方、この方々と一緒になって今までも自立、自助の精神でやってこられたわけでございます。だから今回の農業改革も国ではいろいろ言われておりますが、やはり農協さんみずから組織なり、事業改革、これを進められると思うのです。私は、そういった基本的なスタンスに立って考えた場合、行政としても農協さんの自己改革、しっかり信用してまいってまいりたいと、こういう思いでおりますので、まず全国、県の町村会からのそういう要望決議はなかったということだけはご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

藤原由巳議員。

○15番（藤原由巳議員） 全く今町長の答弁、そのとおりでございまして、本当に本町の農業、特に産業振興の中でも農業ということを考えますと、先が非常に厳しい状況がかいま見えるというものでございます。そういったことを含めまして今回の通告最後にあったわけでございますが、産業振興提携都市構想にかかわって、通告にはかなり具体的にあえてうどん県という冠を示しまして、いわゆる6次産業化ということも含めてそういったことでかなりこの辺は注目していただけるかなというふうな感覚で通告したわけでございますが、今町長答弁でいきますと、至って簡単な調査を行った後に検討してまいりますということでは、我々議会議員として通告の意義が何なのかという部分もちょっと答弁書を頂戴してから感じたわけでございます、ここに至りました、こういった答弁に至った経緯と、その理由を先月まで担当している産業振興課長職務代理的業務を行っておった副町長からご所見をお伺いしたいというふうに思います。

○議長（廣田光男議員） 伊藤副町長。

○副町長（伊藤清喜君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まずいろいろな産業振興都市と申しますか、いろいろな自治体間の提携の仕方があるわけございまして、私どもも例えば普代村さんと海のない内陸とお互いにないもの、あるものをもって補い合いながら振興を図っていくという、これも一つでございます。

それから、議員ご提案と申しますか、三木町につきましても、私もこの町の概要を正直なところ初めて調べさせていただいたというふうな状況でございまして、ここはまた議員がご指摘のこの町というのは、申し上げるまでもなく非常に矢巾町と類似した環境にございます。非常に注目するに値する町だなというふうに思っておりますので、ここには名前までは答弁には入れなかったわけでございますけれども、当然第一番目にそういったよう

なお互いに共通するところを共有しながら振興策を図っていくということも大事なことでございますので、今後はこの町につきましても頭の片隅に忘れないように入れておいて、機会を見てもう少し深く情報交換をするなり、調査をしてまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 藤原由巳議員。

○15番（藤原由巳議員） ひつつ今のご答弁のとおりよろしくお願いしたいと思いますが、やはりこれはある程度私のほうに答弁、次の検討した材料をお話いただく期日がある程度設定して取り組んでいただきたいと思うわけですが、例えば3月会議までに調査、検討しますよとか、そういったお考えはいかがでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 伊藤副町長。

○副町長（伊藤清喜君） できるだけそういったようなご要望に沿うように調査してまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。よろしいですか。

次に、2問目の質問を許します。

藤原由巳議員。

○15番（藤原由巳議員） それでは、大きく2問目といたしまして、教育長さんに質問するわけですが、今般新たな制度の中で新教育長として就任されました越教育長に対しまして、まずは就任おめでとうございます。今後は、名実とも矢巾町の教育行政のトップとして全般にわたってのご尽力をお願いするものであります。

今回は、新教育長への最初の一般質問として町民全てに関係すると思われる社会教育事業のさらなる活性化対策についてお伺いをいたします。教育委員会事業は、多岐多様にわたって展開されておられますが、その中で特にも音楽の町宣言等も含め多様な事業に取り組んでおります社会教育事業についてお伺いをいたします。

初めに、スポーツ振興策についてお伺いをいたします。①といたしまして、希望郷いわて国体が関係者のご尽力により好成績の中で終了いたしました。本町においては、デモンストレーション競技2種目が開催されたほか、多くの競技で本町出身の選手やゆかりのある選手の活躍もありました。小中学生等の応援もあって、すばらしい国体が開催されたと感じましたが、終了しての教育長の所感はいかがかお伺いをするものでございます。あわせて前回国体のレガシー、いわゆる遺産でございますが、これがカヌー競技、レガシーとも

言えるカヌー競技が大活躍をいたしました。既にご案内の内容でございます。今回のレガシーをどう考え、どのように次世代へ継承するお考えなのか伺いをいたします。

2つ目として、町民スポーツ大会も36回目と会を重ねてきました。この歴史の重みと昨今の大会のあり方と、その種目についてもアスリートの育成とあわせ老若男女でのチーム編成等も含め競技種目の検討をすべきと考えておるわけですが、そういう声もありますが、いかがでしょうか伺いをいたします。

大きく2つ目でございますが、これは私何回か質問した経過がございますけれども、自治公民館事業についてでございます。①といたしまして、活動補助金が483万6,000円とありますけれども、その実態をどう把握し、補助金の活用に問題は発生しておらないのでしょうか。②として、多くの公民館においては、自治会等との協働、合同事業が多いと聞いておるわけですが、今後の自治会コミュニティ事業のあり方をどう考えておられるのでしょうか。近年町周辺部、いわゆる農業地帯と想定してもらっていいわけですが、この自治会においては、人口減少と高齢化の進展からコミュニティ事業との一体化を望むような意見も聞こえるわけですが、教育委員会としての見解はどうなのでしょうか伺いをいたします。

③として、近い将来新しい住民を含めたまちづくりが現実となってきた中、伝統芸能の保存対策等を考えるに、高齢者等の貴重な人材の活用場として、顔見知り等が集える旧村単位の地区公民館的な活動の場を設けるお考えはいかがでしょうか。そして最後になりますが、社会事業は、多くの分野に及ぶことから本町の将来人口3万人に向け、社会教育課の果たす事業は、さらに拡大することが現実味と考えられております。このことから社会教育課を分化しての事業充実拡大を図るべきと思うわけですが、教育長の所見をお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（廣田光男議員） 越教育長。

（教育長 越 秀敏君 登壇）

○教育長（越 秀敏君） 社会教育事業のさらなる活性化対策についてのご質問にお答えいたします。

スポーツ振興策についての1点目の国体を終了しての所感についてですが、今回の希望郷いわて国体は、約半世紀に1度岩手で開催される国内最大の国民スポーツの祭典であることから、町民の方々がさまざまな形で国体にかかわり、多くの感動を得られるような取り組みを行いました。希望郷いわて国体、希望郷いわて大会の開催機運を醸成するため、

岩手県が実施する県民運動の花のリレー事業により、町内の保育園、各小中学校におもてなし花壇をつくり、また町が推進する花いっぱい運動と連携を図り、町内各地におもてなし花壇をつくり、花いっぱいの町で歓迎をする準備を行いました。また、町内小中学校で全国47都道府県の応援のぼり旗を平成27年と28年にそれぞれ作成し、リハーサル大会やPRイベント会場、本大会の会場を彩りました。

国体でのラジオ体操会は10月2日に開催し、町内外から約2,000名の参加をいただき、特別巡回ラジオ体操、みんなの体操会としてNHKラジオの放送を通じ、全国に矢巾町の元気を発信できたすばらしい体操会であったと捉えております。当日は、中学校を登校日とし、全生徒が参加いたしました。体操会に参加された方々からは、中学生がきちんと整列したことで体操会が引き締まり、ラジオ体操も元気があり、大変立派であったというお話をたくさんいただきました。また、スポーツチャンバラ競技会は、東京都、北海道、東北各県からも参加をいただき、198名の参加選手で同じく10月2日に開催いたしました。当日は、小学校も登校日とし、小学校五、六年生による応援観戦を行い、参加している友だちの応援はもとより選手への大きな声援で大会が盛り上がりました。大会運営につきましては、岩手県スポーツチャンバラ協会、矢巾町スポーツチャンバラ協会の皆さんと町職員の競技運営スタッフの協力のもと、スムーズな運営ができました。当日は、矢巾町体育協会からはフリードリンクを、岩手中央農協花卉部会矢巾支部からは、優勝者へのブーケの提供をいただきました。また、岩手中央農協きのこ部会矢巾支部と、矢巾町学校給食共同調理場職員によるきのこ汁のふるまい、矢巾町商工会による抹茶のふるまいをそれぞれ特産品コーナーで行い、参加選手や会場を訪れた方々をもてなしました。

競技結果は、本町の選手も数多く上位入賞を果たすことができました。これは国体開催に向け、スポーツチャンバラ教室等を開催してきた成果があらわれたものと捉えております。希望郷いわて国体における当町出身選手の活躍につきましては、正式競技11競技に24名の選手が参加し、本県の天皇杯、皇后杯ともに第2位となる好成績に大いに貢献していただきました。特にカヌースプリント競技カヤックシングルで中前選手が500メートル、200メートルで2冠、カヤック4で菊池選手が500メートル、200メートルとともに第3位、ハンドボール競技青年男子、少年男子でベスト8、ホッケー競技青年男子でベスト8という活躍でした。

国体の応援につきましては、矢巾中学校がハンドボール少年男子、ホッケー青年男子、矢巾北中学校がハンドボール少年女子、カヌー競技の応援に駆けつけ、全国トップレベル

のアスリートたちが繰り広げる白熱の試合、迫力満点のプレーの熱気と感動を肌で感じ、選手たちを応援しました。この希望郷いわて国体を契機として競技力の向上はもとより、町民一人一人が生涯にわたってスポーツを楽しみ、感動を分かちあい、スポーツを通じた健康なまちづくりに参加できる環境づくりを今後とも推進してまいりたいと存じます。

次に、今回のレガシーをどのように考え、どのように次世代へ継承する考えかについてですが、スポーツチャンバラにつきましては、本年3月に発足いたしました矢巾町スポーツチャンバラ協会の活動を支援し、普及推進を図ってまいりたいと存じます。なお、平成28年矢巾町議会定例会3月会議での議員ご提言のとおり、スポーツチャンバラの全国規模大会を開催できるだけの力をつけられるよう協会を支援してまいりたいと考えております。

また、ラジオ体操につきましては、オリジナル夏休みラジオ体操カードの配付及び矢巾町ラジオ体操会を継続するとともに、正しいラジオ体操の普及を図り、スポーツを通じた健康なまちづくりを推進してまいります。

2点目の町民スポーツ大会のあり方とその種目についてもアスリートの育成とあわせ老若男女でのチーム編成等も含め競技種目の検討もすべきについてですが、毎年開催しております町民スポーツ大会は、今年度も昨年同様5種目としており、各種目において随時見直しを行い、年齢枠を設けるなど、公式ルールにローカルルールを加えて性別を問わず世代間の交流を図りながらより多くの方にご参加いただけるよう工夫をしております。

また、開催種目につきましても、生涯スポーツ普及の観点から、より幅広い方々に楽しくご参加いただけるニュースポーツの普及振興を念頭に選定しており、各種目の参加状況などを考慮しながらスポーツ推進委員、体育振興委員、自治会にお諮りした上で決定しております。生涯スポーツの普及は、町民の健康づくりと維持増進に重要な役割を担い、スポーツに親しみ、恒常的なスポーツ活動へとつながるきっかけとなるものとの認識で一層の生涯スポーツの推進を図ってまいります。アスリートの育成につきましては、町民スポーツ大会とは目的が違うことから幼少期からの運動能力底上げを促す事業や各種スポーツ大会への選手派遣事業を行い、競技力向上を図っているところであります。

次に、自治公民館事業についてのご質問の1点目の活動補助金が483万6,000円とあるが、その実態をどう把握し、補助金の活用に問題は発生していないかについてですが、本町の39の各自治公民館では、明るく住みよい地域づくりを目指して地域の実情に合ったさまざまな自主事業を展開しております。それらの活動内容を確認し、補助金の支払いをしており、活用には問題は発生していないところであります。

2点目の今後の自治会コミュニティ事業とのあり方、コミュニティ事業との一体について教育委員会の見解についてであります。自治会の活動として捉えた場合、コミュニティ事業と公民館事業は、現実的にはほぼ一体であると捉えております。また、自治公民館を施設として捉えた場合には、地域に根差した社会教育施設としての役割があると認識しております。このことから教育委員会といたしましては、コミュニティと自治公民館は、一体となって人づくり、地域づくりの実現に当たるべき役割を担っているものと考えております。

3点目の旧村単位の地区公民館的な活動の場を設ける考えはどうかについてですが、本町では町域がそれほど広くないことから公設の公民館として矢巾町公民館1館を設置しております。矢巾町公民館は、町のほぼ中央にあり、旧3村のどの地区からも利用しやすく、地区公民館的な活動の場を改めて設けなくても高齢者等の貴重な人材の活用の際は確保されているものと考えております。

次に、社会教育課を分化して事業充実、拡大を図るべきと思うが、所見はについてですが、社会教育は学校教育以外の主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動をいうものであり、多岐にわたることは議員仰せのとおりであります。仮に本町の社会教育課を分けるとしましたならば、生涯学習、社会体育、芸術文化、文化財の4業務が考えられるかと思えます。岩手県内でも補助執行や職務権限の移管により業務を分けている自治体が近年ふえてきております。このように社会体育課を分化することは可能であるとは思いますが、現在のところはそのような考えはないところであります。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

藤原由巳議員。

○15番（藤原由巳議員） 冒頭の国体関連につきましては、平成19年に岩手開催が内定して以来9年間の長きにわたりましてそれぞれご尽力いただきました関係者には、深く感謝を申し上げますし、私も19年12月議会の関係で初の質問をさせていただいて以来数回の質問をさせていただきながら、無事終了したということで万感の思いを持っておるものでございます。

ということで、さて質問であります。後段のほうの関係になります。何回か私も既に質問した経過もありますが、答弁には公民館活動と自治会活動は一体と思われるというような内容のご答弁でありました。こういった流れは、既にもう私あるところで20年も前の

資料をちょっと見させていただいたわけですが、これは第3次の社会教育計画という冊子でございましたが、そのときの当時の教育長から公民館運営審議会委員会委員長に諮問され、その答申がなされておった内容を見ました。そしたら全く今と同じような内容の諮問、答申がされておったように見させていただきました。そういったことでこれがずっとまたこのままこういったやりとりだけで進んでいくのかということになりますと、非常に心配な面もあるわけですが、再度将来的にはどうあるべきだという部分がもし発言できるのであれば、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 山本社会教育課長。

○社会教育課長（山本 功君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

前と同じ答弁ということでございますが、私どもの認識といたしましては、そもそも公民館というのは、矢巾町の場合はコミュニティ条例がありまして、コミュニティが発達しておるわけでございますが、いわゆる県内あるいは全国的に見た場合に、自治会イコール公民館というところが現在も珍しくない状況でございます。ということは、実際矢巾町の公民館、自治会を見ましても、公民館の下に自治会があると。予算を持っているのは公民館というふうなところもございます、いわゆるそういった始まりのころの体制があるということで、まずそもそも公民館事業からスタートしたのかなというふうに思っております。

実際これを具体的に役割分担を考えたときには、コミュニティは、当然地域づくりということのコミュニティの役割がございますし、今自治公民館というのは、組織、ソフトで考えますと、やはり同じような目的はあるにしろ、人づくり、いわゆる生涯学習、こういった部分の役割をやっぱり期待されておるのかなと、あわせて教育振興運動、こういった役割があるものというふうに思っております。ということで将来的にどうかというご質問でございますが、やはり人づくりとか、地域づくり、こういったふうなものは、まず未来永劫変わることのない究極の目的であると思います。そしてあとは、そこに向かっての体制、こういったものは当然是々非々でこれからも変えるところは変えていく必要があるとは思いますが、まず現在のところの認識としましては、現実の活動はコミュニティと公民館一体ではあるけれども、それをもっと深く追求するとそれぞれの役割があるということで車の両輪として地域の活動を行っていただいているというような認識をしてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

藤原由巳議員。

○15番（藤原由巳議員） 理解しました。

それでは、次の質問であります。余り触れてはおらなかったわけですが、郷土芸能の関係になりますけれども、昨年まとめられました矢巾町の民俗芸能の冊子を見させていただきますと、矢巾町にはかつて45の芸能団体があったと。近隣では盛岡市の六十幾つ団体について多く組織、団体があったということでございますが、現在の活動実態はどうなっているのでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 山本社会教育課長。

○社会教育課長（山本 功君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

現在の状況としましては、報告書に載っておるような状況が続いておるというように捉えてございます。そこで前にも議員各位のご質問にもお答えいたしましたが、今郷土芸能保存会などと一緒にしまして、何とか郷土芸能の後継者の育成を図っていきたいというように考えて対応してございますが、なかなか目に見える結果としては出ておらないというのが現実でございます。ただ、ひとつ明るい材料といたしますか、実は郷土芸能大会に訪れるお客様たちを見ていると、意外と若いお客さんもいらっしゃって、しかもそのとき郷土芸能関係の冊子の販売とかもしておるのですが、その資料を買い求めるのがまずほとんど若い方々ということで、これはどういうことかなということでもちょっと内部、職員での話をした経緯がありますが、これは余りにもこじつけで我田引水に過ぎるのではないかなと言われれば、そのとおりですが、特には教育振興運動、これは不動地区で不動っ子のつどいというのが毎年8月ごろに田園ホールであります。まずこういったところがほとんどが郷土芸能を子どもさん方が上演していただいている。これを聞きますと、昨年度あたりでしょうか、その前か、いわゆる親御さん方もこの意図について疑問が出てきて、正直一度中止の危険性もあったというふうに聞いてございます。ただ、そこは何とか皆さんの理解を得て現在に至っておるわけでございますが、そういった子どもたちが郷土芸能に触れる、みずから田園ホールの大きなステージで踊ったという記憶あるいはこれは不動地区だけに限らずよその地区でも教育振興運動で子どもたちの郷土芸能の発表を見る機会がございまして、そういった子どもさん方、保育園から小学校、こういった子どもさん方の幼少体験がベースになっている部分もなくはないのではないかなという、これは期待を込めたあれですが、一応そういったことで即効薬はございませんが、まずこういった将来の担

い手たちに場の提供をして、これを何とか何%でもいいから地区に戻って活躍する場を得ることがあればいいなという願いを込めて事業を行っております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 課長、何団体あるかと聞いているのだ、今の。活動団体。

○社会教育課長（山本 功君） 議員おっしゃるのは多分この資料だと思いますが、この資料に確かに45団体とあった中には、もう活動を廃止しているとか、このとおりだというふうに認識しております。

以上でお答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

藤原由巳議員。

○15番（藤原由巳議員） それでは、時間も大分経過していました。それでは、最後となるかと思いますが、社会体育課の分化ということでご提言あるいは質問したわけですが、答弁にありましたように、例えばということで4つぐらいの業務分担になるよというふうな答弁でございまして、近年その業務分けている自治体もふえてきたよというふうな答弁でございました。そこで先ほど来、今もそうでございしますが、郷土芸能も非常に厳しい状況にあると。あるいは青少年組織、これはほぼ皆無に近い、女性組織も非常に厳しい状況にあるということから、この生涯学習、どういう項目になるかちょっとこれは教育委員会のほうで考えていただくわけですが、いわゆる今現在の国体推進室も間もなくその役目を終わろうとしておるわけでございまして、せっかくここに室を設けて事業を展開してきたわけでございますので、その今の課題山積している部分をどれとどれが適切かは、これはちょっと私はわかりませんが、やはり今の課題をここで専門的に室を設けまして、その対策を講じていく時期ではないのかなというふうに考えます。

そういったことから、今のままいきますと、私の個人的な見解になるわけでございますが、こういった組織なり団体は、我々世代で消滅してしまうのではないかというふうな危機感も募ってきてまいりますので、即答はなかなかできないということだと思いますが、その辺のコメント、もし考えがありましたならばお願いしたいというふうに思います。

○議長（廣田光男議員） 越教育長。

○教育長（越 秀敏君） ただいまのご質問にお答えいたします。

分化ということと、もう一つ県内で首長部局への課の移行ということが8市で既に行われているわけでございまして、生涯学習あるいはスポーツ、その他今議員からご指摘のあ

りましたことは、果たして教育委員会という立場だけでいいのか、町民全体を見て施策として打っていかねばならないのではないかなというところそれぞれお考えの根底にあるのではないかなというふうに思います。ただ、これは組織の問題ですので、教育委員会だけで検討するだけでなく、町部局ともお話し合いしながら、さらにいろいろな条件、あろうかと思しますので、お話し合いを継続させていただきたいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 以上で15番、藤原由巳議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩をとりたいと思います。

再開を11時25分とします。

午前 11 時 13 分 休憩

—————
午前 11 時 25 分 再開

○議長（廣田光男議員） 再開します。

次に、7番、昆秀一議員。

第1問目の質問を許します。

（7番 昆 秀一議員 登壇）

○7番（昆 秀一議員） 議席番号7番、一心会の昆秀一でございます。

まず最初に、いじめ防止対策についてお伺いいたします。町内中学校で起こった悲しい事件から約1年5カ月がたちました。このようなことは二度と絶対に起こしてはいけません。そのための対策を含め以下お伺いいたします。

第三者委員会の調査状況はどのようになっているのか。いじめ防止条例は、子どもが主体の条例であることから、小学校低学年にも理解できるものとすべきではないか。町でいじめを絶対に許さない、撲滅するのだという強い意思を持った宣言をしてはどうなのか。

以上であります。

○議長（廣田光男議員） 越教育長。

（教育長 越 秀敏君 登壇）

○教育長（越 秀敏君） 7番、昆秀一議員のいじめ防止対策についてのご質問にお答えいた

します。

1 点目の第三者委員会の調査状況についてですが、矢巾町いじめ問題対策委員会、いわゆる第三者調査委員会は、平成28年11月28日現在で29回の開催となっております。調査状況は、最終的なまとめの段階になってきている状況と思われ、今後調査報告書が第三者調査委員会から提出されましたならば矢巾町いじめ問題対策委員会設置条例施行規則第10条に基づき報告及び公表を行ってまいります。

2 点目のいじめ防止条例についてですが、小学校低学年にも理解できるものとすべきについては、現在矢巾町いじめ防止等に関する条例案として素案、逐条解説、町民及び児童・生徒説明用の概要版、その他の規程類を準備しているところであります。さらに、学校の先生方の説明により、小学校低学年でも内容が理解できるようにイラストなども挿入し、児童・生徒説明用の概要版案を作成しているところであります。

なお、これらの矢巾町いじめ防止等に関する条例案等につきましては、第三者調査委員会の報告書及び提言が教育委員会へ報告されてから、それについて必要な修正を加えた後にパブリックコメントなどを行い、議会でご審議いただきたいと考えております。

3 点目の町でいじめを絶対に許さないという宣言をしてはについてですが、矢巾町いじめ防止等に関する条例案前文や児童・生徒説明用概要版前文に町として町民、児童・生徒、保護者等へのいじめ防止に対する強い意思や子どもたちが健やかに成長してほしい願いを盛り込めて制定し、広く周知したいと考えておりますので、それと別な形でいじめを許さない宣言をすることは、現時点では考えていないところであります。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） いじめ防止基本方針というものが町と各学校にあるわけですが、その基本方針と今後制定する予定のいじめ防止条例は、重複するところが多いと思います。そこで重要なところは重複してもいいことだとは思いますが、本来であれば、基本方針がしっかりと実行されていれば、条例をつくらなくてもいいのではと思ってしまいます。ですが、条例をつくる意味は、それをつくる課程においてのいじめに対する考えの醸成であったりすると思うのですけれども、そこら辺の考えの醸成についてもっとみんなで議論を重ねてこの条例をつくれるようにしていくことが必要なのだと考えます。

いろいろなところから勉強して、教育委員会が作り出し提示した素案は、形をつくり変

えることはなかなか困難であります。条例ができたなら先生方の説明により、内容が理解できるようにとのことですけれども、私は子どもたちに一度そういうきまりをつくらせてみて、そこに求められれば、大人たちが手伝いながら一緒にとものつくっていくことが重要なのではないかと思います。だから立派な条例よりも、そういう思いのこもったものを完璧でなくても、何度つくり直してもいいと思います。きっと子どもたちは大人たちの思いつかないような発想をしてくると思います。それがないなら、それは大人たちの引き出し方が悪いのではないかと考えてしまいます。ぜひそういう条例という形でなくてもよろしいです。そういう取り組みを今もやっていると言うかもしれませんが、いろいろとやってみるべきではないでしょうか。そのこのところの考えがあれば、お伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 村松学務課長。

○学務課長（村松康志君） ただいまのご質問にお答えいたします。

学校側の児童・生徒の意見も取り入れた、そのような形があつてよろしいのではないかと、このような、そういうご意見だと思っております。町といたしましては、先ほども教育長答弁でもありましたけれども、まず第三者委員会からの提言、まずこれを尊重しまして訂正をいたしますし、そのほかに各学校からも児童・生徒から、既にもう素案はつくっておりますが、わかりやすい条例案、これをお示しして、それに対して意見をいただいて、それも取り込むような形にもっていきたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） 先日行われました総合教育会議を傍聴いたしました。この会議は、町長が主催して行うものでございます。そこでは主にいじめ防止条例のお話があつたわけでございます。この会議は公開されているものです。この会議を傍聴させる意味はどこにあるのでしょうか。会議の透明化が必要だということはわかるのですけれども、傍聴に行つても、資料も渡されないから会議で何がどう話されているかも理解できずにいました。これで透明化になるのかという疑問があつたのです。これは議会の透明化などもそうなのですから、ただ単に公開していますよというだけでは真の公開にはならないのではないのでしょうか。その辺の考え方を町長にお聞きします。

○議長（廣田光男議員） まず越教育長。

○教育長（越 秀敏君） ただいまのご質問にお答えいたします。

総合教育会議の所管は、町長部局ではありますが、前回いじめ条例の素案を検討したときにつきましては、本当に素案でございまして、その案が資料として提出できなかったことは大変申しわけないと思いますが、それまでのさまざまな総合教育会議においては、提出できる資料は提出しているところでございます。というのは、ある程度確定したものにつきましては、提出可能なわけでございますが、本当に素案なものを、たたき台を教育委員と町長とで話し合うというところでございますので、資料を提出できなかったということについては、大変申しわけないなというふうに思っております。

なお、さまざまな委員あるいは町長の意見等をお聞きするということから、やはり総合教育会議は、公開であるべきだと思いますので、これは続けていったほうが良いということをお話したいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

町長所感は待ってください。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） 今でも連日いじめに関する報道がなされています。横浜や新潟では、原発避難者に対してのいじめがあったそうです。いつまでたってもいじめがなくなりはありません。もはや教師や教育委員会も頼りにならないとさえ思われている風潮がより一層広まっています。中には、スクールポリスを学校に常駐させ、警戒や指導に当たらせることやいじめ加害者の親にも刑事罰をいった提案をしている方もいらっしゃいます。確かに子どもの行動に対しては、親権者が責任を持つべきではあります。町としてこのいじめに対する親の責務に関してはどう考えているのか。また、いじめ防止条例の中での位置づけについてはどう盛り込もうと考えているのかお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 先ほどの答弁とあわせまして町長所見ございますか。

高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えを申し上げます。

まず先ほどの総合教育会議のことについては、誤解があってはならないのであれなのですが、私もあのときにお話をさせていただいたのは、やはりこの条例の制定のプロセスの中で、やはり児童・生徒にもわかりやすいような、それで理解のできる条例をつくっていかねばならないのだということで、そこのところはもう昆秀一議員とびたっと一致するところがございます。だから、何よりも私は今回のことは、保護者の方々も、そして町民の皆さん方

にもやはり実態をわかっていただいて、そして先ほどからもお話がございましたように、二度と起こしてはならない、こういうことを。そのためには、教育委員会だけではなく、私ども町も一緒になって取り組んでいきたいということで、ただ私もちょっとあれだったのですが、先ほど越教育長からもお答えしたとおり、まさに素案の素案だったわけでございますので、これが成案される過程の中でこれはしっかり公開してまいりますので、そこはひとつご理解をいただきたいと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） 今質問した親の責務に対しての見解をお願いいたします。

○議長（廣田光男議員） 越教育長。

○教育長（越 秀敏君） ただいまのご質問にお答えいたします。

保護者あるいは児童・生徒の役割とか責務というのは条例の素案にはうたっておりますけれども、議員ご指摘のとおりいじめというのは、絶対許されない行為であることを保護者としても十分に理解させてくださいというような文面も入れてございます。先ほどもご指摘ありましたけれども、いじめは絶対に許されない。ただし、児童・生徒は成長過程においてさまざまな失敗をすると、その失敗がいじめに当たる場合もあります。それからもう一つ、我々の町として今回重大事態を起こしてしまったわけで、いじめが重大事態につながることもあるので、やはり学校としてはきちんと初期から対応していかなければならない。この3つ、私は重要なポイントだというふうに考えておりますので、学校は学校として、その重大事態に至らないように、あるいはいじめがあってもすぐに対応できるように、それから心に響く、ただ怒って昔のようなけんかをとめに入るようなことでは、心の傷というのは、なかなか治りませんので、学校はそういう点に気をつけてこれからやっていかなければならないというふうに思っております。

なお、多くの地区でこのような重大事案あるいはいじめ等が指摘されていることについては、本当にうちのほうでもこのような重大事案あったので、あってはならないことだなというふうに考えているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） 子の不始末は親の不始末という意識が社会にもあります。ただ、いじめの問題は非常に複雑だと思います。親にも子にも厳罰を与えるといったことだけではいじめは防ぐことはできないのではと思います。そこで今も十分に行われていることと想われますが、さらにもっと親への支援など、相談や指導を行っていくことが必要になってくると想われますが、今後のさらなる親への支援についての考えがあれば、お伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 村松学務課長。

○学務課長（村松康志君） ただいまのご質問にお答えいたします。

本年4月からいじめ相談員というものを2名教育研究所の中に配置いたしまして、そして保護者、学校、そして当事者からいろいろお話等を聞きながら、そして解決の方向に向かうような、そういった取り組みを今行っている最中でございまして、その中で成果も上がっているところであります。ただ、残念ながらまだ未解決になっている事例も何例かありますけれども、連携を強化して何とか重大事態にならないように今後とも活動を続けてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） それから、学校現場での対応についてですけれども、いじめ対策に本当に力を入れるのならば、人が必要です。そういう必要性を町なり国なりがどう考えているのか。本気でいじめをなくそうというのであれば、町もほかを削ってでもそういう意思を見せていかなければならないし、そういう気概をあらわす意味でもそういう予算措置をできればお願いしたいし、町に予算がないというのであれば、国にそういう要望を出していったほしいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 越教育長。

○教育長（越 秀敏君） ただいまのご質問にお答えいたします。

議員仰せのとおり、やはり学校で授業を教えるだけの先生ではなくて、さまざまな専門家が配置されて子どもたちの悩みあるいは保護者の悩みに応えていくべきだという考えは私も同感でございます。市町村要望あるいは県の要望にしましても、スクールソーシャルワーカー、家庭と子どもと学校とか、さまざまな機関をつないでいただける、そういう方々の配置を今年度はそういう場をお借りして、県、国に要望をしているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） 次に、ネットでのいじめに関してですけれども、ネット上でいじめ加害者であると断定する事実誤認の内容が掲示板に書き込まれ続けております。ほかにもたくさん根も葉もない内容のものが書き込まれております。事実とは全く違う内容だと掲示板の管理者にそのたびに削除依頼をしても、拡散されたものは無数にあり、削除が追いつかない状態です。警察に相談に行っても、実質的な被害がないと動けないということであてにできません。同じように、ネットでの被害は、滋賀県大津市のときも起きています。その無実の罪を着せられた方は、仕事も追われ、人生を壊されてしまったということです。このように全く罪のない者に対して、何が目的で、一体何が楽しくてそのようなことをするのでしょう、これこそいじめであり、立派な犯罪行為であり、許してはいけないことだと思います。いじめ防止条例にもネットでのいじめが盛り込まれるようですけれども、これは矢巾町だけではとても防ぎきれない問題だと思いますので、しっかりと国に対してネット被害を防止する措置をお願いしていくべきであろうと思いますが、その点についてのお考えがあれば伺いたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 越教育長。

○教育長（越 秀敏君） ただいまのご質問にお答えいたします。

ネットの被害につきましては、本町でもかなり被害を受けているところでございまして、やはりさまざまな考えをお持ちの方があろうかと思います。そして自分が正義だという考えをお持ちの方もあろうかと思います。今までと違う点は、ネットだと思った瞬間の瞬時に書き込むことができる。私たちもちょっと言葉は悪いですが、むかつきたときに、一晩寝ると、それが忘れ去られていくという言い方は悪いですが、やはりよく考えれば、そうではなかったのだなというようなさまざまな考えがあろうかと思います。こういうような点については、文科省のさまざまな指針にも出ておりますので、インターネットについての小中学生に対する光と陰の指導というのは、これはぜひ続けていかなければならないし、文科省のほうでもそういうことに力を入れていきたいという方針のようでございますので、特に中学校3年生が高校に進む時点で、かなりのスマートフォンとか、自分自身の機器を持つようでありますので、特にそこは力を入れて指導してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは次に、2問目の質問を許します。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） 次に、第6次総合計画の評価、検証と第7次総合計画の見直しについてお伺いいたします。

矢巾町第6次総合計画は、昨年度で計画年度を終了しております。既に第7次総合計画の年度に突入しているにもかかわらず、6次総の評価、検証が十分に行われていないように感じます。そこで以下お伺いします。

6次総の評価、検証をどのようにいつまでに行うのか。その評価、検証結果の公表については、どのように考えているのか。6次総の評価、検証の結果を踏まえて7次総の見直し予定の考えはどうか。町としての各計画に対するPDCAサイクルの認識はどうお持ちなのか。

以上であります。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 第6次総合計画の評価、検証と第7次総合計画の見直しについてのご質問にお答えをいたします。

1点目の6次総の評価、検証をどのように、いつまでに行うのかについてでございますが、平成27年議会定例会3月会議でお答えしたとおり、第6次総合計画におけるまちづくりの評価として平成26年度に住民アンケートを実施いたしました。検証につきましては、第6次矢巾町総合計画は、平成27年度を目標年次としていたことから、認定をいただきました平成27年度決算数値を含めたこれまでの実施計画の進捗状況を取りまとめる形で平成29年1月をめどに実施をいたします。

2点目のその評価、検証結果の公表についての考えについてですが、検証の取りまとめの後、住民アンケートも含め今年度中に公表をいたします。

3点目の6次総の評価、検証の結果を踏まえて7次総の見直し予定の考えについてですが、第7次矢巾町総合計画は、まちづくりの評価の位置づけとなる住民アンケートの調査結果を踏まえ、それらの内容を十分に計画に反映すべく総合開発委員会において検討を重ねて策定したものであり、後期計画の策定までは今のところ見直しは考えておりません。

4点目の町としての各計画に対するPDCAサイクルの認識についてですが、今年度事務事業評価を各事業単位で実施しているところであり、今後はこれを用いてPDCAサイクル

を回し、マネジメントを展開していきたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） 評価とは、自己評価ではなく、第三者の目から評価することが重要であります。議会も評価、検証すべきことがその仕事でありますし、ほかにも町民からの評価を得ることもまた必要なことではないでしょうか。しかし、計画自体を町民が知らないのではないのでしょうか。これはしっかりと知ってもらうことを町がしていないのか。それとも町民が知ろうとしていないのか。はたまた町民が計画を知っても仕方ないと感じてしまっているのか。町民の中には、議論する前のものを町民に提示すべきではないかという人もいます。私は、町民がもっと知ろうとすることは大切なことだと思いますが、そこら辺を町としてはどのように考えているのか。そしてその知ってもらうためには、ぜひその町のこれからの基本となる重要な総合計画の冊子を全戸に配布するなどすべきではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） ただいまの昆秀一議員からのご質問でございますが、第三者の評価が大切である、計画自体の理解も大切である、その点につきましては、全く同感でございます。6次総につきましては評価、検証につきましては、評価というものを計画の内容一つ一つに対して、それが具体的にどうだったというふうな形での評価ではなく、いわゆる全体としてアンケートの質問項目に対してどのようなことをお感じになりましたかというふうな内容でのアンケートをとり、それを評価としているという関係から間接的な評価方法というふうな形で捉えております。計画そのものをわかっていないと評価できないというふうなスタイルではなく、計画はともあれ自分たちの生活実感としてのご意見を、その評価として我々のほうでは捉えるという考え方で進んでおります。いろんな評価方法もありますし、予算の範囲内で別な手法も不可能ではないと思っておりましたが、少なくとも6次総につきましては、そういう考え方のもとに評価をしたと、評価をいただいたというふうなことに捉えてございます。

今後7次総についてはどうなのかというふうな部分につきましては、いろいろなお考えもあると思いますし、従来それでやってきたのだからそれでいいのだというふうな固定的な発想ではなく、柔軟な発想のもとに、より現実的でなるべく評価の結果が得られやすく、なお

かつ新たな計画に盛り込むことにとってもよりよい方法論を探っていききたいものだというふうに考えてございます。

もう一点、計画の全戸配布ということでございますが、これは現時点では全戸配布については考えておりません。ホームページ等には公表してございます。そういった関係もございましてということでお答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） 6次総について1つだけ具体的に聞きたいのですけれども、6次総においての人口指標は、平成27年度3万人としておりました。これが達成できなかった原因は町としてはどこにあり、どう考えているのかお伺いします。

そして7次総においても6次総同様に3万人を目指しているわけですが、それに向けての具体的な計画をどう考えているのか。目標を高く掲げて目指すのはいいのですけれども、目指し方が少し違うのではと感じてしまいます。土地利用などを早期に進めていくことが必須であります。もっと抜本的に見直ししていく必要があろうかと思えます。無理して人口をふやさずに、より実効性の高いほうの環境に優しくコンパクトな町を目指すなど、政策転換をする方法もあろうかと思えますけれども、町としての考えをお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） 2点ほどあったかというふうに捉えました。1点目の人口、6次総の段階での人口達成ができなかった理由ということでございますが、6次総、それ以前の計画もおおむねそういった傾向がございましたが、いわゆる総合計画というものの考え方がどちらかといいますと、現実的なものを手堅くしていくというふうな発想ではない計画論であったというふうに私も過去の経験から捉えてございます。そういった意味合いにおきまして、ある程度夢を掲げるという意味での人口達成目標というふうになっていたものと捉えております。

だからといって達成できなくていいのかということはまた別問題ではございますが、実際のところ社会情勢とか、そういったものに非常に大きく影響される部分が間違いなくございまして、矢巾町の努力でどこまでできるのかというふうな計画論自体の部分にも幾つか問題はあったのかなと思います。

ただ、私も昆議員と見解を同じくしているところございますが、土地利用という部分が非常に大きく影響を持っているということは間違いのないところだなと私も感じております。

ただ、その土地利用につきましては、幾つかの観点でなかなか計画どおりにいかない部分がございます。1つは、基本的には土地は各所有者の方々の意向が最大限に、そこが最も重要な点でございまして、所有者の方々がどんどん土地利用していきますよというふうな考え方がベースにない限りにおいて強制することができないものであるということが1点。

そういった意味で非常に、特にお一人の所有であれば、その方の意向のみで前向きに進むということもありますが、いわば土地利用として大きな面積を有効な土地利用を図れるようにいろいろ手をかけていくということになりますと、その関係する所有者の方々、皆様のコンセンサスを得ない限りなかなか現実に進めることができないという、そういった難しさが一つございます。

もう一点としては、町としてやれる範囲のところでもあります、土地利用計画、具体的には都市計画のほうになってきますけれども、そういった部分につきまして行政のほうで目標を掲げていろいろ進めるというふうな考え方をもちろん持っておるところでございまして、特に都市計画につきましては、盛岡広域都市圏の一部としての矢巾町という立場がございまして。そういったことになってきますと、矢巾町の考え方だけでどんどん土地利用を進めていきたいということが100%通るわけではないということが現実でございまして、それからもう一つは、やはり農地等を潰して宅地にしていくというふうなところがどうしても経済性の問題とか、いろんなことが関連してきまして、どうしてもそういう傾向になりがちなのですが、そうやってまいりますと、農振法とか農地法とかの法令の制約もございまして。そういったことがありますので、いけいけどんどんでどんどんやりましょうというふうにはなかなか現実にはいかないという部分で人口達成ができなかったものと考えてございます。

それから、7次総の3万人構想につきましてですが、こちらにつきましても7次総の中にも各種計画を載せてございまして、もう一点、地方創生の計画のほうにも盛り込まれてございます。こちらのほうは、従来のものよりより具体的な計画ということで実践にしていこうという政策を幾つか具体的に並べておる計画です。それについて一歩一歩ですけれども、少しずつ実行しているところでございます。人口の点だけでいいまして、後で別な答弁にもお話し申し上げますが、利子補給制度を具体的に進めてまいりまして、既に新規で30名ほど、それからこれまで町内でアパート等で暮らされていた方が定着、家を建てて定着するであろうというふうな形になった方々も40名ほどいらっしゃる、既にです。そういった状況の申請が上がってきておりますので、少しずつではありますが、増加傾向を何とか保っていけるように進めておるところと認識しております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） ここで質問の途中でありますが、昼食のための休憩に入りたいと思います。

再開を1時とします。

午前 11時59分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（廣田光男議員） 再開をいたします。

昆秀一議員の3問目の質問を許します。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） 次に、共生社会の実現に向けてお伺いいたします。

ことし7月に神奈川県障がい者施設で起きた事件は、まことに許しがたいものでございます。その後には、視覚障がい者が駅のホームから転落する事故が相次いで起こりました。ことし4月からは、障がい者差別解消法が施行されていますが、このようにまだこの法律でもとめられている合理的配慮などが行き届いていないのが現状であり、高齢者を含めた共生社会の実現はほど遠いと言わざるを得ません。そこで以下お伺いいたします。

先日の町民と議会との懇談会のときも話題に上がりましたが、心のバリアフリーの取り組みをどうされてきているのか。療育センター、支援学校との連携を今後どうするのか。ユニバーサル化とは外国人や障がい者だけでなく、子どもからお年寄りまで誰でも全ての人が利用しやすくするためにどうするかということですが、そのユニバーサル化を本町の現状についてはどう捉えているのか。地域包括ケアシステムの構築状況はどうなっているのか。来年度から新しく始まる介護予防、日常生活支援総合事業の中身はどうなっているのか。今後のボランティア育成についての考えはどうか。

以上であります。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 共生社会の実現に向けてのご質問にお答えをいたします。

1点目の心のバリアフリーの取り組みについてですが、本町では、第4期障がい者プラン及び障がい福祉計画において、差別の解消及び権利擁護の推進として障がいや障がいのある

方の偏見をなくし、その理解を広めていく啓発活動及び福祉教育と交流ふれあいイベントの推進に取り組んでおります。具体的には、町社会福祉協議会と連携した思いやりの心育成事業として、子どもから高齢者まであらゆる世代と障がいを持つ方々との交流事業やハンディキャップ体験、認知症サポート活動や障がいについての理解、啓発活動を実施しております。また、町職員につきましても今年度障がい者差別解消法の施行に合わせて庁内研修を実施し、障がいについての理解、適切な支援に取り組んでおるところであります。

3点目のユニバーサル化の現状についてはどう捉えているかについてですが、障がいを有する人も健常者と同じように活動や社会参加ができる社会整備を進めていくことが大切と捉え、ノーマライゼーションやユニバーサルデザインの考え方を尊重しております。それはハード面の生活環境整備とソフト面のコミュニケーション支援の両面であり、使いやすさ、安全性、そして公平さを捉えながら整備を進めております。

本町においては、4月にオープンいたしましたやはば一くにおきましては、可能な限り使いやすさと安全性を追求したものとなっております。また、既存の公共施設におきましても身近な障壁を取り除くことを進めており、今年度の取り組み例としては、庁舎内の窓口のローカウンターの整備、庁舎トイレのオストメイト対応の表示、北側玄関のスロープに車椅子利用者の支援用ブザーの設置、上下水道課前の障がい者優先駐車場の整備及び窓口へのスロープ設置も行いました。このように今後もハード面における改善を進めてまいります。障がいのある方に住みやすい町とは、ハード面の環境整備だけで完成するものではなく、相手を大切にする思いやりも重要な役割を果たしております。事故等の危険回避や安全性を高める大きな力となる一声を互いにつなげる地域づくりを進めるため、幼少期からの福祉教育を実施し、周りの人の声が命綱となるようなまちづくりを推進してまいります。

4点目の地域包括ケアシステムの状況についてですが、現在介護保険法及び矢巾町健康長寿のまちづくりプラン、第6期介護保険事業計画に基づき地域包括ケアシステムの構築に取り組んでいるところであり、その取り組み状況については、本年10月1日に医療機関と介護事業所等関係者の連携を推進するため、紫波郡地域包括ケア推進支援センターを紫波町と共同設置し、また認知症の方や、その家族の早期対応に向けた支援を行うための矢巾町認知症初期集中支援チームを編成したところであります。

5点目の新しく始まる総合事業の中身についてですが、来年度の取り組みとして予防給付のうち要支援1、2の訪問介護、通所介護については、現行のとおり日常生活支援総合事業において実施することとしております。また、要支援及び要介護認定者以外の一般介護予防

事業については、介護予防、ボランティア等の資源を活用しつつ、気軽にシルバーリハビリ体操等に取り組めるように、自治公民館型介護予防事業を拡充することとしております。

なお、生活支援事業については、生活支援コーディネーターを配置し、矢巾町社会福祉協議会と関係機関と連携を図り、現在ある資源を有効活用しつつ、多様な事業実施主体による生活支援サービスの提供体制の構築を推進することとしております。

6点目の今後のボランティア育成の考えについてですが、11月現在、矢巾町社会福祉協議会に登録されておりますボランティアの状況は、子どもから高齢者、障がい者支援に係る活動内容で20団体であり、個人では12名が登録となっております。ボランティアの方の力は、地域福祉の推進におきまして、マンパワーとなる欠かせない貴重な資源となっております。災害時のみではなく、現在は史跡徳丹城跡のガイドや子育ての応援、精神保健活動への応援等を初め、その活躍の場は広がっております。町民が1人1役ボランティア活動を担うことにより、町の発展の力となることから、専門機関が開催いたします研修会の周知や参加派遣や町主催による先進地からの講師を招いた研修会を実施して、今後も継続した人材育成や人材確保を進めてまいります。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 越教育長。

○教育長（越 秀敏君） 引き続き共生社会の実現に向けてのご質問にお答えいたします。

2点目の療育センター支援学校との連携についてですが、学校不応適や発達障がいの児童・生徒について、加えてさまざまな教育相談の中で医療や療育の支援が必要と思われる児童・生徒について、それぞれの関係機関とケース会議などを開催し、その児童・生徒に合った支援を行っております。

また、進級、進学に当たり、支援学校における教育が必要な児童・生徒については、支援学校と連携を図りながら早い段階からの保護者との教育相談を行い、必要に応じて保護者の学校見学などを実施している状況であります。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） 高齢者が住みなれた地域で介護や医療、生活支援サポート及びサービスを受けられるよう市町村が中心となり、住まい、医療、介護、生活支援、介護予防を包括的に行うことにより、高齢者がより自由に自主的に地域づくりをしていくことを各地域で

見合ったようにしていくことが地域包括ケアであります。この地域包括ケアについては、共生社会の実現に必要不可欠であろうと感じられるところからお伺いいたします。

この地域包括ケアを構築するに当たって、矢巾町らしい地域包括ケアの構築とはどのようなものであると考えておられるのかお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 佐々木健康長寿課長。

○健康長寿課長（佐々木順子君） ただいまの矢巾町の地域包括ケアシステムはどのような形で考えているかということについてのご質問でございますが、今私どもが目指しております地域包括ケアシステムの構築につきましては、まずは医療と介護の連携ということで先ほど答弁にもございましたが、紫波郡の包括ケア推進支援センターを立ち上げまして、介護の従事者、それから医師会、歯科医師会、そして薬剤師会とさまざまな職種の方たちと連携をとりながら医療と介護の連携については進めてございます。

また、新しい生活支援、それから介護予防事業の総合事業につきましても地域のボランティアを活用した中で地域のさまざまな社会的資源を活用しながらお互いが地域の中で見守れるような体制づくりということで一つの取り組みとしては、いち早く取り組みを行ってまいりましたのは、認知症のやさしさはばたく認知症のネットワークということで進めてございます。また、老人クラブとか自治会等の地域の資源も活用しながら矢巾町全体、地域の中で見守りを行っていけるような矢巾町型の地域包括システムを構築してまいりたいというように考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） 普通とは一体何でしょう。重度の障がいを持っている方たちにとって普通とは健常者にとっての普通と違いがあります。本来、普通が人によって違いがあるなんておかしいと思います。けれども、それが現実なのだと思います。ですが、障がい者にとっての普通を本来の普通にすることには困難が生じます。そんな社会は変えていかなければならないはずです。そのためにしなければならないことが町においても山ほどあるでしょう。まずは支援体制をしっかりとこのように構築していくことが必須であります。現在はノーマライゼーションが広く浸透してきているとはいえ、まだまだ重度の障がい者に対しての目は厳しいものがあります。先日社会保障審議会の障がい者部会で車椅子の委員がバリアフリーとなっていない会場のために出席を断念していました。厚労省は下見もしておらず、その委員

に謝罪したといっています。出席できなかった車椅子の委員は、参加は諦めるしかなかった。厚労省だけり問題ではなく、世の中がそうなっているので驚かないと言っていたそうです。

ことしから障がい者差別解消法が施行されています。障がい者にとって日本は一昔前よりは生きやすくなっています。とはいえ、諸外国に比べるとまだまだノーマライゼーションの精神が成熟した国にはほど遠い。しかも出席できなかった車椅子の委員に、世の中がそうなっているので驚かないと言わせてしまう社会はどうなのでしょう。それも社会保障を審議する部会でのことです。日本は、そういう意味で先進国になれていません。

この国が真の意味での先進国になるためには、何をすればいいと考えるのでしょうか。まずは将来のために子どもたちに対するインクルーシブ教育を充実させることが必要です。そのために健常者と障がい者が自然に交流できる環境をつくることから始められないでしょうか。そのためにも交流し、障がい者も子どもも高齢者も要介護者など、さまざまな人が行き交う縮図となるまちであろう矢巾町が目指すべき共生社会のモデルとすべきなのだと思いますが、この考えについて何か所感があればお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 菊池福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長（菊池由紀君） ただいまのご質問にお答え申し上げます。

共生社会、子どもも高齢者も障がいがある方もない方もさまざま行き交うまち、そして自己実現できるまちというところで福祉の立場からそのようなことに取り組んでおります。特に見える障がい、そしてまた見えない障がいがありますので、相手を理解するということがとても大事だと思います。そのため社会福祉協議会と連携しながら福祉教育、保育園、小学校、そして中学、高校と福祉教育を進めております。また、交流事業、そしてまた障がい者の方が社会参加できるような相談も行っております。

そのような個別的な対応をしておりますが、やっぱりそのような町に取り組むというところを今回療育センター、そして都南支援学校も移転してまいりますので、そのことを町も他市町村よりも率先して県や療育センターに足を運びながら矢巾町ができることを探りながら福祉部局としても取り組んでいきたいと思っています。そしてまた啓発、町民の皆様にもお願いすることを情報発信しながら取り組んでいきたいと考えておりますので、ご理解をお願い申し上げます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） 共生社会の何が最終的に重要なのかというと、やはり意思決定の場

には、さまざまな人が入ってくるということです。決定を下す場合に、いろいろな側面が見えてくるようなメンバーにしておくことが必要です。例えば先ほどの話のように、霞が関のエリート官僚に世の中の福祉の話がわかるのか。確かに絵に描いた餅としてのみ福祉を議論することの問題はあります。ですが、エリートでなければ福祉の問題が自然と見えてくるかというと、そうでもないでしょう。福祉の問題が自然と見えてこない。むしろ物事のいろいろな側面が見えるように意思決定がなされる状況を意識して行うことが大切なのだと思います。家を建てるにしても家族構成が二階に駆け足で上される人ばかりなのか。上される人がいるかで建て方も違って来るでしょう。

例えば食料備蓄といった話が出たとき、アレルギーがあって除去食でなければだめな子はどうなるのだろうかなどと思ってしまうますが、こういったことを思いつかない人ばかり集めてしまうのではなく、さまざまな声が聞こえるような場があったほうがよいはずです。だからこそ共生社会でいろいろな人と一緒に住んでいることを自覚すること、こういう社会のベースとなるインフラをつくっていくことが特に重要ではないかと思いますが、このことに関して所感があればお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えを申し上げます。

昆秀一議員、いわゆる地域包括ケアシステムというのは、私は障がい者に限らず、いずれ子どもから高齢者まで安心にと、それで矢巾町は、今は介護の方々または障がい者の方々を中心にあれなのですが、やはり町としてこれから考えていくのは、子どもからいわゆる介護までのいわゆる子育てから介護までの一貫したこれからのライフステージを安心して暮らせるような体制構築が大事だと。そこで今社会の底流としては、やはり障がい者というのはいろんな先ほどのいじめの問題、虐待、いろいろあるわけでございます。そこで今私どもは、身体、そして例えば知的、精神障がいの3障がいのほかに難病とか発達障がいとか、高次の機能障がいとか、いろんな障がいがあるわけです。だからそういうことをしっかの包含した上で、今私どもは紫波町さんと一緒になって基幹相談支援センターを前向きに設置、検討していきたいということで、その中では、今業務としては、総合的に、専門的な相談支援の実施、そして地域での相談支援体制のこれまで以上に強化をしていくということ。それから、やはり今国でどうのこうの、県でどうのこうのと、これからは地域に移行した、また移行した後の定着、そういうふうなものをしっかり取り組んでいかなければならない。そして権利擁護、虐待防止と、こういったものをしっかりこれから対応していくために、そういった基

幹的な相談センターの設置、取り組んでまいりたいと。だからこれからは、障がいの対策については、これで終わりだということはないのです。それを私どもがこれからしっかり一つ一つ大事にしながら進めていきたい。そのためには、県の療育センターと今度できる特別支援学校、せっかくいわゆる岩手医科大学の中にできるわけです。特にも児童精神科の設置は、もうご存じのとおり医師の確保がなかなか難しい中で今後療育センターと私ども矢巾町とは、しっかり連携をとって、特にも発達障がい児の対策には取り組んでいきたいと、このように考えておりますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは、4問目の質問を許します。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） 次に、交通弱者等への対策についてお伺いいたします。

町内西部地区の交通網の整備等交通弱者に対しての支援については、以前から言われていることでございます。加えて高齢ドライバーの問題についても最近騒がれていますが、以前から問題視されているところではございます。そこで以下お伺いいたします。

さわやか号の運行見直しについての考えはどうか。

路線バス等公共交通機関の今後の見直し予定の計画はどうなっているのか。

オンデマンド交通導入実現の考えは全くないのか。

高齢ドライバーへの対策はどのようにしているのか。

以上であります。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 交通弱者等への対策についてのご質問にお答えをいたします。

1点目のさわやか号の運行見直しについての考えについてですが、矢巾町バス運営協議会においても見直しの要望があり、さわやか号の運行見直しを含め、本町の公共交通全体の検討を行うべき現在地域公共交通網形成計画策定を進めているところであります。

2点目の路線バス等公共交通機関の今後の見直し予定についてですが、路線バスの運行は、国の事業認可のもとに実施されており、本町が直接的に関与することはできませんが、地域公共交通網形成計画の策定に当たり、会議の構成員として路線バス事業者に参加していただいております、その中で望ましい公共交通網が形成されるように努めてまいります。

3点目のオンデマンド交通導入実現の考えについてですが、オンデマンド交通は、今後の

有力な交通手段と考えられることから、現在有識者に関与していただき、各地域の交通需要を科学的に調査、分析をしているところであり、それらをもとに地域公共交通網形成計画の策定の中で検討してまいります。

4点目の高齢者ドライバーへの対策についてですが、交通指導隊の街頭指導の一環として高齢者の方が陥りやすい長時間の連続運転などによる注意力低下状態での運転を行わないように注意を促す呼びかけ活動を交通安全県民運動などとあわせて行っているところであります。認知能力や運動能力の低下がもたらす高齢者の運転能力低下については、ドライバー自身の認識が重要となることから、地域や老人クラブの行事などの機会を得ながら引き続き周知、啓発活動に努めてまいります。

また、交通弱者への対策として公共交通機関等の利用における見直しとあわせ交通弱者への支援対策を検討しながら警察等関係機関と連携した高齢者ドライバーの交通事故の防止の啓発や歩行者側からもあわせてドライバーへの認知を促進する反射材着用の普及啓発を行ってまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） ことしの8月に町の地域公共交通網形成計画策定事務を委託するためのプロポーザル、事業をしてもらうところを決めておりますけれども、まずこの事業の内容について、この後のスケジュールはどうなっているのかお示しいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） 地域公共交通網形成計画の関係でございます。公募型プロポーザルを実施いたしまして、9月30日付で契約締結をいたしまして、復建コンサルと計量計画の2社の共同設計企業体に発注いたしております。現在は、さわやか号の乗降調査を行いまして、そちらのデータを取りまとめ中でございます。また、アンケートのほうも実施するということで進めておりまして、1月中旬から2月中旬にかけて集計分析、その後学識経験者の県立大学の先生や福島大学の先生方に内容を確認していただきながら分析をまとめ、1回目の会議を今月の20日、2回目は3月に行う予定としております。また、分科会という形で技術的観点で作業をいたしまして、そちらのほうでもアンケート結果等の取りまとめをしていくこととしております。

一応めどとしましては、3月末に一定の成果を出していただくという内容で契約しており

ますが、現時点で学識経験者の先生方からは、ちょっと時間が足りないのではないかというふうなことを言われておりまして、今後の進捗によりましては、繰り越しもやむなしというところもあるのかなというふうな状況でございます。

以上でございます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） アンケートをとるということだったのですが、アンケートをとると、多くの方は利用すると回答するにもかかわらず、実際の利用者が少なかったりするものですが、それを防ぐためには、トリガー方式と言われる一定期間運行して、それから存続を決めるなどの方法をとるなど、ただ行政に任せるのではなく、住民にも積極的に参加してもらうような方法をとったらいかがなのかと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） 現時点におきましては、その学識の先生方からのいろんなアドバイスをいただきながら、まずはアンケートで実態を把握しようということになっておりますし、新しい考え方としまして、マッピングシステムにバス停の位置や、その利用者の方々の回答を踏まえたものを重ね合わせまして人口カバー率がどうなっているかとか、その中でも特に高齢者単身世帯の分布状況と照らし合わせたりするというふうな考え方で、それからそれを条件設定を変えることによってそれがどういうふうに変化していくかということも分析しながら進めていこうと思っております。

なお、この地域公共交通網形成計画につきましては、さわやか号のためだけにやっているわけではございませんで、現在普通に運行しておりますバス、それから鉄道等も含めまして、矢巾町の中での公共交通網として現状の上でどういったシステムが適正なのかといったことを再度検討するというふうな内容でございまして、その結論の出し方にもよると思いますし、もう一つはそもそもいろいろ話題になっておりますさわやか号についての考え方も、そもそもこのさわやか号運行の本来的な目的は何なのか。それについて結構時間がたっておりまして、目的があやふやになっているところの否めないところでございます。そういった部分も含めまして、その目的を再度改めて設定し直した上でどういう形態が一番望ましいのかと。状況によっては、さわやか号ではない手段でそれをカバーするというふうな考え方も一つの答えとしてはあり得ますし、そういった検討も含めて行いたいと思っております。

いずれちょっと結果待ちというところは正直ございますが、結果を待って、その上で再度

いろいろ検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきます。

議員さん方にもお願いなのですが、このさわやか号の路線を廃止すると、必ず反対が出てくるのです。ところが、実態を見ると、いつか議員さん方にもさわやか号に乗っていただいて実態をあれしていただきたいと。

それで今私どもがあれなのは、岩手医科大学、今矢巾キャンパス、今度は附属病院が平成31年9月と、そうすると、矢幅駅とか盛岡駅または国道4号線のこういったバス路線、そういうふうなものとか、それからやはりいわゆる矢巾町の周辺部、徳田から不動、煙山の周辺部の子どもさんたちの児童・生徒のそういったことも総合的に勘案しながら、見直しするのであれば、ちょっと時間かかっても、そういったことにしっかり配慮のできる体制をつくっていきなというところで、これ今うちの課長がもう年度末までにあれだということなのですが、議員各位には、その時間をかけてもいいから、納得のいく形にしていきたいと。そのところはひとつご理解していただきたいということでございます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） まさにそのとおりでやっぱり乗ってみなければいけないということで地域公共交通網形成計画に約700万円お金がかかっているわけです。しっかりとしたそのくらの計画ができ上がってくるとは思いますけれども、バスは会議室の中の卓上を走っているのではなく、町内の現場を走っていること。現場をちゃんと知った者が計画をつくらないと、絵に描いた餅となってしまいます。計画をつくれる方にはぜひ、私たちもそうですけれども、町内の交通機関を使うなどして足で計画をつくっていけるようお願いしたいのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えを申し上げます。

いずれバスを含めた公共交通、路線なり動線の計画については、やはり私どもしっかり現場に出て、それから児童・生徒のやはりどういう状況なのか。今寒い時期には、やはり子どもさんたちが外で待っていると。お父さん、お母さんの勤務の関係で、でも学校はルールだからと、もう7時半でなければ開けないとか、そういうところもやはり温もりのある交通体

系またはそういう対応をしていかなければならないと思うのです。だからこのことについては、教育委員会ともしっかり連携しながら取り組んでまいりたいと、こう思いますので、これも今後の路線計画なり動線については、いろんな方々からご意見をお聞きし、集約しながら進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） 連携をとりながらよろしくお願いいたしますと思いますけれども、オンデマンド交通についてですけれども、一関市では、年経費が約300万円でデマンドタクシーを運行しているそうです。平泉では、デマンドタクシーではなく、患者送迎バスで対応しているとのこと。私は、以前からオンデマンド交通や福祉輸送などの充実を訴えておりましたけれども、町では、ほかの市町村の動向を注視して検討していくとの答弁でございました。もっと利便性のいい交通機関、先ほども検討するということでしたけれども、ほかにそういうふうな考えはないのか伺いたします。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） ご提案のありますようなオンデマンドも一つの選択肢として考えた上での検討をしてまいりたいと思っております。ほかにも発想を広くすると、タクシー券の無料交付とか、いろんな方法論があると思いますし、その中でより現場に合って、コスト的にも余り大きくないような形が選択できればよいなと思っております。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） 高齢ドライバーの件ですけれども、事故が本当に相次いでおります。何の罪もない被害者が事故に巻き込まれ、とうとい命を落としております。これも今に始まったことではないはずです。その対策を怠ってきたのは、国の責任もありますけれども、おくれればせながら来年の3月から改正道交法が施行されます。高齢ドライバーから免許を取り上げるのは簡単でしょう。けれども、取り上げるだけでは問題の解決にはなりません。逆に運転できなくなることにより外出する機会がなくなり、引きこもり、認知症が発症したりということにもつながりかねません。では、そのためにはどうすればいいのでしょうか。やはりそれには免許がなくても気軽に外出できる方法が必要なのだと思います。例えば免許を返上した人にはタクシー料金の補助をするなど、今後の高齢ドライバーに対しての支援について

の町のお考えをお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 佐々木健康長寿課長。

○健康長寿課長（佐々木順子君） ただいまの高齢者の免許証返納に係る支援のあり方についてのご質問でございましたけれども、今回のほかの議員さんからもこの辺の質問がたくさん出ておりまして、日々毎日のように、新聞、ニュースで高齢者の死亡事故については、本当に運転のみならず死亡事故が多いということについては、大変心を痛めている状況でございます。

今いろいろな見守り体制を構築していきますとともに何らかの支援策については、ボランティアの活用も生かしながら支援できる、生活支援のサービスの中で検討していく必要があるというふうに捉えておりますので、今後そちらもあわせて検討させていただきたいと考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他の課長で答弁ありますか。

山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） ただいまのご質問についてお答え申し上げます。

私のほうは助成というよりも、ある意味で高齢者ドライバー対策というか、そっち方面でご答弁させていただきたいと思っておりますけれども、現在高齢者の運転、それこそ今健康長寿課長話したとおりでございまして、そのような状況がありますので、町といたしましても町長答弁申し上げましたとおり、このドライバーのみならず歩行者についてもある程度町としても支援をしてまいりたいと。これにつきましては、具体的に反射材の部分考えてございます。これについての対策、まずこれ1つ行いたいと思ってございます。

それから、昆議員さんお説のとおり、29年3月道交法の一部改正、これが行われまして、専門用語で言えばあれですけれども、臨時適正検査、これが違反者にはもうばっちりと、75歳以上なそうですけれども、来ますというような話で交通運転のほうからの対策というのも規制してまいるというのが状況を正しく適正な運転につながるように努めていくよう関係機関、警察になりますけれども、町の交通対策といたしましても協力してとり進めていきたいというふうに思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えを申し上げます。

問題は、まず認知症対策の一環として、今度私どもも10月1日から初期の集中支援チーム、これを立ち上げたわけなので、そういった中で課題を抽出してどのようにして解決していけばということを考えてまいりたいと思います。

その中でやはり一番大事にしなければならないのは、本町でもことしもうお二方の死亡事故があるわけです。だからこれ以上死亡、これは大変なことなので、いずれそういった認知症対策の一環としてしっかり取り組んでいかなければならないと考えておりますので、今後そのチームの中で検討させていただきたいと思いますので、これはまた喫緊の課題でもありますので、先送りすることのないように対応してまいりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは、5問目の質問を許します。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） 次に、喫煙に対しての取り組みについてお伺いいたします。

喫煙の健康被害は深刻であります。特に喫煙しない人に対しての受動喫煙の問題は、即刻解決すべきことであることから、以下お伺いします。

役場庁舎内等官公庁における喫煙の状況はどうなっているのか。

小中学校の喫煙所の状況はどうなっているのか。

日本一健康な町を目指している本町としての喫煙に対する取り組みをどう考えているのか。

副流煙や呼出煙、三次喫煙の対処法についての考えをどうお持ちなのか。

吸い殻などのポイ捨て防止の対策はどのようにとっているのか。

以上であります。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 喫煙に対しての取り組みについてのご質問にお答えをいたします。

1点目の官公庁における喫煙の状況についてですが、指定管理している施設を含めた本町の公共施設では、一部で敷地内全面禁止としている施設もありますが、不特定多数の利用者が訪れる施設については、喫煙場所を設置しております。また、喫煙場所を設置していない施設については、喫煙される方には外に出ていただいて喫煙をいただくなど、喫煙者と禁煙者が接することがないように取り組んでおります。

3点目の日本一健康な町を目指す本町としての喫煙に対する取り組みの考えについてです

が、世界禁煙デー及び国の禁煙週間に合わせ、公共の場へのポスター掲示や広報やはば、町ホームページに掲載を行ったところであり、矢巾町健康福祉まつりにおいては、来場者に喫煙の弊害や受動喫煙による健康への悪影響について知る機会を設け、広く啓発したところがあります。また、母子健康手帳交付の際に、禁煙及び受動喫煙防止について個別に指導しており、特定健康診査後の結果説明会および特定保健指導においては、喫煙習慣のリスクと禁煙の必要性について説明を行っているほか、特にも喫煙習慣のある方に対しては、生活習慣の改善と禁煙につながるよう支援するとともに、保険適用禁煙治療を行っている医療機関と連携し、より一層禁煙を促すような取り組みをしております。

4点目の副流煙や呼出煙、三次喫煙の対処法の考えについてですが、本町としましては健康やはば21プランにおいて、受動喫煙防止の推進を目標に掲げており、周囲の喫煙者の副流煙などを吸わされる受動喫煙防止対策の徹底が重要と捉えております。副流煙や呼出煙、三次喫煙の対処法として全面禁煙が有効であると考えられており、受動喫煙防止対策を社会全体として取り組む意識を醸成することが重要であり、国や県と連携しながら禁煙、分煙の飲食店等登録事業の推進について普及啓発を行い、今後はさらにたばこの健康への悪影響や禁煙についてさまざまな機会を捉えて普及啓発をしてまいります。

5点目の吸い殻などのポイ捨て防止の対策についてですが、町においては、たばこの吸い殻や空き缶などのポイ捨ては、交通量の多い幹線沿いに特に多く見受けられます。吸い殻などのポイ捨て防止の対策としては、今後も不法投棄の対策とあわせ、町広報及びホームページへの掲載など、一層啓発に努めてまいります。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 越教育長。

○教育長（越 秀敏君） 引き続き、喫煙に対しての取り組みについてのご質問にお答えいたします。

2点目の小中学校の喫煙所の状況についてですが、現在小中学校6校において、学校敷地内における喫煙所はない状況であります。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） 私がたばこの害について取り上げようと思ったのは、大人たちがどれだけ子どもたちに影響を与えているかが自覚が足りないのではないかと感じたからです。

というのも、以前町内小学校の運動会のときに学校前の歩道で親たちが列をなしてたばこを吸っている姿を見て、余りいい光景ではないと感じたからです。それから、小中学校の喫煙所がないというお答えではございましたけれども、ことしの町内の中学校の運動会で喫煙所を設けております。これは臨時だとは思うのですけれども、私は運動会に来た親にも少し我慢をしてもらって、最低でも学校ではたばこを吸わないようにしてほしいと思うのですけれども、なぜ喫煙所を設けたのか、その経緯についてお伺いしたいと思っておりますけれども、ある実験によると、たばこの煙が25メートル先まで届くそうです。そうすると、運動会で走っている子どもたちがたばこの煙を吸い込んでしまう可能性もあります。そのような害があることをしっかりと喫煙者には伝えるべきでありますし、三次喫煙等の危険性もしっかりと周知していくべきだと思うのですけれども、その辺の考えについてお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 越教育長。

○教育長（越 秀敏君） ただいまのご質問にお答えいたします。

小中学校では、敷地内では禁煙という答弁をいたしましたけれども、教職員も9名の方々が3つの小中学校において敷地外でたばこを吸っているという状況が実際ございます。児童・生徒の安全のために離れられないということ、それから敷地内では吸えないということから、そういうふうな形になっているのではないかなというふうに思われます。

なお、運動会につきまして、喫煙所を設けたことにつきましては、教育委員会として把握しておりませんでしたので、今後調査させていただいて、議員のほうに回答させていただきたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） 本町は、日本一健康な町を標榜し続けています。でも、ただ言っているだけで特に大した取り組みはしていないのではないかとされる方がいます。日本一になるためには、日本一、いやそれ以上の対策や支援を行っていかねばならないはずです。私は、例えば以前にも提案したのですけれども、たばこだけのことではありません。日本一健康な町を目指す取り組みとして非常にふさわしいと思ったのですけれども、健康に関することをした場合に、ポイントが加算され、そのポイントで買い物やいろいろできるという健康ポイント制度の導入は、非常に効果があると思うのですけれども、いかがでしょう。

そして最後に、たばこの害から町民を守り、健康日本一の町、標榜している町としては、

ぜひ受動喫煙防止条例を真剣に検討していただくぐらいの覚悟はいただければと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えを申し上げます。

まず条例の制定については、私その前に、条例をつくる前に、現在喫煙されている方々がいかにして禁煙というか、やめられるか、そういうところに誘導する体制整備をしていきたいなど。先ほどいじめ防止のことで昆秀一議員は、今はもう対策方針があるのに条例つくっても意味がないのではないかと、その裏を返せば、私は条例の制定の前に、まずそういったことに取り組む体制整備、そういうふうなものを構築していきたいと。

それから、今耳の痛いことには、矢巾町は日本一の健康な町、これを標榜しているけれども、実際は中身がないのではないかと。私もこれまで心を痛めてきたことでございます。そこで私どもとしては、もう生まれたときからお亡くなりになるまで切れ目のない健康づくり、このまちづくりを今来年度の予算編成に向けてプロジェクトを立ち上げてやっていくかということで、だから今のポイント制度の導入もひとつその考え方の中に入れさせていただきたいと、こう考えておりますので、いずれ実効性がある計画を立てていかなければならないわけでございますので、これは議員各位からもいろいろ大所高所の立場からご指導、ご助言をいただきながら私どもとしては、本当に矢巾町は全国でも誇れる健康な町なのだと、それは医大がせっかくくるわけですから、だから今医大とも体のいきいき健診なんかもう既に取り組んでいるわけです。だからこの間も医科大学とのいろんな懇談の場もあって、矢巾町と医大と一緒にあって取り組んでいきたいと思いますという話し合いもさせていただいたところでございますので、その計画をいよいよ遅きに失したかもしれませんが、しっかり対応させていただきたいということでご理解いただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 以上で7番、昆秀一議員の質問を終わります。

ここで次の質問に入る前に短いですが、5分間の休憩をとります。

再開を2時とします。

午後 1時54分 休憩

午後 2時00分 再開

○議長（廣田光男議員） 再開をいたします。

次に、6番、村松信一議員。

第1問目の質問を許します。

（6番 村松信一議員 登壇）

○6番（村松信一議員） 議席番号6番、矢巾明進会、村松信一でございます。

それでは、1問目の質問に入りたいと思います。平成29年度予算編成の基本的な考えについて伺いをいたします。

第7次総合計画2年目の予算編成の策定の時期となっておりますが、国内外の社会情勢、社会経済情勢や国政策の動向など、環境変化への的確な対応、そして必要な政策、事業の着実な推進と持続可能な行財政基盤の構築の考えやアベノミクス第三の矢としてスタートした日本再興戦略、10の重点課題による第4次産業革命の実現に向けた戦略、そして高橋町長の掲げております13の政策とあわせ本年度の状況並びに新年度はどのような予算編成を考えているのか以下伺いをいたします。

1点目であります。本年度町長の施政方針演述では、新たに定住する人や各種機関や産業の進出を本町の成長の糧とするとあり、この取り組みによる成果について、そしてまた団塊の世代が75歳以上となります2025年を見据えた高齢者が住みなれた地域で安心した暮らしができるように認知症対策、在宅医療、介護予防、住まい、生活支援が一体的に提供される包括ケアシステムの構築に取り組むとあり、現在取り組み中の活動で顕著な効果は何か。そして、さきの成長の過程及び包括ケアシステムに対する新年度の取り組みをどのように考えているのか伺いをいたします。

次に、2点目ではありますが、地域福祉の充実について、地域住民と協働による福祉活動を展開し、総参加型の支え合う地域社会を目指した地域コミュニティを推進し、みんなで進める福祉の充実を図るとありましたが、本年の具体的な活動事例及び新年度に実施計画の新たな取り組みについて伺いをいたします。

それから、3点目であります。本年度実施中の交通安全施設の整備、改善等を県公安委員会に継続的に要望を行っていくほか、飲酒運転の根絶や町民の交通安全意識高揚のため広報活動や交通安全母の会、交通指導隊による園児、高齢者への交通指導強化を図るとあり、現在町内において県公安委員会との交通安全施設の整備、改善について検討がされ、そして新年度において設置、改善されることが決定されている施設はどれくらいあるのか伺いをいたします。

4点目であります。日本再興戦略の重点戦略の一つであります環境エネルギーの制約の克服と投資拡大について産業インフラの機能強化を掲げております高速道路へのアクセス性の高い物流拠点との直結や道路空間の有効活用について新たなルールの検討を行うとありますが、矢巾スマートインター付近を中心とした南北約3キロの不動盛岡線の規制緩和措置は、この再興戦略によるものなのかお伺いをいたします。

5点目であります。攻めの農林水産業の展開と輸出促進について、農業生産資材、肥料、飼料、農薬など、農業者の所得向上につながる価格形成の取り組みの構築、農業者が少しでも安い生産資材をみずから選択、調達できるようにする方策、そして先人の知恵と科学的知見を取り入れた土づくりの技術の普及を通じて持続可能な農業を推進し、有機農産物等に対する消費者ニーズに対応するため、生産者や生産グループがきめ細かな技術指導を十分に受けられるように、外部の土づくり専門家と地域の普及組織が連携して行う土づくりの取り組みを推進するとありますが、この2点について新年度の方向性や具体的な計画についてお伺いをいたします。

6点目であります。既存住宅流通、リフォーム市場を中心とした住宅市場の活性化について、省エネや長期優良住宅のリフォームへの支援などを行い、既存住宅の質の向上を進めるとともに、建設状況調査や瑕疵保険などを活用した質の確保を促進するとあります。新年度におきます矢巾町の住宅リフォームの基本的な考えについて、対策についてお伺いをいたします。

以上、6点であります。お伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 6番、村松信一議員の平成29年度予算編成の基本的な考えについてのご質問にお答えをいたします。

1点目の新たに定住する人や各種機関や産業の進出を本町の成長の糧とする取り組みの成果についてですが、新たな定住者を増加させるため、個人住宅取得資金の利子補給を本年8月から実施しておりますが、11月現在15件の申請が提出され、8名の人口増と26名の定住化が見込まれております。また、各種機関や産業の進出につきましては、地方創生の一環としてウエルネスタウンプロジェクトを進めているところであり、現在は実施に向けて準備を進めているところであります。

次に、現在取り組み中の活動で顕著な効果及び包括ケアシステムに対する新年度の取り組み

みをどのように考えているのかについてですが、2025年を見据え、環境機関と連携を図りつつ高齢者が住みなれた地域で安心した暮らしができるよう地域包括ケアシステムの構築を推進してまいります。

2点目の地域福祉の充実について、本年の具体的な活動事例及び新年度の実施計画の新たな取り組みについてですが、本年の具体的な活動事例につきまして、児童福祉においては、町内8保育施設の園長と福祉・子ども課が毎月会議を開催し、子どもの育成と保育現場の課題に取り組んできております。また、4月にオープンしたやはば一く内の子育て世代活動支援センターどんぐりっこを運営するNPO法人矢巾ゆりかごとも定期会議を持ち、子どもの成長における各事業について、多くの方に安心して利用いただける支援を行い、順調に推移をしておるところであります。障がい者福祉については、担当課が庁舎に移転したことにより、障がい相談支援に係る相談窓口の利用や事務手続がスムーズであると多くの声をいただいております。また、町内に5カ所、紫波町に2カ所ある障がい者相談支援事業所との連携も積極的に進め、今年度は紫波町と共同で紫波地区の障がい者支援のあり方を協議する場を設置しておるところであります。

さらに、地域福祉については、生活困窮を初めとした福祉課題に対応する相談員を10月から福祉子ども課に配置し、複数の課が関係する困難事例解決のためのケース会議の実施や町内で活動する関係機関との新たな連携、そして町内2,000人を対象とした福祉ニーズの調査を進めております。新たな関係機関の取り組みの一環として12月と3月には、フードバンク岩手と連携し、フードポストを役場庁舎とさわやかハウスに設置し、その活動を通し、生活困窮世帯の相談と支援を広げてまいります。新年度については、今年度の実施を踏まえて国のモデル事業にも積極的に取り組む中で相談を待つだけではない、アウトリーチ型の支援体制を構築するとともに、現在実施中の地域福祉ニーズ調査の結果に基づいて不足しております地域資源を新たに創出し、共同募金などの財源を活用した地域の見守り事業を実施する準備を進めてまいります。また、社会福祉法の改正に伴い、地域における広域的な取り組みを実施するため、町内の社会福祉法人も準備を進めているところであり、町としても相互に情報交換を図りながら地域福祉の充実に努めてまいります。

3点目の県公安委員会と交通安全施設の整備、改善について検討され、新年度において設置、改善されることが決定している施設はどのくらいあるのかについてですが、県公安委員会の交通安全施設の整備、改善要望については、町交通安全対策協議会、紫波警察署、交通規制対策協議会、岩手県警察本部検討会での審議を経て、県公安委員会へ上申し、審議の上、

採択された要望箇所が実施されるものであります。現時点では、岩手県警察本部検討会での予定箇所が決定した状況であり、県公安委員会の決定はこれからという状況ですが、上矢次郵便局北側交差点への歩行者用の信号設置、白沢第5地割内の横断歩道設置、アルコ西側十字路への横断歩道及び一時停止標識の新設が予定箇所となっております。

4点目の矢巾スマートインター付近を中心にした南北3キロの不動盛岡線の規制緩和措置は、日本再興戦略によるものかについてですが、矢巾スマートインターチェンジを中心として北はNHKラジオ電波塔から南のJAガソリンスタンド交差点までの県道不動盛岡線沿いは、市街化調整区域であります。ことしの4月から流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律に基づく特定流通業務施設について市街化区域に適地がなく、市街化調整区域に立地した場合に、その周辺の市街化を促進する恐れがないと認められる場合や、その他諸要件を満たす場合に、岩手県開発審査会の審査を経て、その立地が可能となったものであります。このことにつきましては、従来から市街化調整区域における開発許可の基準に定められているものであり、対象として滝沢インターチェンジを中心とした国道4号沿い及び本町の国道4号沿いが指定されていたほかに本町でも矢巾スマートインターチェンジが開通することを踏まえて要望を行い、新たに加えられたものであることから、日本再興戦略によるものではありません。

5点目の攻めの農林水産業の展開と輸出促進について、農業生産資材、肥料、飼料、農薬等農業者の所得向上につながる価格形成の仕組みの構築、農業者が少しでも安い生産資材をみずから選択、調達できるようにする方策についてですが、生産者が有利な条件で安定取引を行うことができる環境づくりは、重要な課題であることから、規制改革推進会議における農林水産業の体質強化に向けた議論や検討内容を注視しながら適切に対処してまいります。生産者や生産グループがきめ細かな技術指導を十分に受けられるように、外部の土づくりの専門家と地域の普及組織が連携して行う土づくりの取り組み推進についてですが、農業生産の基本となる健康な土づくりは、安全、安心を支える産地体制の強化につながる重要な取り組みであります。町といたしましては、土壌診断に基づく現状把握を県、盛岡農業改良普及センターと連携して行い、緑肥の作付、堆肥の施用等による環境保全型農業や構築連携に取り組むなど、環境へも配慮した農業経営を推進してまいります。

6点目の既存住宅流通、リフォーム市場を中心とした住宅市場の活性化についてですが、本町におきましては、従来から実施しております木造住宅耐震改修工事助成事業及び新エネルギー導入事業によって住宅の耐震補強や太陽光発電設備の導入等に対する補助を行ってい

ることに加え、本年度から新たに実施しております個人住宅取得資金利子補給事業におきましても、中古住宅購入に伴うリフォーム及び多世帯同居を目的としたリフォームを利子補給の対象とし、既存住宅の質の向上を図っているところであります。新年度におきましてもこれらの制度のさらなる周知をしっかりと図るとともに、現在実施中の空き家実態調査が本年度末には完了することから、その結果も踏まえ活用できる空き家に関しては、関係者向けにリフォーム支援制度の周知を強化するなど、より効率的に対策を進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

村松信一議員。

○6番（村松信一議員） 数点ございます。それでまず1点ずつお伺いしたいと思います。

一番初めに質問いたしました個人住宅取得資金の利子補給についてであります。導入後何らかの課題があったか、なかったか、それをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） ただいまのご質問でございますが、現時点では申請を受理して承認をしているという段階でございます。実際の支払い等は年を越しましてからのことになりますので、手続上の課題というのは、現状ではまだないものと思っております。ただ、我々も制度設計はいたしました。その制度上の課題としては、どうしても持ち家を持つという形なので、一定以上の所得のある方をターゲットにしているやり方だなというふうには感じております。なので、カバーできていない部分については、特に若者層の方、所得が余り多くない方々に対して何らかの政策が必要だなと、こういうふうに思っております。現在その政策を検討しているところでございます。具体的なものはまだ明らかにできる状況ではございませんが、検討中でございます。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問。

村松信一議員。

○6番（村松信一議員） 実は、例題として、実際あったお話をさせていただきます。盛岡に住んでいる方が職場を通じて取引の金融機関を利用する場合、それからあとは全国規模の会社の支店や支社あるいは営業所などもあります。実際私もそうでありました。それで社内福利厚生として住宅資金の融資を社内で受けている方も多くおります。この場合は、大体金融

機関を、通常は指定されるわけであります。そうしますと、大体中央の銀行であります、新たに口座をつくるわけです。そうした場合は、ただいま私どもの今の矢巾町の住宅の利子補給は、対象にはならないと思うのですが、これを見直していただけないでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） おっしゃる部分は、確かに現状としてありますし、これまでもそういった相談はありました。この中で今回の利子補給の事業というのが定住化を目的として、しかも町内の金融機関の協力を得て進めるという形の中で取り組んでいるという性格上、対象金融機関については、絞らざるを得なかったというところで進めておるところでございます。それを広げるというふうなことについて、現時点では考えていないところです。

ただ、あと会社の福利厚生の関係での利息の金額が非常に、負担する利子が非常に少ない場合などもちょっと対象にならないケースが出てくるなど、幾つか完全にはカバーしきれていない部分がございますが、現時点では一応そういう取り組みの中で進めてさせていただいておるところでございます。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 再質問。

村松信一議員。

○6番（村松信一議員） わかりました。やらないということですからしょうがないです。けれども、実際今お話ししたなぜ町内の金融機関なのですか。先に住んでもらえばいいのではないですか。先ほど来質問ありました3万人とか言っているときに、盛岡に住んでいる、それで矢巾に住みたい、金融機関はどこでもいいのではないですか、住んでもらえばいいのではないですか。ですから、金融機関のことをいうのではなくて、金融機関もう少し広げて、労働金庫だとか、実際あったわけです。ですから、見直していただかないというのであればいたし方がないのですが、今後それを考えてみていただけないでしょうか。考えるだけでいいです。今ここではわかりましたと言わなくてもいいですから、検討いただけないでしょうかということ。

○議長（廣田光男議員） 課長、めり張りが無い、もう少し高くしゃべって、何かもやもやと逃げるから。

高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきます。

村松信一議員にもご理解していただきたいのは、スタートは、矢巾町に支店を有する金融

機関ということでまずスタートしたわけです。ただ、実際今ご指摘のようなことがあるわけです。だから制度設計については、見直しをしないということではなく、今スタートした時点での金融機関とも協議しながら、もうそういうことで金融機関も異論はないと思うのですが、今課長は遠慮がちに答弁をさせていただいたのですが、そういうところとしっかり協議をして、そして前向きに検討させていただくように、ただスタート時点では、町内の支店を有する金融機関ということでスタートいたしたということだけのご理解いただくとともに、皆さんからももう一度協議の場を設けて、そして進めていきたいということで、ここで課長はもういきなりな答弁をしたのですが、即答できないということですが、制度設計の見直しについては検討させていただきますので、余り怒らないでいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○6番（村松信一議員） ぜひとも前向きなご検討、よろしくお願いします。

次の質問に移らさせていただきます。ウエルネスタウンプロジェクトのことではありますが、答弁には、各種機関や産業の進出については、地方創生の一環としてウエルネスタウンプロジェクトを進めており、実施に向けて準備中であるのご答弁いただいたわけであります。この構想の中で各種機関や産業には、どのような会社の進出が考えられているのか。そしてまた、現在進出についての打診はあるのかどうかお伺いをしたいと思います。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきます。

ウエルネスタウン事業の核となるのはいろいろあるわけですが、実は岩手医科大学の連携も当然出てくるわけなので、水面下でそういう協議を今始めたところでありまして、やはりいまここで公にして今始めたところでありまして、やはり今ここで公にしてあれするとお互いやはり企業進出のほうでも慎重にならざるを得ないというふうなお話もお聞きしておりますので、いずれいい報告ができるようにもうちょっと待っていただきたいなということですが、

だから何たってきょう今知りたいと、こういうふうになればあれですが、いずれ今いろいろと、いろんなところと水面下で進めさせていただいているという状況でご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○6番（村松信一議員） それでは、打診があるということでございますので、じっくりと待ちます。

それでは次に、1問目の質問の中の包括ケアシステムの活動で顕著な効果、業績は何かについての質問ありましたけれども、私は9月議会の決算議会では、やさしさはばたく認知症支援ネットワークのわんわんパトロール隊の活動が評価され、認知症の私とかがやく大賞2016を受賞したとお聞きしました。これは顕著な活動効果、業績であると思われますが、そのときのご答弁では、今年6月時点での認知症サポーター約3,000人強の活動については、本年度の後期に進める、活動はです。ですから、今その活動時期に入っていると思うのですが、本年後期に進めるとしておりましたが、現在の活動内容と新年度の取り組み計画はどのように考えているのかお伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 佐々木健康長寿課長。

○健康長寿課長（佐々木順子君） ただいまの認知症サポーターの現在の活動の内容と新年度の取り組みということでございますが、現在矢巾町内ではサポーターの養成講座、キャラバンメイト29名の活動によりまして、本年度約3,500人のところまで達してございます。特にサポーターの養成講座につきましては、ジューミンジャーと連携をさせていただいて各小学校の4年生の総合学習で取り入れていただいておりますし、それから矢巾北中学校においても今年度取り組んでいただいたところでございます。

ただ、これまでのサポーターの養成講座については、養成をするという形で3,500人までふえてきましたけれども、そこまできたのですが、次への受け皿といえますか、次への活動につながっていないということがございましたので、9月議会のときに後半で活動を進めていくということでお話しいたしましたのは、先日新聞にも載りましたがオレンジボランティアの育成ということでサポーター養成講座の中から募集をかけまして、25名の方が参加していただきましたけれども、さらにステップアップ講習ということで進めてさせていただきました25人の方にオレンジボランティアとして登録をしていただいたところでございます。このオレンジボランティアは、今後、今認知症カフェを開催しておりますが、月1回の開催のみということになってございましたので、できればその回数をふやすとともに、開催場所もふやしていくような方たちになっていただければなど、オレンジボランティアを中心に認知症カフェとかを開催していただけるような、そういう活動を進めていただくということにしておりましたので、新年度におきましても、さらにオレンジボランティアを活用しながらカフ

エ等の開催をふやして見守り体制を強化していければと、輪を広げていければというように考えてございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 村松信一議員。

○6番（村松信一議員） 次の再質問に移りたいと思いますが、認知症対策の地域回想法についてであります。認知症は、今やありふれた病気ではありますが、全国の認知症の人は、全国現在462万人で予備軍の方は400万人とも推定されております。地域回想法は、認知症の方が過去の思い出を誰かに話したり、語ったりすることで精神を安定されることでありますが、各地で取り入れられております認知症予防、認知症機能の改善に大きな効果を上げているとのことでもあります。昭和の日用品、生活用品など、忘れさられ、捨てられつつあるごく身近な品々を集めて展示している久慈とか、花巻にある昭和の学校などがそれに当たりますが、昭和30年代の町並みを再現し、多数の日用品を展示し、現在を生きる高齢者にとっては、皆なつかしく、使用経験があるものであり、記憶がよみがえる展示館であります。実際に見学すると、高齢者は、生き生きとした表情で認知症の方でもよく話を始めるなど、認知症予防にも大変効果があるとされております。

町長に伺います。9月議会でリゾートとしてご提案申し上げました大白沢地区は、観光資源と、それから非日常施設の充実と総合的な開発に向け検討したいとご答弁をいただいておりますが、矢巾町内で昭和の時代のなつかしいものを集めて今後の認知症予防対策の一つとして昭和の学校のような展示館のようなものを大白沢地区のほうにつくってもらえませんか。その考えについてお伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 稲垣産業振興課長。

○産業振興課長（稲垣譲治君） 今のご質問にお答えいたします。

私どもの担当で直接認知症の予防ということにつながるかはちょっと定かではありませんが、大白沢地区に今議員ご提言のあったような施設等の建設に係る検討ということでお答えとさせていただきますと思います。

現在大白沢地区につきましては、和味、岩清水、室岡、舘前、桜屋で構成する不動中間山間地域ということで指定を受けまして、今年6月24日で地域協定が認定されて計画づくりが進められているところでございます。このような施設につきましては、大白沢地区の振興策を含めまして、不動中山間地域協定の計画への支援を行うとともに、観光資源の再認識と創出につきまして矢巾町観光協会や矢巾町温泉振興会といったところとそのような施設の建設

も含めまして協議、連携しながら今後検討してまいりたいと思っております。

以上、お答えとします。

○議長（廣田光男議員） 佐々木健康長寿課長。

○健康長寿課長（佐々木順子君） それでは、高齢者取り組みの上での回想法のお話が出ましたので、ちょっとそちらのほうで認知症対策ということでお話をさせていただきたいと思います。

実は、とても有効的な取り組みだということで高齢者の健康増進とか、介護予防の取り組みとしては、非常に効果があるというように言われております。そこで今矢巾町では、若干ではありますが、おでんせハウスで昭和30年ぐらいのだと思いますが、昔のちょっと色あせたような映画のポスターとかを張ったり、それから昭和のスターとって、私とか子どものころブロマイドってあったのですが、そういったものを模造紙とかに張りながら、それを見たり、昔のちょっとした着物みたいなものとか、洋服とかも展示しながら、既に若干取り組んでございます。ただし、今おでんせハウスだけの取り組みなので、今後来年度から総合支援事業とか始まっていきますので、そういった公民館での活動の中にそういった材料といいますか、回想法につながるような材料の収集とか、取り組み方をさらに情報収集をしながらサロン等の中でも開催していくように検討してまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○6番（村松信一議員） それでは、次に移ります。認知症にかかわる高齢者の運転事故についてお伺いいたします。

高齢者、この場合、65歳以上とさせていただきますが、65歳以上のドライバーは全国に1,710万人いるそうですが、今から1年前、過去1年間の65歳以上、この場合は、認知症が絡むと見られているということですが、運転した、死傷者が発生した痛ましい、暴走で痛ましい死傷者が発生した事故は22件ほどあるのだそうであります。そしてまた、75歳以上の運転者が起こした死亡事故は、1年間377件で死亡事故における高齢者の事故割合は、運転事故割合は2006年の場合は、年7.4%だったそうではありますが、昨年は12.8%まで急増したとのことであります。

そこで運転免許証の返納対策を考え始めた自治体も多くなってまいりましたが、例えば返納者に対してタクシーの1カ月の定額契約をする、そのための支援をする。それから、バス

券を年間1万円ほどの支給をするなど、それから返納の難しい方には、安全装置として急発進や車間距離、はみだし等の防止装置などがついた車輛を購入した場合に、支援策を設けるなど、いろいろ考えられますが、車社会が到来して初めてのケースなわけです。それで初めて高齢になったわけでありまして、ですから、解決の事例が少ないわけでありまして。そして緊急の課題でもあるわけでありまして、運転免許証返納の課題に取り組む考えについてお伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 佐々木健康長寿課長。

○健康長寿課長（佐々木順子君） ただいまの認知症高齢者の事故防止といたしますか、免許証の返納の部分のご質問でございますが、本日も先ほど昆議員さんのほうからもお話がありましたが、高齢者の交通事故等につきましては、先ほどもお話したように痛ましい事故が多発しておる状況で免許証の返納についても村松議員仰せのとおり緊急の課題であると捉えてございます。

本町では、現在高齢者の見守りとしていわて生協、それからヤマト運輸との地域における見守り協定を結んでおりますので、そういったところの連携と、先ほどありましたわんわんパトロール隊の見守りというところもございますので、これら見守りの連携と、さらには警察とか自治会、老人クラブ等に事故防止の啓発活動を進めていながら返納に対する支援策についても、先ほども申しましたが、生活支援事業なり、そういった中での取り組みが可能かどうかも含めながら今後検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○6番（村松信一議員） それでは次に移らさせていただきます。地域福祉の充実についてありますが、児童福祉について8保育施設と福祉・子ども課での保育現場での課題に取り組んでおりますが、この場合、どのような課題が提起されているのかお伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 菊池福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長（菊池由紀君） ただいまのご質問にお答えいたします。

町内には、保育施設が8カ所、認定こども園2園を含めて8カ所ありますので、その園長先生方と話し合っている課題の中に今年度は感染症対策、そしてまた事故についてということ、そしてまた災害時の児童福祉施設の避難、水害を含めたということでそのような今年度

ならではの課題がいろいろと浮上してきましたので、一緒に情報交換したりとか、情報提供してきております。また、今年度の統一の課題といたしましては、病児保育、議会のほうからもご提案いただいておりますものにつきまして町内で実施できないかということを共通の課題といたしまして、病児保育の取り組みについて情報交換しながら体制整備に努めているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

村松信一議員。

○6番（村松信一議員） 障がい福祉について次にお伺いをしたいと思います。担当課が庁舎に移転し、支援にかかわる相談窓口の利用や事務手続がスムーズであると利用者からの声で好評であるとのこととあります。とてもいい話を聞きました。私、今まで知りませんでした。そして、これは今年4月の機構改革の効果のあらわれであると思います。この機構改革に着手しました町長初め、そして窓口で対応されております職員、スタッフの方々に町民の一人といたしまして、その対応に対し、お礼と感謝を申し上げます。そこでお伺いいたします。障がい者施設の待機者数の状況についてどのようなになっているのかお伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 菊池福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長（菊池由紀君） 障がい者施設、入所ということでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○福祉・子ども課長（菊池由紀君） 町内には、身体障がい者の入所施設、そして知的障がい者の入所施設、そして医療的ケアができる重度の心身障がい者施設がありますが、医療的ケアのところは、県が入所についていろいろ決定するものでございますが、そのほかにつきましては、矢巾町からもお願いできるものがありますが、待機ということは私どものほうでは捉えておりません。一人一人個別に相談支援事業者の協力を得ながらサービスが適用できるように障がい者の方につきましては、サービスの提供に努めておりますので、待機ということとは捉えておらないことをお知らせいたします。

○議長（廣田光男議員） 村松信一議員。

○6番（村松信一議員） 生活困窮を初め福祉課題についての困難事例解決について町内2,000人を対象にした福祉ニーズについてどのような調査内容をしているのかお伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 菊池福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長（菊池由紀君） 今年度生活困窮者の自立支援法のもとでモデル事業、生活困窮者に対してさまざまないろいろな方策をとっていくようにということで国のモデル事業に応募した経緯がありますので、それで矢巾町といたしましては、どのようなことが困っているのか2,000世帯を対象とした調査を11月の下旬から12月中旬まで行っております。それは過去5年間、ここ5年間のうちに病気とか健康、経済、子育て、介護、仕事、地域との人間関係等について悩むことがなかったかどうか。そしてまた、相談をどんなところで行っているか。また、福祉サービスをどのような福祉サービスを使っているか。そしてまた、これからどんな支援が必要か。地域ではどんなことに手伝ってもらいたいかというような内容につきまして調査を進めているところです。どのような情報を発信していいかも含めた内容でございますが、12月中旬までニーズ調査を行いまして、その後集計して分析するというようなことで福祉ニーズについて捉えていきたいと進めておりますので、以上お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に質問ありますか。

村松信一議員。

○6番（村松信一議員） それでは、次に移らさせていただきますが、フードバンクの取り組みにつきまして12月と3月に2カ所に分けて実施されるとのことでありますが、この2カ月に限定するその理由と、それから共同募金をするということですが、この財源はどのような方法で行うのかお伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 菊池福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長（菊池由紀君） ただいまのご質問にお答えいたします。

フードバンクにつきましては、基本的には1年中受け付けることができるものでございます。ただ、地域の福祉、地域福祉につきましても1年を通してさまざまな行事に対応しております。5月であれば、日本赤十字社の強化月間であったり、7月は犯罪を犯した方の更生、社会を明るくする運動、8月は戦没者の追悼式等さまざま行いますので、今フードバンクといろいろ話し合ってきた経緯の中で子どもたちが夏休み、冬休み、春休みに大量の食料を必要とするということがわかりましたので、食べ物の取り扱いでございますので、時期を決めて長期の休みの前に集めるというところで取り組みを始めたものでございます。

ただ、今年度12月、3月と行いまして、またその体制について反省しながらどのようなものが集めやすいのかとか、必要とされているか、周知について、そして設置場所等も評価しながら次年度に向かっていきたいところです。

そしてまた、多くの反響をいただきまして、たくさんの善意が届けられまして、矢巾町な

らではの玄米であったり、お米であったり、レトルト食品であったり、既にたくさんいただいております、1回届けた経緯もありますことをこの場を通して報告させていただきます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますね。

村松信一議員。

○6番（村松信一議員） それでは、次に移らさせていただきます。

交通安全施設整備についてであります。11月19日の土曜日にやはばーくでの町民と議会との懇談会が開催されまして、そのときに質問として出されました。通学路や歩行者の安全対策として危険場所も多く、歩道設置についての要望書も出されております。それでこのような課題は町内な多く存在いたしますし、それから場所として難題や制約、そして予算など、多くの時間を要するわけでありましたが、設置までの1次、その安全策あるいは課題解決の1次策として以前に私質問しておりますが、ゾーン30や、それからグリーンベルトなどについて質問しておりますが、このときはシルバーゾーンとか、寿ゾーンとか、スクールゾーンとか、いたわりゾーンとかもあわせて質問したわけでありましたが、一時的に課題解決として永久的な部分はあるかもしれませんが、その取り組み状況、特に2点でいいです。ゾーン30、スクールゾーンです。ゾーン30と、それからグリーンベルトについてであります。その取り組み状況は、1年もたちましたし、その後どうなっているのか。

それから、答弁にございました白沢第5地割に設置する歩道とはどの場所か。

以上、お伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） 最初に、ゾーン30につきまして私のほうから答弁申し上げます。

ゾーン30につきましては、自動車の最高速度、こちらが30キロメートルに設定する交通規制、こちらとあわせまして外側線等の路面表示、こちらの組み合わせたものとして歩行者の安全性の向上を図るというものであるものでございますけれども、交通規制が関係するゾーンを指定する場合、公安の許可、公安の許可でございまして、こちらが必要となり、時間を要している場合がございますけれども、紫波警察署交通課と協議いたしまして、既に最高速度が30キロメートルに設定されている路線、こちらにつきましては、町単独で外側線等の路面表示、こちらを公安の許可がなく路面、ただ路面模様については、これはこちらでいえば紫波署と協議をするということで設置が可能であるという状況をいただいておりますので、今後につきましては、危険箇所、こちらを確認しながら設置に取り組んでまいりた

いと考えてございます。

それからまた、最高速度が30キロメートルに設定されていない場所、箇所につきましては、まず一つは、速度規制の変更、こちらをまずやるか、またはゾーン30の完全に指定をするかというような形になるわけですがけれども、町単独か、矢巾町交通安全、今までどおり対策協議会のほうを通じて要望するか検討を行ってまいりたいというふうに考えてございます。

それから、もう一点、白沢第5地割の歩道の設置の場所でございますけれども、矢巾中学校の北側の町道白北線でバス停の約何メートルか東側になりますけれども、花やはば住宅、こっちのほうから南下してきて町道白北線に当たる場所、こちらのところに町道のほうに歩道を設置するという予定になっているところでございます。

私のほうからは以上でございます。

○議長（廣田光男議員） 菅原道路都市課長。

○道路都市課長（菅原弘範君） それでは、私のほうからはグリーンベルトについてお答えを申し上げたいと思います。

まず町内でグリーンベルトとして、いわゆるカラー塗装でございますが、やっているところは、ちょっと距離は短いのですが、3カ所ございます。それで1カ所は徳田小学校の近くの国道との接点の西前線というところのいわゆる歩道の未舗装部分でございます。それから、あとは煙山小学校の西側の赤林室岡線、旧農協のガソリンスタンドから昆源さんのところまでの間、これが一応カラー塗装をしているところでございます。

それから、岩手医大のちょうど西南側に西前橋とございますけれども、あそここのところに1カ所やっぱりちょっと歩道が狭いところがございますので、こういったところを塗装しているというところでございます。

今後いずれ財政の部分はございますが、やっぱり交通安全ということも考えまして、いずれ新年度以降、ちょっと学校を中心とした形の中で教育委員会さんとも協議しながら塗装をするようにしていきたいなということで現在考えているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○6番（村松信一議員） 了解しました。

それでは次に、次の質問に移らさせていただきますが、不動盛岡線の両側約3キロのところの特定流通業務施設についてであります。日本再興戦略によるものではないとのことで

ありますが、この3キロメートルの土地について要件を満たす進出希望、進出をする規模の企業が合った場合の相談窓口はどこになるのかお伺いをいたします。

そしてこの土地については、多少の規制を設けるのかどうか。例えば3ヘクタール、4ヘクタールとか、大きな物件の場合は中央より北側であるとか、中小物件の場合は南側だとか、そのような規定を設けるのか、全く設けないのかお伺いをしたいと思います。

それから、もう一つ、再興戦略の環境エネルギーの制約の克服に産業インフラの機能強化が掲げられております。その中に高速道路へのアクセス性の高い物流拠点の直結や道路空間の有効活用について、新たなルールの検討を行うとしておりますが、要するに何をいわんとしているかといいますと、通常的大型トラック2台をつなげて輸送が可能なダブル連結トラックの導入であります、このダブルトラックの規定緩和が今後なされるわけでありましたが、この矢巾スマートインターチェンジは通行可能なのかどうかお伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 菅原道路都市課長。

○道路都市課長（菅原弘範君） それでは、何点か質問ございますので、一つずつお答えをしたいと思います。

まず最初に、そこのエリアに要件の調った業者さんが来た場合、相談窓口はどこになるのかということでございますが、こちらにつきましては、いわゆる要件といいますのは、ちょっと長いのですが、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律という、通称物流総合効率化法という法律がございますが、こちらのほうに申請をいたしまして、いわゆる物流のコストの削減、それから環境負荷の低減を図る事業を行いたいということで申請をし、認定を受けた複数業者の方が対象になるということになります。この方々が先ほどご質問のありました県道沿いに立地をしたいという場合につきましては、特定流通業務施設ということで県の開発許可基準の中にごございますので、その場合は、許可権限者は岩手県となりますが、開発行為の窓口は市町村、いわゆる道路都市化で担っておりましたので、そういった方々がありましたならば、うちのほうでその窓口になるということでございます。

なお、先ほどの流通総合効率化法につきましては、窓口は運輸局、ここでいえば流通センターの運輸支局が窓口になるのだろうということで思っておりましたので、つけ加えさせていただきます。

それから次に、多少の規制は設けるかということでございますが、これについては、基本的に今お話ししましたそういった対象となる事業を行うことで認定を受けた業者が対象ですので、それ以上の規制は、特に設ける予定は考えておりません。

それから次に、もう一つ問い合わせにつきましては、参考まででございますけれども、岩手県内では、今のところありませんが、平成26年3月現在で全国で221件あるとお聞きしております。

それから、最後になりますが、スマートインターチェンジにおきまして規制緩和によるダブル連結トラックということでございますが、大体20メートルから先ほど言いました25メートルぐらいということになりますが、現在事業認可を受けているのは、最大で12メートルまでの事業認可でございます。ただし、来年度の地区協議会がございまして、これはネクスコさん、あるいは県、町を含めたそういう協議会がございすけれども、そちらのほうで協議をし、16メートルまでの長さのトラックをまず通過できるようにしたいと。といいますのは、現在工事しておりますのが16メートルまでの範囲であれば通行できるという形をつくっておりましたので、そこまでは対応できますが、ご質問のありました連結トラックについては、残念ながら長過ぎるということで右折できないことから、これらについては通行ができないということになります。

参考までにほかの滝沢さん、それから奥州さん、平泉さんも現在計画して事業実施をやっているところもありますが、こちらも16メートルまでの計画となっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○6番（村松信一議員） それでは、次に移らさせていただきます。

日本再興戦略の攻めの農林水産業についてであります。その中に有機農産物に対する土づくりについて取り組みを推進するとあります。本町は多少の中山間地はありますが、平たんで作業性に適した優良農地が多いと思いますが、稲作以外の適地適作として、この土づくり推進事業をいち早く取り入れまして、少量多品種で他と差別化できる新鮮で安全な商品開発として野菜栽培を行ったらいいのではないかと思います。

そこで試験的に大白沢地区に依頼してはどうかと思います。先ほどの昭和の学校のような展示館と、それから新鮮な野菜開発、有機農業でできます新鮮で安全な野菜、これらを利用した野菜レストランなどを開業したらいいと私は考えておりますが、この大白沢付近にこのような先ほども申し上げました展示館やそういった野菜レストランなどを一緒に開業する、そういった開発に取り組む考えにつきましてお伺いしたいのと、そこで9月に私が西部地区

のリゾート化について質問したわけですが、そのときに町長は、西部地区活性化委員会で検討したいとありました。それで実際先ほど、先日あたりに西部地区活性化委員会が開かれたと思いますが、この委員会での会議の内容などについてお伺いをいたしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 稲垣産業振興課長。

○産業振興課長（稲垣譲治君） ただいまのご質問にお答えいたします。

大白沢地区の開発につきましては、先ほどのご質問にお答えしたとおり、不動中山間地域協定の活動とともに検討しているところではございますが、この活動の中で来週14日になりますが、不動中山間地域協定の役員会ということで私どもと一緒にそういった協議の場がございます。

それから、役員会の後に矢巾観光開発さんとの意見、その役員会の内容を踏まえまして意見交換会をやるというような予定になってございます。大白沢地区につきましては、隣の矢巾温泉と連携した事業展開が必要ということでこのような協議の場で議員さんからのご提言も含めましていろいろと協議させていただきたいと思っております。

それから、2点目、西部地区活性化委員会の検討内容でございますけれども、委員会では、ヒマワリ畑を周知するための案内板の設置やPRの必要性、それから、ヒマワリ畑に特産品の販売や屋台を設置してはどうかと。それから、あるいは南昌山の登山道がわかりにくいので、1合目付近に案内板の設置をしたほうがよいのではないかなどとの意見もたくさんいただいております。これの進め方につきましては、地区での懇談会による地域の皆さんの声とか、課題を明らかにしながら具体的に取り組みを関係課や関係機関との協議をしながら先ほどの中山間の問題等含めましてさまざま協議してまいりたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは、6番、村松信一議員の質問を終わります。

ここで次の質問に移る前に休憩に入ります。

休憩は少し忙しいですが、3時10分といたしますので、よろしくご協力をお願いします。

午後 3時03分 休憩

—————
午後 3時10分 再開

○議長（廣田光男議員） 再開をいたします。

再開に当たりまして、先ほど教育委員会から喫煙のことについての後刻ということの説明が申し入れありましたので、これを許します。

村松学務課長。

○学務課長（村松康志君） 先ほどの昆議員の答弁の際に保留をしていた件についてお答えをいたします。

運動会における喫煙所の設置についてでございますが、喫煙する保護者への対策として、また吸い殻などが路上に捨てられないようにするために町内の中学校 1 校が校地外に、敷地外に設置したものでございます。

なお、他の小中学校につきましては、喫煙所の設置はございませんでした。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） それでは次に、3 番、廣田清実議員。

第 1 問目の質問を許します。

（3 番 廣田清実議員 登壇）

○3 番（廣田清実議員） 議席番号 3 番、町民の会、廣田清実でございます。まずもっていわて国体におきまして我が会派のほうで提案させていただきました花壇の整備、これをやって矢巾町のおもてなしができたのかなと思っておりますし、それに際して、まず決断していただきました町長には敬意を表します。また、優しさを持っていたいただいたフードバンクにつきましても速やかに対応していただきまして、その町長の優しさ、それから矢巾町の優しさが出たことと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず 1 問目の質問をさせていただきます。人口 3 万人への具体的な計画についてということで、医大関連で交流人口の増加が見込まれる一方で既存の住居者、住民の少子高齢化が進む中、本町の人口は 2 万 7,000 人ほどで推移しております。7 次総合計画において人口 3 万人を目標にしておりますが、人口増加に対する具体的な取り組みの内容が見えてきません。そこで土地利用等について伺いいたします。

町内の町有地及び民有地で市街化区域内の未利用地で大きな面積の土地は、どこにどのくらいの面積があるのか伺いいたします。

あわせて未利用地が多い場合、盛岡広域都市計画の見直しにおいて土地利用に影響がないか伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 3番、廣田清実議員の人口3万人への具体的な計画についてのご質問にお答えいたします。

市街化区域内の大きな面積の未利用地は、どこにどのぐらいの面積があるのか。未利用地が多い場合、盛岡広域都市計画の見直し案において、土地利用に影響はないかについてですが、市街化区域内で、ある程度の面積の未利用地としては、徳田橋付近に約1.1ヘクタール、矢幅駅西側に約1.4ヘクタールございますが、全て民有地であり、それぞれ所有者の考え方もございますので、町の意向のみで土地利用を図ることはできませんが、企業等から立地場所の問い合わせがあったときには、その土地の紹介などを行っているところであります。

盛岡広域都市計画の見直しにつきましては、県を中心として来年度から本格的な協議が進められることになっておりますが、用途地域や土地の位置等諸条件などを考慮すると、その影響はないものと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

廣田清実議員。

○3番（廣田清実議員） 午前中というか、午後というか、6次総の関係で3万人にならなかったという部分の質問が、答弁もありましたけれども、7次総においても、逆に言えば、土地の利用の関係についてもですけれども、町のほうでは何世帯を目標として、3万人にするためには、今後、今2万七千四百何人ぐらいでしたか、その中で7次総も夢ではなくて、逆に言えば、どのぐらいの世帯数をふやすのか、そういう部分の計画がないと、なかなか進まないと思いますし、やっぱりエレベーターではないから階段を上っていく部分があると思うので、町としての見解として何世帯を目標に3万人を目指すのかお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 菅原道路都市課長。

○道路都市課長（菅原弘範君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

現在2万7,000人ぐらい。それで3万人を引きますと、大体3,000人ぐらいとなりますが、大体1家庭4人とすれば、750世帯分という単純な計算ではそうなります。先ほど町長答弁にもお話したとおり、現在市街化区域の中ではほとんど、小さい遊休土地はございますが、まとまった土地というのは、先ほどお話のとおりございません。それで今度いわゆる土地利用の見直し、つまり線引きの計画が来年度から本格的になりまして、今の予定ですと、平成31年が見直しの時期となっております。それに合わせまして過日議会の、いわゆる議案となりますマスタープランとか、そういった部分もあわせてこれから検討するというこ

とになっております。

今までの取り組み状況は、去年とことしで基礎調査といいまして、都市計画の見直しをする場合は、人口動態だったり、産業の状況だったり、そういった資料を必ずつくることになっております。それが今年度でまず終了すると。来年度からそのものを含めてどこにするかというのを一応案を決めながら、あとは広域の関係のところ、あるいは県と調整をしながら場所を詰めていくということになっております。

先ほど前段言いましたように、3,000人という形がどのくらいの大きさにとれるかどうかというのは、いわゆる人口フレームといいまして、広域でどのくらいの人口が今後予測されるかという部分も当然加味されますので、どの程度の大きさになるかわかりませんが、矢巾町といたしましては、何とか市街化区域の拡大も視野にそういった協議に臨んでまいりたいというところがございます。

なお、現在その場所をどこにするかというのは、まだ決まっておりませんので、今後素案という形の中で議員の皆さんとも協議する段階が出てくるかもしれませんが、まだもう少し時間を頂戴できればと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

廣田清実議員。

○3番（廣田清実議員） 7次総の計画の中でもいろいろ、本当にそれを望んでいるのかなという部分の数字が出ておりまして、町全体の面積に占める住宅面積というのが27年度は12.31、31年度には12.46までしか上がらないということになると、本当に3万人にする気があるのかなという部分はあると思います。それであれば、私が質問した中で民有地だけを答えていただいたのですけれども、町有地として市街化区域はどこにあるか、もう一度確認して答弁をお願いします。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） ただいまのご質問にお答えいたします。

町有地に関しての部分でそれぞれ答弁のほうではございませんで、全て民有地であるというふうなご答弁させていただいたわけですが、今のご質問の部分の中で未利用地といって正しいのか、ちょっと表現があれなのですけれども、具体的には旧矢巾中跡地とか、それからあとは不動産共同調理場の南側というか、あそこら辺のエリア。あとは例えば山林とか、雑種地とか、これは大きいものが、大きいというか、面積的に集まればあ

るわけですがけれども、まとまった形の中でのという考え方からすれば、普通財産の中で、行政財産ではなく普通財産の中で町が今活用等検討できる部分の考え方とすれば、そのところは大きいところというふうに捉えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問。

廣田清実議員。

○3番（廣田清実議員） 私も矢巾で生まれて、矢巾で育って、矢巾が大好きなものですから、その3万人にするということは、目標として本当に私たちも頑張っていきたいなと思うことなのですがけれども、7次総の何ページだかわかりませんが、第3章の利便性と発展性を高める町の中で市街地活性の促進というところで、「また旧矢巾中学校跡地利用について検討する」という部分の文言が入っております。ということは、宅地としての考えもあるのかという部分が私はあると思うのです、これ逆に言えば。土地利用、土地利用といって31年までであれば見直しができないという部分、ましてや民間の土地、それから町の土地、大きなところで市街化がいっぱいあるということで影響はないということでしょうけれども、広域にいったら、矢巾町さんはちゃんと市街化区域あるではないですか、今からどこ、まだ欲しいのですかなんて言われるのを考えれば、実質あるものですから、そういう部分の影響はないというのは、私はきっと民間だとすると、私のところ守るのであれば、やはり矢巾町さんあるのではないですか、建てる場所あるのではないですか、それを活用しないのですかと言われるのがおちではないかなと思いますけれども、そういう影響はないのかお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 菅原道路都市課長。

○道路都市課長（菅原弘範君） それでは、ただいまのご質問にお答えをいたします。

確かに今総務課長が言いました、例えば旧中学校の跡地とかを例えば宅地にするというような形もあるのではないかとということでございますが、それも一つは方法としてはあるとは思いますが、ただ、今町で考えておりますのは、あくまでもいわゆる町有地といいますのは、自分たちの使える部分というのは、小さい例えば何百平米、100平米とか、そういった部分は点在はしているとは思っておりますけれども、まとまって例えば団地にするという形の中では、やっぱり市街化区域の中ではないものと捉えております。それで旧グラウンドにつきましては、これは現在検討中ですから、これはうちのほうでどういう方向にするという形ではちょっと今現段階では結論は出せないという部分でございますので、そ

ちらについては、いずれもう少したたないとどういう状況になるかわからないというところでございます。

それで先ほど言いましたように、次には市街化の拡大という形になりますが、考え方とすれば、盛岡広域都市計画という全体のくくりの中で計画を立てていきますので、例えば矢巾のほうで今市街化の区域の全体の遊休地は幾らあるということでありませけれども、こうやって見ますと、民間で小さい開発を結構やっていたという観点から、まとまった土地というのは、実際民有地を含めてもほとんどなくなっているという状況です。先ほど言いましたように基礎調査、5年ごとに行われますが、平成27年度までの部分につきましては、今年度中に出ますけれども、その状況はちょっとまだ出ておりませんが、22年の段階では、市街化区域の中で30ヘクタールほどが未利用地として調査では残っておったのです。それでその中が中身をちょっと見ますと、大体広宮沢第2地区の土地区画整理の中とか、あるいは駅西の土地をまだやられていないところがございますが、ご承知のとおりほとんど配置が終わりましたので、まとまった土地については、今度の調査ではなくなってくるものと考えております。

そういうことから、やはり将来人口も考えれば、やっぱり町としましても7次総に向けた人口増加を考えるとすれば、やっぱり市街化区域の拡大も一つの視野に入れなければ、当然それを達成できないという部分もございますし、あと今までも議題に乗っております調整区域でのそういった形も何らかの形でやっぱり対策をとっていかなければならないなということでいろいろと現在検討しているという状況をご理解いただければと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

廣田清実議員。

○3番（廣田清実議員） 中学校の跡地は一般財産でございますし、2年前にグラウンドの部分に関しては、社会財産になっておりますので、条例を変えない限りは、その部分には手をつけられないと思っておりますし、ただやっぱりお金を生める土地と、逆になかなか生めない土地って、やっぱり矢巾の小さい中でもあると思いますので、そういう有効活用をしていただければなと思います。

私は、南矢幅2区に在住しておりまして、中村地区で200世帯、今子ども会、うちのほうも少なくなっておりますけれども、そのふえた部分で今106人の小学生の子どもがおります。あそこが初めはなかなか埋まらないのではないかなと思いましたがけれども、もうほと

んど埋まりまして、きっと売り地と書いているのが1つか2つだと思います。そこで税的にお伺いしますけれども、その固定資産税と、それから住民税が、あそこが開発になってどのくらいの財産になったのかお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 佐藤会計管理者兼税務課長。

○会計管理者兼税務課長（佐藤健一君） ただいまのご質問にお答えいたします。

ちょっと資料を今探しますので、中村地区における固定資産税と住民税という2つのご質問でございましたけれども、28年度の固定資産税につきましては、税額で1,710万円ほどとなっております。また、住民税につきましては、こちらにつきましては、中村地区に平成26年1月1日以降に在住した方、転入されてきた方というふうに見込んでいただいて結構かと思っておりますけれども、この方々の町民税額を合計した場合には、約770万円ほど、合わせますと2,400万円ほど固定資産税と住民税の税収があったということになってございます。

なお、固定資産税につきましては、新築家屋3年までは軽減がございますし、長期優良住宅につきましては5年まで軽減がかかってございます。住民税につきましても、金融機関等から借入金入れた場合は、住宅取得控除等がございますので、そちらは最大10年というような形で控除の対象機関がございますけれども、それ以降過ぎた場合には、税収がさらに中村地区については上がるのではないかなというような推測をしております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

廣田清実議員。

○3番（廣田清実議員） まことにそういうのがあっても、そのくらいの税収があるということは、矢巾はもうやっぱりそういう人口をふやすということを真剣に考えなければならぬのではないかなと思います。そのことに関しまして3万人にするためには、私もいろいろ31年とかという部分ではなくて、やっぱり早くやる部分があると思っておりますけれども、先般12月4日の岩手日報の中で空き家対策の空き家バンクの記事が載っておりました。県内から200人やってきているということで、矢巾町は取り組みをしておられません。その中でそれにも現状についてどうなのかなというのと、調査の完了後検討するということで7次総には書いておりますけれども、やはり検討するも何も、このように実績が出ている部分に関しては、調査はまだできていないというのは確認しておりますけれども、調査ができたら、やっぱり矢巾町住みやすいではないですか、そういうところをPRして、空き家対策

もやっていったほうがいいのではないかなと思います。

今本当に問題になってくる前なのです、きっと。これからもっと空き家対策は出てくると思います。本当に1人で住んでいる方が多いというのも、団地の中でも孤独死している方もいます。そういう中で本当に空き家になっていく、突然死する人もいますし、そういう部分では、これから空き家はふえてくるのではないかなと私は思います。顕著にほかの地域ではあったから対策をしてきたと思うのですが、これに対してやっぱり矢巾町も先手を打って空き家対策、空き家バンクに率先して進むべきではないかなと思いますけれども、そのお答えをお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） ただいまのご提言に近いお話かなと思います。ご存じのとおり現在調査中で今年度中に所有者の意向確認まではやる予定をしております。その上で所有者の意向が有効利用の方向だというふうに確認された場合は、そのままでは多分難しいと思いますので、それに対して何らかのリフォームなりを施した上で貸すとか、もしくは積極的に建てかえるようにというふうなものを誘導するような形で進めたいと思っております。

なお、リフォームに関しましては、今の利子補給制度に合致すれば、それは今の制度のままでいけますし、あとはそういった需要のところと供給のところとのマッチングに対して行政がどこまでやれるかということはあると思いますが、できる範囲ではやりたいと思っております。

あとそれ以上の話になってまいりますと、ちょっと難しいところもあるのですが、空き家については、以前も答弁したことがあります、複数の側面がございまして、所有者の意向が有効利用になっている場合は、そういった使い方ができるのですが、そうでないケースとか、市街化調整区域のケースとか、いろいろ出てまいります。そういったことの中で幾つかのケースに分かれた対応にならざるを得ないのかなと思っておりますが、いずれ人口増の一つの種として使える部分は使っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えを申し上げます。

廣田清実議員、実はどうも歯切れの悪い答弁であれなのですが、いずれもう議決事項でもある都市計画マスタープラン、それから町の農業ビジョン、これはやはり私ども議会と

一体となってやらなければ、進めていかなければならない重要な政策課題です。それで都市計画のマスタープランも確かに盛岡市と滝沢市と、私らの広域の中での話し合いもあるし、またはこれからいろんな都市計画法、農振法上の手続もありますが、いずれ今内部でいろんな協議を進めております。だからどうももう少し今こういう進捗状況だということをお話しすれば安心すると思うのですが、今そういう状況で。

それから、人口の3万人の張りつけもいずれ私どもの中でことしの4月1日から政策推進室をスタートさせて、実は今地方創生事業の絡みだけでもう目いっぱいなのです。だからここもう少し人員を増強して、今お話のあった、いわゆる町として横断的なプロジェクト、今の総合計画の3万人構想もそうですし、そこでは社会減とか、社会とか自然の増減の人口のあり方とか、いろいろ数値化していかなければならない問題もあるし、空き家の問題もあります。あとは、これから私どもあれしていただきたいいわゆるよそからおいでになっていただくそういった方々、Iターン、Uターンとか、いろんな事業があるし、そこでこの政策推進室の中身をもう少し充実して対応していきたいということでひとつご理解をいただきたいということと。

あとは、数値化についても、今出生率の問題なんかも矢巾が1.3の状況だということで果たして、もう今県内33市町村で盛岡か矢巾かという状況、だから子育て支援策なんかについてももしっかり対応していかなければならない。だから、これからの政策課題を課題抽出をして取り組んでまいりたいと思います。その中で人口3万人の張りつけ、どのような形にしていけばいいか。そして段階的に、いずれ8年後には3万人というもう私どもも総合計画の中で打ち出したわけでございますので、そういったことをしっかりお示ししていくことにいたしますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは、第2問目の質問を許します。

廣田清実議員。

○3番（廣田清実議員） 企業誘致についてお伺いいたします。

定住人口増加のためには、雇用面が大きな要因となります。そこで企業誘致の考えをお伺いします。現在駅西の株式会社ベン岩手工場が老朽化に伴い工場建設を進められております。旧工場よりも規模が大きいように見受けられますが、雇用拡大が見込まれるのかお伺いします。

それから、企業誘致のための予算措置を定めていないことから企業誘致に関する活動状況が把握できません。現在の誘致活動状況をお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 企業誘致についてのご質問にお答えをいたします。

1点目の現在駅西の株式会社ベン岩手工場が老朽化に伴い工場建設が進められ、旧工場より規模も大きく、雇用拡大が見込めるのではないかについてですが、ベン岩手工場の建設につきましては、旧工場では生産性が悪いことから事業量の増加及び生産性向上のための工場建てかえ工事であり、それに伴い矢巾町に在住している町民を含む数名の新規従業員を採用されたと聞いております。

2点目の現在の誘致活動状況についてですが、岩手県企業誘致推進委員会が東京で開催する企業ネットワーク岩手及び在京盛岡広域産業人会が開催する盛岡広域企業立地セミナー等を利用するとともに、矢巾町商工会と町内の工業団地内企業を個別訪問し、関連企業の情報を収集するなど、企業誘致PRに努めております。また、盛岡市、滝沢市、紫波町及び本町で組織しております地域人材育成ネットワークで毎年開催しておりますセミナーや講演会を事業として取り組むことにより、盛岡広域において起業する方のつながりを深め、本町への進出を誘導しておるところであります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

廣田清実議員。

○3番（廣田清実議員） いろんな部分で土地が大分埋まってきているという部分もあるかもしれませんが、その部分で町長の予算をとらないで頑張ってもらえるのかなとは思いますが、先ほど村松議員さんも質問ありましたけれども、スマートインターチェンジのところを200メートル、これからすると私もちょっと心配になるのは、そこはもう市街化区域にはならないという部分で工業、運送業に特定したものになるというものであれば、そこにたまた企業誘致をすることも条件が出てきたということを考えれば、町長がやっぱり私も積極性があって、本当にいろんな部分で出向いてやっていただけるものだと信じておりますし、そういうことをしないと、なかなかやっぱり埋められないという部分、先ほどの駅西のほうの部分に関しては、なかなか難しいのかなと思っていますけれども、徳田橋の付近の1.1ヘクタールに関しては、その土地を持っている方がやっぱり困っているという部分もありますし、夜逃げ同然に逃げられたような土地が残っているという部分も

聞いておりますけれども、やはり企業を誘致することが本当に大事ではないかなと思います。

今まで町長は、やっぱり奥ゆかしくて予算もとらないでそういう企業誘致をやってきたわけなのですけれども、やっぱりそれなりにかかるものはかかるのです。だから町長頑張って予算とって、その分成果を出していただいて、スマートインターチェンジのほうにも企業誘致をしていただければと思いますけれども、現在ではまだこのインターチェンジのほうは動いていないからまだ要らないという部分ではなく、予算措置をして早目早目に手を打っていただきたいと思うのですけれども、予算措置の考えはあるか伺います。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきます。

もう矢巾スマートインターチェンジ、この構想が出てから、やはりいろんな土地を取得したいという照会は確かにあります。そこでいずれこのことについても先ほど申し上げた都市計画のマスタープランの中でしっかり位置づけをしてやっていきたいと。だから廣田清実議員、今私何も遠慮していることは一つもございません。東京にも行く、仙台でも、どこでも。ただ、その中で私一つ、今町内にある工業団地、入居企業、何があれなのか、矢巾においでになっていただいて、何かいわゆるメリット、デメリットというか、そういうようなことをお伺いしたいということでここ去年とことしいろんなところを歩かせていただいて、企業訪問をさせていただいておるわけでございます。

その中でいずれ私どもとしては、今地方消費税の中での従業員数を見ると、1万6,000人を超える方々が仕事をされていらっしゃる。事業所統計でももう1,000社を超える企業の方々がいらっしゃる。だから私、就任をさせていただいたときに、そういう矢巾で仕事をしていただいている方とか、事業所にできる限り足を運ばさせていただいて、どういうお困りなことがないのか、どういうことを求められているのか、それはちょっとお聞きしたいということで、それを次のステップにぜひ生かしていきたいと、こう思っておりますし、もうご存じのとおり今流通センター内でも空き事務所とかあったわけでございますが、それはもうおかげさまで今ふさがっているということは、やはりスマートインターチェンジの効果が出ているということで、だからその辺の流通業務を含めた対応をこれから取り組んでいきたいと思っておりますので、ひとつよろしく願いをいたしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは、第3問目の質問を許します。

廣田清実議員。

○3番（廣田清実議員） 3問目の質問に移らさせていただきます。

予算減額に対しての説明についてということで少子高齢化や人口減少が現実の数字になっている中、町長就任以来さまざまな分野において予算減額が進められていると聞こえてきます。関係団体、当事者に十分な説明がなされていないのではないのでしょうか。予算上だけではなく執行者の思いがあって減額しているように思われます。このことから減額について十分な説明をすることにより、町民の理解も深まりよりよい予算執行への期待もできることから伺いいたします。

減額された予算は、どのような分野に投資していくのかお伺いいたします。

あわせてどのように説明していくのかお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 予算減額に対しての説明についてのご質問にお答えをいたします。

減額された予算をどのような分野に投資していくかについてですが、本町の財政運営の現状は、平成27年度の将来負担比率が示すとおり厳しい状況であります。しかしながら、特にも本町イメージの魅力発信による地方創生の推進は、今まさに実行すべき時期であり、矢巾町第7次総合計画に掲げる総人口3万人達成に向け取り組むべき重要課題といえます。加えて産業振興と移住、定住促進も同様であり、このような分野により積極的な投資が必要と考えております。

また、どのように説明していくかについてですが、予算編成に当たっては、事業自体の目的を明確にしながら、その効果を判断して、適正な予算配分を行っております。その結果として、特に減額となる場合には、今後財政運営上の説明を加えながら理解を得られるよう努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

廣田清実議員。

○3番（廣田清実議員） この予算減額に関しては、多岐の部分の団体から、それから老人クラブからと、いろいろな部分で前の質問、定例会でもありましたけれども、そういう部分があります。そういう部分で町長が本当に福祉とか、そういう部分に使いたいのだという話をちょっと私聞いたことがあるのですけれども、町長さんは、やっぱりこの答弁だと

100点満点の答弁ですけれども、私は町長さんの本当の気持ちを、減額した分というか、もっと使いたい部分をいま一度お聞きしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをいたします。

私、非常に悲しい思いをしております。実は、敬老会のときに記念品も何もなかったと。実は私も説明不足だったと思うのです。今反省しております。それで例えば2025年問題で、今団塊の世代の方々がもう10年後、もう待たないで後期高齢者になられる。そのときに私はやはりそういう人たちに、例えば敬老会においでになられる方々は、まずお元気な方々なのです。そこで例えば後期高齢者の75歳以上の方々には、肺炎球菌ワクチンの無料化をすとか、今65歳以上からあれなのですが、そういうこととか、インフルエンザの予防接種を無料化にするとか、そういう仕組みを考えていきたいなということで、今死ぬときはもう肺炎で亡くなられる方、もちろんがんもあるのですが、だから私はそういうところに細やかな配慮をしていきたいということで、だから何かも高橋は何でも一刀両断だと。だからこれはうちの管理職との連携不足もあるかもしれません。

それから、あともう一つは、今まで敬老会は町主催なのです。これを実行委員会か何かを立ち上げて、しっかり説明をしながら、例えばきのう青松学園があつて、本当に私恥ずかしかったのは、折から全部飲物からあつて、高橋昌造、ここにご招待いただいて、何か本当に穴があれば入りたいくらい恥ずかしい思いをしてきたのです。本当は敬老会だってそういうふうにやっておあげすればあれなのです。ただ、あそこではきちんと運営委員会があつて、運営委員会で協議をなされているのです。だから私どもやはり今後そういうことをしっかり実行委員会とか何か、もちろん町も一緒になってこれは共催でやっていかなければならないのですが、そういうことを一つ一つ丁寧に説明をしながらやっていきたいということで、今たまたま敬老会のお話が出たので、そのことでお答えをさせていただいたのですが、全てに各般にわたってそういう思いで仕事をさせていただきたいと思っていますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 課長さんたちに、意見が合わないようですが、課長さん、意見ありますか。特にありませんか。

他に再質問ありますか。

○3番（廣田清実議員） 本当に思いがこもればやっぱりわかってくれるのではないかなと思います。75歳以上の人に優しいという部分は、顔に似合わせず優しいではないですか、

本当に。素晴らしいと思います、私は。これからそういう説明してくれれば、みんな文句は言わないと思いますし、本当に住みよい矢巾町になっていくのではないかなと思います。

最後に質問させていただきたいのは、矢巾町まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で一番気になる場所があったのですけれども、これからも矢巾町に住み続けたいと考える町民の割合というのがあったのです。27年度は44.3%、5割いっていないのです、これ。31年の目標値は、目標値ですから、これはいいのですけれども、60%になるより、私はそこは現場主義で考えると、何で44.3%なのか。5割の方はどうして矢巾町に住み続けたくないのか、これ1回、これは27年度の評価ですから調査できるかわかりませんが、やっぱりこういう原因があるからこそなかなかふえないという部分も、土地もない、場所もないという部分もあると思いますけれども、住宅でも何でも矢巾町に住みたいのだという部分の思いがあれば、そういう部分で55%が住みたくないということを言っていることを考えれば、これを何とかすれば、つぶしていくと、簡単とは言いませんけれども、より現実的な3万人の数字になるかと思いますが、そういう調査というのをしてみる価値もあると思いますけれども、その考えをお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答え申し上げますが、私は全て皆さん方にお話したいのは、地域の原点というのはいくつか考えた場合、私はやっぱり先ほども昆秀一議員のいわゆる障がい者のお話をさせていただいたのですが、やはり社会的な底流、底の流れとしてやっぱり若者とか女性の方々、子どもたち、やっぱりそのところにしっかりした支援というか、そういう若者とか、女性とか、子どもたちはこれは住みたいとか、これはもうあれなのですが、そういうところにやはり気配り、目配りをしていかなければならないと。だから廣田清実議員さんもお存じのとおり、例えば東日本大震災またはその前の阪神・淡路大震災であのときに女性の力で復興したと言われているのです。女性の方は、ストレスがたまる、また落ちついてくると、復旧、復興で、もうきょうは女性の議員たちが3人もいらっしゃるから、化粧をしてみたい、いいものを着てみたい、だから消費の動向は女性なのです、男性はどうにもならないのです。だからそういうことを考えたときに、私はやっぱり若者、女性、そういったところにしっかり目配り、気配りできる。だからまち・ひと・しごとの創生総合戦略、そののところにあれしていきたい。

そしてあとはやっぱり私どもこれからは健康と、矢巾は安全、安心の町なのだという防災、そして医療、医療がもうあるわけですから、今度は。今もあるわけですが。そして私

いつも気にかけているのは、矢巾は田園都市だと言われている。それをもう少しアピールしていきたいと。だから本当に緑豊かな自然環境、すぐもう行けば里山です。そういうところとか、それからコミュニティ、私コミュニティ条例も全国でも早かったのです。だからこのコミュニティ条例をこれから今の時代の要請に合った形にして、やはりコミュニティというのは、温かい手と手の、いわゆるつなぐきずなの大きな場だと思うのです。だから矢巾町はそういった意味で、いわゆる田園都市、そこには自然環境に恵まれ、そしてコミュニティがしっかり醸成されていると。これをこれからもしっかり取り組んで形、そして見える化にしていきたいと、こう思っております。

○議長（廣田光男議員） 再質問。

廣田清実議員。

○3番（廣田清実議員） 本当に思いはわかりました。そこで最後だけ一つ確認して。先ほど言ったとおり、やっぱり原因はあるのです。原因は必ず、27年度にやった部分に関しては後追いはできないと思うのですけれども、今度28年度とか機会があったときには、やはりマイナスの部分の要因の検討をして、それに対策を打つというのが一番早い対策だと思いますので、それをやっていただけるか、いただけないか、イエスかノーだけで答弁をお願いします。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） 廣田議員のおっしゃること、全くもっと同感でございます。やるか、やらないか、やるように頑張りたいと思います。

以上です。

○議長（廣田光男議員） それでは、やっぱり意思表示は最後は町長をお願いします。

高橋町長。

○町長（高橋昌造君） ただいま企画財政課長がお答えしたとおりでございますが、いずれこのことを矢巾町の町をよくするためには、職員もそうですが、議員の皆さん方も町民の皆さん方も一緒になって取り組んでいかなければならないのです。だから私はもういつも申し上げているとおり、町民本意の町政を推進していくためには、みんなで力を合わせてやっていかなければならないという思いをしておりますし、イエスかノーかという、もうイエス以外の答えはございませんので、ひとつよろしく願いいたします。

○議長（廣田光男議員） 廣田清実議員、再質問ありますか。

（「ありません、ありがとうございました」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 以上で3番、廣田清実議員の質問を終わります。

ここで区切りでございますので、休憩をとります。

再開を16時5分とします。

午後 3時59分 休憩

午後 4時05分 再開

○議長（廣田光男議員） 再開をいたします。

会議時間の延長

○議長（廣田光男議員） 時間延長の可能性がある場合についての取り扱いでございますが、午後5時を超えますと会議時間は、会議規則第9条の第1項の規定により午後5時までになっておりますが、その時間までに本日の日程を終了することが難しい状況にありますので、午後5時を過ぎる場合は、同条2項の規定により会議時間を延長することをあらかじめ宣言いたします。

○議長（廣田光男議員） それでは次に、14番、小川文子議員。

第1問目の質問を許します。

（14番 小川文子議員 登壇）

○14番（小川文子議員） 14番、日本共産党の小川文子でございます。

それでは1問目、子育て支援としての保育料の軽減を伺います。本町の特殊出生率は、県内で最下位のランクにあります。先ほどの町長答弁でも1.3ということでございます。全国では1.44、岩手県では1.41の状況でありまして、ほとんど一人っ子が多いという状況でございます。その中にありまして、子育て環境の充実、経済的支援としての保育料の軽減が望まれていますことから以下お伺いをいたします。

1番、全体的に保育料の軽減ができないか。

2番、第2子から無料にできないか。

3番、ひとり親家庭に減免ができないか。

4番、病児病後児保育を早期に取り組むために小児科医の確保に町で支援ができないか。

以上でございます。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 14番、小川文子議員の子育て支援としての保育料の軽減についてのご質問にお答えいたします。

1点目の全体的に保育料の軽減はできないかについてですが、本町における保育料の軽減は、これまでも継続して実施してきております。平成27年度実績では、国が定める徴収基準額が約2億9,040万円に対して、利用者負担となる保育料は約1億8,640万円となっており、その軽減率は約35%、そして軽減額は約1億400万円となっており、保育料軽減額は、県内における町村では本町が最高額となっており、今後も現在の水準を維持できるように努めてまいります。

2点目の第2子から無料にできないかについてですが、子どもが2人以上の多子世帯の保育料軽減につきましては、平成28年4月に国の基準が見直され、本町におきましても一定階層に満たない多子世帯として98世帯、101名が該当となり、第1子の年齢上限にかかわらず第2子が半額、第3子以降は無料となる軽減を行っております。新たな第2子以降の保育料の無料化につきましては、さらなる財源確保が必要となることから、現行の国の基準に基づく軽減を継続してまいります。

3点目のひとり親家庭に減免できないかについてですが、多子世帯と同様、平成28年4月から国の基準が見直され、本町では一定階層に満たないひとり親世帯68世帯、71名に対し、第1子の年齢にかかわらず第1子が半額、第2子以降無料の軽減を行っております。2点目と同様、国の制度に基づく軽減を継続してまいります。

4点目の病児、病後児保育を早期に取り組むために小児科医の確保に町で支援できないかについてですが、本県では沿岸地域で慢性的な医師不足がありますが、町内の医師は不足している状況ではなく、病児保育事業の取り組みにつきましては、今年度は町内8園や紫波郡医師会と協力し、利用実態の把握や病児保育実施に向けた働きかけを医療機関や保育園等に行いながら実施の意向確認を進めてきました。その結果、町内医療機関からは、病児保育実施に向けた回答が得られませんでした。近隣市町の医療機関との広域連携を実施できるよう協議を重ねているところであります。

さらに、登園中の園児が体調不良になった場合、保護者が園に迎えに来るまでのケアを行う体調不良児保育事業を拡充できるよう、現在は町内1園のみで実施しているところを平成29年度からは、新たに3園で実施する意向を確認しております。

今後も病児保育事業への取り組みにつきましては、県、近隣市町村、紫波郡医師会、そし

て町内の保育事業所と情報連携を図り、その推進に努めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 私がなぜ第2子を無料にできないかと申し上げるのは、国の基準で第3子は、いずれ無料になっておりますが、本町で第3子をもうけている方がほとんどおらないのでございます。つまりこの恩恵を受ける方々が大変少ないのでございます。先ほどのことでございまして、ひとり親家庭の中でも、それからまた先ほどの2人以上のお子様をお持ちの方でありまして、こちらの方々ほとんど第1子でありまして、第2子以降をお持ちの方がいらっしゃるという数値でございます。そういう中で第3子は無料ですといっても、現実的ではない。しかも、本町では、先ほども町長が言いましたように、子育て支援を一層強めなければならない状況にあります。住みやすい町、それから大変災害の少ない町とも言われておりますが、なのになぜ子どもが生まれないか、ここをしっかりと検証しなければならないと考えます。

一般には、行政だけで解決することではございませんが、働く親が安心して働ける今社会情勢にないということがまず第一にございます。正規の方であれば産前産後の休暇をとってしっかりと子育てができます。中には1年、2年の保育休暇をとることもございます。ところが、ほとんどの若者が今非正規で働いている状況でございますので、なかなかそういうことができません。そういう中であって、町が矢巾町にいらっしゃい、2子目からは無料にしますよ、そういう町長の優しい言葉があれば人口がふえるのではないかと。つまり移住してくる人ばかりをターゲットにするのではなく、矢巾町で産んでいただくと、そういうこともひとつの人口増の大きなターゲット、いわゆる目標といいますか、それが次の時代を切り開いていく力になるのではないかと、そのように考えるものです。答弁をお願いします。

あわせて第2子を無料にした場合に、一体どれぐらいの財源が必要なのか、それをあわせてお願いします。

○議長（廣田光男議員） 菊池福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長（菊池由紀君） ただいまのご質問にお答えいたします。

保育料につきましては、まず保護者様の所得に応じたものでございますので、適正に行っていくということが大事なかなと思いますが、子どもを生み、育てる上で何が必要か、安心して生み、育てるためには、保育所の確保、そしてまた保育料の経済的な支援も大事だと思

ます。ただ、子育てする上でさまざまな成長にさまざまな問題が出てきますので、それぞれ切れ目ない子育て支援が必要かと思えますので、保育料にあわせて子育て支援策はさまざま検討して進めているところでございます。

そしてまた、財源、第2子から無料にした場合の財源につきましては、現在のお預かりしている子ども世帯で計算してみましたが、およそ2,800万円ほどという状況を算出しておりますが、あくまでも推定、そのときに応じまして子どもの数とか所得に応じてまた変わりますので、その変動があるということは踏まえながら回答させていただきます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 私はもっと高いのかと思いましたが、2,800万円というお金は手が届かない金額ではないと。しかも段階的にやることを考えれば、1,400万円を先に使えば、無料でなくてまず4分の1で済む、そういう段階的に無料化を目指すというような手だての第一歩をぜひやっていただきたいというふうに考えますけれども、1億円も2億円もかかるお金であれば、大変難しい問題ではありますが、これは町長の腹一つで決まることですので、その決意のほどを聞きたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えを申し上げます。

実は、まずことしの4月から子ども医療費助成、小学校卒業までと。今度の平成29年度の予算編成方針では、子どもの医療費助成は中学校卒業までということで内部では決めさせていただいたのです。だから、これを今財政との両にらみでやっておるのですが、そして今第3子の無料化、これは全部無料化でない、半分しかあれだということで、その状況もまず私どもといたしましては、段階的に拡大をしていきたいということでできれば、そして国の階層区分と私ども矢巾町との所得階層区分、これがまた私どもは国よりもきめ細やかな対応をさせていただいておりますので、そのところも含めながら内部で検討させていただきたいということで、きょうここでわかりましたと言うと、後から企画財政課長からだめだ、町長はとお叱りを受けますので、まず今正直なところ、内部では検討しております。福祉・子ども課と、これから財政とも協議しながら、そして今小川文子議員がおっしゃるとおり、少子化対策は喫緊の課題でもありますので、まず子ども医療費助成は、中学校卒業まで。そして保育料についても、よその市町村のことは言うことではないのですが、逆に保育料を軽減ではなく高くしたというところもあるようなのです。だからなかなか思い切ったことをやられ

るところもあるのだなと思っていますが、いずれ私どもといたしましては、まず軽減の方向で内部で検討させていただいているところでこれ以上の踏み込んだお答えはできないということでご理解いただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） それでは、期待をしながら待ちたいと思います。

次に、病児保育でございますが、以前も取り上げたところでございますが、残念ながら本町では、小児科医が対応できるような病児保育がまだ実現できないでいると。紫波郡の中でもまだ難しいというご答弁でございました。盛岡広域とあわせて今後検討していくということでそういう方向になるのだらうと思います。そして今段階では、町内にはないということでございますが、盛岡市で近隣でいきますと、川久保病院では矢巾町民も受けてくれます。そして盛岡市内には、ほかに4カ所がございますけれども、町として盛岡市を紹介するとか、そういう現実的な手だてをとっているのかどうか、それについて伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 菊池福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長（菊池由紀君） ただいまのご質問にお答え申し上げます。

私どもに問い合わせがあった場合には、お答えいたしますが、保育園のほうにやっぱり預けている子どもに対して問い合わせがあるということで答えていただいています。現実的に調べたところ盛岡市の2施設に利用していることがわかりましたので、そのことは実態を把握はしております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきます。

この病児保育、例えば保育園にあればぐあい悪くしたとか、そういうときに、ほとんどお母さんなのですが、迎えに来て病院に連れていかなければならない。その間、保育園でいわゆる先生なり、看護師さんが一緒に行って対応するという、今全国的にそういう取り組みも今出てきているのです。だから今私どももその実態、年間にどのぐらいお母さんは本当は緊急で、もう職場を離れないけれども、子どものために職場をあれして子どものために保育園に足を運ばなければならぬ。だからそういうことを実態をちょっと調査してみたいなど。そしてそのときにもしその保育園で対応していただいたときに、その経費がどのぐらいかかるのか、そういうところをちょっと先ほどの保育料の軽減もそうなのですが、困ったとき

の対応のシステム、体制整備、これも大事だと思うのです。そういうことを両にらみしながらどちらを先に選考してやっていくか、その辺をちょっと検討させていただきたいということで保護者にとってベストな、ベターなことを考えてみたいなと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは、第2問目の質問を許します。

○14番（小川文子議員） それでは、2問目です。

2問目は、岩手医科大学前の中央1号線、これは町道でございますが、この拡幅について伺いいたします。ちょうど中央1号線は、岩手医科大学附属病院の開院に伴い拡幅される予定であることから以下伺います。

1番、今後の工事の計画について。

2番、総額予算をどのくらいと見込んでいるのか。

3番、用地の取得状況について。

4番、交通量の調査はどうなっているかについて。

5番、電柱の地中化を考えているのか、この5点について質問いたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 岩手医科大学前の中央1号線の拡幅についてのご質問にお答えいたします。

1点目の今後の工事の計画についてですが、現在詳細設計を進めているところであり、具体的な工事時期については、今後の用地買収などの進捗によるものとなりますが、平成29年度から工事に着手する予定としており、岩手医科大学附属病院の平成31年9月会議までに整備を完了したいと考えております。

2点目の総額予算をどのくらい見込んでいるかについてですが、現在詳細設計を進めているところであるため、1点目同様に正確な数字をお示しすることはできませんが、概算で約14億円を見込んでおります。

3点目の用地の取得状況ですが、用地の取得が必要な区間といたしましては、矢巾東小学校東側の農地及び町道安庭線との交差点付近を予定しており、今後地元説明会を開催しながら用地取得する予定としております。なお、その他の道路予定区域につきましては、岩手医科大学及び藤沢地区の開発行為において既に矢巾町に帰属いたしていただいております。

4点目の交通量の調査についてですが、岩手医科大学附属病院の移転に伴い、交通量の増加が見込まれることから、中央1号線を含め周辺道路における交通量調査及び将来予測など、平成26年度に行っており、その交通量を参考に中央1号線の詳細設計を現在進めているものであります。

5点目の電柱の地中化は考えているかについてですが、地中化の事業化を進めるためには、町の計画だけで進めることができず、国、県並びに電線事業者等の調整が必要不可欠であり、認可を受けるまでには相当の年数が必要であることと、大規模な事業費が必要であることから、現段階での整備は考えておらないところであります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 約14億円という概算額が示されたわけでございます。岩手医大附属病院に関する道路整備といたしましては、矢巾スマートインターチェンジの本体工事6億円、そのうち矢巾町が負担するのが3億円でございます。そして医大病院までのいわゆる連結道路整備に約8億円、そして今回14億円ということが出ましたので、総計しますと、約25億円になります。これは矢巾町の一般会計が約100億円といたしますと、その4分の1を医大病院のための道路整備に使うという状況になっているわけでございます。本町が医大を誘致したか、医大が来るかは、それはわかりませんが、今後医大を核としたまちづくりを進めていく上では、道路整備は不可欠だとは考えますが、本町のこの小さな自治体でそれを全部賄うには余りにも大きな予算であると。そこで国及び県に対する補助の申請状況はどうなっているのかについて伺います。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えを申し上げます。

詳細については、道路都市課長のほうから答弁させますが、いずれ国、国も国土交通省だけでなく、財務省にも要望させていただいております。やはり財源確保、なかなか厳しい状況で、特にも今ご指摘あったとおりスマートインターチェンジよりもアクセス道路のほうの整備にお金がかかるわけです。だからもう財務省のほうには、これは岩手医科大学の移転に伴う命の道でもあるわけですので、それから県のほうにも要望はさせていただいておりますし、それから県道整備常任委員会の県議会の先生方にも要望させていただいて、今いろいろお願いをいたしておるところでございますので、いずれできれば国のほうはもうこれちゃ

んとルールがあるわけですが、県のほうからも何かの形でひとつしっかりした対応していただくことができないか要望させていただいておりますので、今後そのことをさらに事業を進めるのと、進捗とあわせて強力にお願いをしていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 交通量がふえるということで現在の対面1車線から3車線あるいは4車線ということも言われておりますけれども、一体何車線くらいになるのか。

それから、医大の前の出入口については、信号等がつく予定になっているのかどうか、それらについてお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 菅原道路都市課長。

○道路都市課長（菅原弘範君） それでは、ただいまのご質問にお答えをいたしたいと思えます。

まず1点目の何車線を予定しているかということでございますが、今のところ両側歩道を含めて2車線、片側2車線ということで検討をさせていただいており、詳細設計につきましてもそのような方向で協議を進めているという状況でございます。

それから、2点目の信号につきましては、今の予定ですと、医大の病院のちょうど出入口になるところ、それから療育センターさんの出入口になるところ2カ所を信号機を設置をお願いしているという状況でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） あとは詳細設計を待つところでございますが、14億円、大変高額なお金でございます。これを少しでも縮減されるための努力といたしますか、それを何とかできないかということをまずお願いして、私は地中化するのかなと思ったけれども、地中化はしないということで、これまた地中化したら大変なことになるなと思ってお聞きしたところでございますが、やはり経費を下げるための努力をぜひしていただきたいということでこの質問を終わります。

○議長（廣田光男議員） 質問なのだから質問するの。

○14番（小川文子議員） では、努力の方法を聞きます。

○議長（廣田光男議員） 菅原道路都市課長。

○道路都市課長（菅原弘範君） それでは、ただいまのご質問にお答えをいたします。

先ほど町長が答弁したとおり、今年度は例年より多く国交省なり財務省のほうにお願いしている状況ですが、財務省もことし初めてお願いしました。副大臣さんとお会いして要望をお願いしておりますし、国交省につきましては、政務次官さんのところまではお願いに行ったところですし、そのほかの道路局長さんとか2度ほど行っております。あとは仙台にある整備局とか、地元の岩手河川国道事務所、それから先ほど町長言いましたように、県の先生の皆さん、県道整備部の委員会の皆さんにもお願いをしているところでございます、何とか財源の確保をお願いできないか。なおかつできるだけ多くの財源をお願いできないかというような形で要望しております。先ほど言いました10億円につきましては、まだあくまで概略でございますので、実際その程度かかるのか、もう少しかかるのかというのはまだわからないというのが実情でございます。先ほど言いました片側2車線の部分につきましては基本ですが、どのような形でつくるかという部分に関しても当然その費用にも影響してきますので、これにつきましては、その詳細設計が出た段階で内容を確認した上でいずれ実際進む場合は、できるだけ経費は節減できるように頑張りたいと思っております。

それから、ちょっとありましたように、地中化の話でありますので、せっかく私資料をとりましたので、ご紹介しますが、一応1キロ当たりインターネット等々を見ますと、大体5億円から6億円かかると言われております。あそこが約1.5キロございますので、そうしますと、9億円前後かかるということになりますので、やはりその大半の事業費は若干例えば電力さんとか、N T Tさんがもし使う場合は、若干補助金は請求できるようですけども、これも国で決まっている金額でしか請求できないということで1割にも満たないような経費となっておりますので、それを考えれば、なかなか町としては持ち出しするのは難しいのかなということで先ほど町長答弁でお願いしたとおりでございますので、よろしくお伺いしたいと思えます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 早目に切り上げようかと思って、ちょっと失礼しました。

3車線と4車線にするのでは金額が変わってくるか、このことについてだけお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 菅原道路都市課長。

○道路都市課長（菅原弘範君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

1車線ふえると、1車線分という形でなくて、いろんな構造等がありますので、恐らく1.5倍とか、2倍とかということも想定されます。ですので、やはり30メートルの幅をどういうふうにするかという部分、いっぱいあればいいわけですが、ただ道路だけ狭めてつくるではなくて、やっぱりせっかく医大前道路ということになりますので、多少樹木も余り立派なものではなくても、何か景観のいいような形のものも考えながらということも考えれば、やっぱり幅員から見ると2車線がちょうど適正な幅ではないかなということで一応2車線という考え方で考えているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） それでは、第3問目の質問を許します。

○14番（小川文子議員） それでは、3問目にまいります。3問目は、町民の声をどう聞くかについてでございます。町民合意の前提として情報公開は大変重要であります。また、町民の声をよく聞く公聴もまた重要であることから以下伺います。

1番、住民説明会、パブリックコメント、アンケートの取り組み状況について伺います。

2番目、情報公開度の県下でのランクについてお伺いします。

3番目、町民との定期的な懇談会の開催が必要ではないかと考えることから、その実施について伺います。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 町民の声をどう聞くかについてのご質問にお答えいたします。

1点目の住民説明会、パブリックコメント、アンケートの取り組み状況についてですが、住民説明会は、各種事業計画や実施について、各担当課が該当エリアを対象として随時開催しております。パブリックコメントにつきましては、矢巾町パブリックコメント実施要綱を制定しており、その規定に基づき行うこととしております。また、アンケートにつきましては各種事業ごとに随時取り組んでいるところであります。

2点目の情報公開度の県下でのランクについてですが、この情報公開度は、公に共通した定義で実施されたものではなく、比較的最近では、平成23年度に全国市民オンブズマン連絡会議が都道府県と全市を対象に全国情報公開度調査を実施した例があり、それによれば、岩手県は、全国23位とのことで、それ以降は調査が行われていないものと認識しております。

3点目の町民との定期的な懇談会の開催が必要ではないかについてですが、今年度から地

域懇談会の開催は行政区長会議にて開催希望の調査を行い、その希望に応じた日程調整をし、行っている状況であります。定期的な開催についても各行政区長の意見をお伺いしながら進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） まず町民との懇談会についてお伺いをいたします。

私たち議会でも町民との懇談会を昨年からはじめていますが、町民の方々からは、実にたくさんの意見を頂戴をされていて、町政課題がはっきりしてまいりました。町長就任してから区長からの要望がある、あるいは住民からの要望があればやりますと言っておりますが、やはりそういう待ちの姿勢ではなく、積極的に町民の中に出向いて行って、やはり町民の声を直接聞く、町民は大変話したがっております。町長に聞いてほしいと、そういうたくさんの方が思っておられますので、やはり区長さんの判断一つでやるとか、やらないとかが決まるのではなく、やっぱり町民の中に足を運んで町民の声を定期的に聞く、そういう会が必要ではないかと考えますが、そういう方向に転換ができないものかどうかまずお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えを申し上げます。

ただいま小川文子議員のご指摘のとおりでございまして、今月城内行政区との懇談会から皮切りにスタートするのですが、そのほかに今特にも前の地域座談会のときもインフラ整備のことが多かったのです。今道路都市課が中心になって、各地域に入っております。そういったことで私どもとすれば、地域懇談会は、もうそういったことで順次対応させていただきたいし、それからインフラのことに関するものであれば、もう道路都市課が中心になって対応していくと。

それから、きょうも質問の中で不動地区の活性化委員会、これは委員さん方と協議することも大事なのですが、もうその担当のほうには、係には地域に入って、不動地区なり、これはもう徳田地区の周辺部もそうなのです。地区に入っているいろんなことを聞いて、それを形、そして見える化にしていくことが大事なのだと。だから地域懇談会は地域懇談会でここ後半2年のうちに終わらせるようにしたいと思っておりますし、そのほかにも各地区のいろんな地域活性化の課題、インフラの整備、こういうふうなものも。そして私はできれば地域懇談会も町長以下、管理職が全部歩いて、何かおいでになられる方よりもうちらのほうが多かつ

たなんていうことも過去にはあったのです。だからうちのほうも3人か4人ぐらいで、何もそのとき即答しなくてもいいわけですから、そういう形にして、そしてできれば、それぞれの職員たちには現場を経験させる意味でもう農業サイドでも商工業サイド、私も先ほど言った企業訪問なんかも一緒に、当時の課長とか担当も歩かさせていただいておりますが、いずれそうやって現場に出向くくせというか、そういうことを現場では必ず課題があつて、また現場に答えがあるという職員のやはりそういった教育もしていきたいということで、いづれご指摘のことについてはしっかりやりますので、よろしくひとつお願いをいたしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 町には各種審議会あるいは検討委員会とか、会議がございますけれども、町民が気軽に傍聴できるような配慮をしていく必要があるのではないかと思います。

1階のところに本日であれば、議会が開かれていますよというのはありますけれども、やっぱりもうちょっと大きいもので目立つようにして、どうぞ傍聴においでくださいと、そういうふうな一言も必要かと思います。

また、議会でいいますと、各常任委員会、そして全員協議会については傍聴を認めていますので、本日は全員協議会が行われていると、議会全員協議会が行われて傍聴も可能ですよ、常任委員会も傍聴可能ですよ。そしてまた、私も何回か傍聴もさせていただきましたけれども、障がい者の計画策定委員会、これも傍聴可能でございました。本日は、そういう会議をやっていますよ、これは傍聴可能ですよというようなものを町民に知らせてほしいのでございます。いろんな会議をやっていて、いろんな人の意見を聞いてやられているということはおわかりますが、どんな会議がどこで招集されて行われているかは町民はほとんどわかりません。だからそういう情報公開をぜひしていただきたいのです。その考えについて伺います。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをいたします。

実は、議会傍聴なんかでは有線放送なんかでもお願いしているのですが、考えてみれば有線放送の加入世帯というのは、どんどん減っているのです。今有線もそうなのですが、今ご指摘のとおりホームページ等で、やはりしっかり私ども今ご指摘のあったことは取り組んでいきたいなと思っておりますし、それからロビーでのそういうようなわかりやすいような、これはもうきょう総務課長も出席しておりますので、出ておりますので、うちの総務課長は

すぐやる課の親分でございますので、もうあしたから取り組むと思いますので、いずれそういったことでもうご指摘、これは当たり前のことなのです、今ご指摘されたことは、だからそれはもうすぐ取り組んでまいります。

それから、ホームページでもいずれできる限りそういう発信をしていきたいと思っておりますので、よろしくひとつお願いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 議会に関して言いますと、議事録が出てくるのが3カ月後ということで大変既に決まってから町民は知ることになります。それで今回の上下水道の値上げもそうでしたけれども、議会で決まらなければ町民にお知らせしないという、そういうきらいがずっとあるような気がするのです。先ほどの昆秀一議員の質問でもありましたけれども、素案の段階では示されないと、確定した段階で町民に示すと、そういう姿勢もございました。やはり町民には、審議過程、そして今こういうことをやろうとしていると、そういう事前の説明が必要だと思うのです。議会で決まって、ああこれはもう決まりましたというのでは、これは事後報告ということになります。

町民の声をどう吸い上げて、町民の力をどう生かしてマンパワーとしてまちづくりに生かしていくか、これはいわゆる上意下達といいますか、上で決まったことをただ知らせるのでは、そういう力は沸いてきません。一緒になってそういう力が沸いてくるわけで、まだちょっと守りの姿勢に入っているような気がするのです。もっと公開して、町民の声を聞く、町民にも参加してもらう、そういう例えば上下水道は、余り嫌なことだから余り知らせないうちに決めるというのもあったのかなと思ったりもしますけれども、もう嫌だなと思うことであっても、はっきりともう町民には知らせる、こういうことをやりたいのですよと。それをホームページも大事なわけけれども、広報でしっかり知らせていく。今回の上下水道の値上げに関しては、一度も広報でそういうお知らせがなかった。決まってからこのぐらいになりますよ、一般家庭では、大体これぐらいの値上げになります。具体的な説明があったのは、議会で通った後でした。私は、今後もっと広報を利用して、やる前にぜひこういう方向でやりたいのだということを説明する、その事後報告型から事前説明型に移行していただきたい、そういうふうに考えますが、どうでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えを申し上げます。

何ら隠そうという意思はございません。私らはそういう思いで、ただ私ども長年の職員としての対応してきたあれがなかなか変えることができないのです。実は、やはり町民の皆さんにもわかっていただく、しかしやっぱり議会の皆さんに先にわかっていただきたいと、これは私どももこれは先輩たちからそういうことはきっちりと仕込まれてきているわけです。だから今小川文子議員からご指摘あったように、今後そのことも含めて、でも私どもは、やっぱりことし上下水道の使用料のことについては、ことしの1月にご理解をいただいて全協なんかでも説明させていただいてスタートいたしたわけですが、いずれ今後そういったことは堅持しながら町民の皆さんにもわかっていただけるような、そして上下水道課長は、私も怒ったのです、なぜ広報に上げないのだと。そしたら、何かかわら版をつくって、独自に。そしてかわら版で皆さんに周知をしたと。ひょんなところに配慮しているわけです。だから今後そういうことのないように十二分に注意しておりますので、今後はそういったご指摘の広報なんかでもしっかり、またホームページにも掲載するような形でやっていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません、どうもありがとうございました」の声
あり）

○議長（廣田光男議員） 以上で14番、小川文子議員の質問を終わります。

○議長（廣田光男議員） 以上で本日の議事日程は、全部終了しましたので、これにて散会いたします。

なお、明日も引き続き一般質問を行いますので、午前10時に本議場にご参集願います。
大変ご苦勞さまでございました。

午後 4時50分 散会

平成28年矢巾町議会定例会12月会議議事日程（第3号）

平成28年12月9日（金）午前10時開議

議事日程（第3号）

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	赤丸秀雄	議員	2番	水本淳一	議員
3番	廣田清実	議員	4番	高橋安子	議員
5番	齊藤正範	議員	6番	村松信一	議員
7番	昆秀一	議員	8番	藤原梅昭	議員
9番	川村農夫	議員	10番	山崎道夫	議員
11番	高橋七郎	議員	12番	長谷川和男	議員
13番	川村よし子	議員	14番	小川文子	議員
15番	藤原由巳	議員	16番	藤原義一	議員
17番	米倉清志	議員	18番	廣田光男	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋昌造	君	副町長	伊藤清喜	君
総務課長 兼選挙管理 委員会書記	山本良司	君	企画財政課長	藤原道明	君
会計管理者 兼税務課長	佐藤健一	君	住民課長	浅沼	仁君

福 祉 ・	菊 池 由 紀 君
子 ど も 課 長	
産 業 振 興 課 長	稲 垣 譲 治 君
農 業 委 員 会	
事 務 局 長	野 中 伸 悦 君
教 育 長	越 秀 敏 君
社 会 教 育 課 長	山 本 功 君
代 表 監 査 委 員	吉 田 功 君

健康長寿課長	佐々木 順 子 君
道路都市課長	菅 原 弘 範 君
上下水道課長	山 本 勝 美 君
学 務 課 長	村 松 康 志 君
学校給食共同	
調 理 場 所 長	村 松 徹 君
農業委員会長	高 橋 義 幸 君

職務のために出席した職員

議会事務局長	吉 田 孝 君
主 事	渡 部 亜由美 君

係 長	藤 原 和 久 君
-----	-----------

午前 10 時 00 分 開議

○議長（廣田光男議員） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（廣田光男議員） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。これより本日の議事日程に入ります。

日程第1 一般質問

○議長（廣田光男議員） 日程第1、昨日に引き続き、本日も一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次質問を許します。

9 番、川村農夫議員。

1 問目の質問を許します。

（9 番 川村農夫議員 登壇）

○9 番（川村農夫議員） 議席番号9 番、一心会の川村農夫でございます。通告に従い、順次質問をさせていただきます。

第1 問目ではありますが、町長の財政運営方針について伺います。平成27年度末の未償還元金公債費は、町民1 人当たり一般会計分が33万1,000円余、一般会計、特別会計合わせては48万6,000円余であります。全体の未償還元金は132億円余となっております。将来負担比率186.5%は、早期健全化基準である350%を下回ってはいるものの、前年度比15%の上昇があります。今後の上昇に対する財政運営の長期見通しと、その対応の基本的考え方をお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 9 番、川村農夫議員の町長の財政運営方針についてのご質問にお答えいたします。

将来負担比率の上昇に対する財政運営の長期見通しと対応の基本的考え方についてですが、本町の昨年度決算における将来負担比率は186.5と、全国的にも高い水準となっております。

長期見通しについては、岩手医科大学附属病院の移転開院までの期間は交通体系等の整備によって高い財政負担が必要ですが、開院後は交流人口の増加や関連施設の開設、雇用拡大等による消費拡大や地方税収入確保につながる効果が期待でき、将来負担比率は改善に向かうものと考えております。現段階では経常的経費を抑制しながら財源を確保し、投資的事業に伴う起債の抑制に努めているところであり、当面は財政運営に大きな支障はないものと考えているところであります。

いずれ今後は、起債の抑制とあわせて繰上償還の実施や高利率の起債の借り換えを検討しながら、健全な財政運営に向けた公債費のさらなる圧縮に努めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

川村農夫議員。

○9番（川村農夫議員） 大きな支障はないと、医大開院後の税増収に期待するとのことですが、よって長期的見通しは今立てられないとか立たないと、立てて答えられる時点ではないということだと思います。

しかし、その医大関連で将来を見込んだ整備水準、投資の整備水準や規模の判断が非常にここ数年重要なポイントになってくる事業が続くのではないかと思います。ソフト、ハード両面での中途半端なことをして後で後悔を残すようなことにならないよう期待するものですが、しっかり見きわめてそういった萎縮したものにならないようにやるべきはやるという町長のご決意と伺ってよろしいでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えを申し上げます。

これからの財政運営の計画の見通しは一応私どもも内部では検討させていただいて、今のところ一番のピークは平成30年代の前半が非常に厳しい状況でございます。そこで、今起債の抑制のお話もさせていただいたのですが、しかしいずれやらなければならない事業もあるわけでございます。そういった中で私どもといたしましては、やはり歳出のいわゆる徹底した見直しを図りながら、なおかつ歳入の確保も考えていかなければならないということで、実は来年度の予算編成方針の中でもいろいろな実施事項を指示させていただいたところでございます。その中には、大きな柱としては地方創生の推進、それからアクセス道路、交通安全施設の整備、そして地域包括支援の強化と、それから子育て支援の拡充、教育環境の充実、そういったことを含めて、特にもあとは防災対策の対応の強化とか、こういった省エネルギー

一の推進とか、いろいろ進めていかなければならない事業もあるわけですので、私どもといったしましては今後も事業の厳選化をしっかりと図りながら、収支見通しを立てながら取り組んでまいりたいということで、一番あれなのはやはり先ほどもご質問の中にありました未償還額も132億超える、また将来負担予想額も243億ということで、こういったことをやはりしっかり踏まえながら今後の中長期の財政運営、また見通しをしっかりと見きわめながら対応してまいりたいと、こう考えております。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは、2問目の質問を許します。

川村農夫議員。

○9番（川村農夫議員） それでは、第2問目、地球温暖化の対策についてお伺いいたします。

元気なまちで交流人口の増加及び人口増を目指すこのまちづくりは、元気なまち全国70番台に位置するという自慢できることではあります。しかし反面、このことによる環境負荷の増大するまちということにもなりかねません。岩手医科大学は盛岡から来るのだから、広い目で見れば温暖化ガスの収支に変わりはないということでは済まされないと考えるのが、環境分野にお詳しい高橋町長であろうと思うものであります。

地球温暖化対策の推進に関する法律では、政令指定都市、中核市においては地方公共団体実行計画を策定しております。本県では盛岡市、久慈市、奥州市、滝沢市が策定していると聞いております。盛岡市では、環境負荷の少ないライフスタイルの実現やワークスタイルの実現、そしてエネルギーの効率的な利用の促進、再生可能エネルギー利用の普及促進、自動車に依存しない低炭素型のまちづくり、そして6つ目に吸収源の確保などを挙げております。さらに、この吸収源の確保という中では森林の保全、整備の促進、市街地の緑化などを盛岡市では挙げております。社会全体での幅広い施策の展開が必要な広範な分野でもありますが、吸収力の増進については意外に着手されてこなかった分野であります。

田園都市矢巾といっても、農業分野においても温暖化ガスとしては家畜排せつ物や稲作によるメタンガス、そして一酸化二窒素の排出もあるとされております。温暖化ガス解消策について、特に二酸化炭素の排出増加相当分を町として吸収量を増加させて、温暖化ガスの抑制策を講じる姿勢が必要ではないかと考えるものであります。そのために独自に森林整備を充実させるか、または森林分野に余裕があるといえますか、受け皿がある他地区と森林整備協定を結ぶなど、林業分野での温暖化ガス抑制の取り組みについて、お考えがありました

からお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 地球温暖化の対策についてのご質問にお答えいたします。

町内における森林面積は、町有林が約67.5ヘクタール、国有林が約998ヘクタール、公有林が2.5ヘクタール、そして私有林というか民有林が約551ヘクタールで、合わせて計1,619ヘクタールとなっております。このうちこの私有林におきましては、平成25年度から行われております森林山村多面的機能発揮対策事業を活用し3つの組織が里山林保全に、町有林等におきましては平成21年度と平成25年度に大字和味地内で伐採を行い、カラマツを植樹するなど、機能維持にあわせ地球温暖化に対する環境負荷解消に努めてまいりました。

今後の地球温暖化対策としての林業政策につきましては、森林が持つ国土の保全、水源の涵養、生物の多様性の保全、森林整備による災害拡大の防止、木材等の林産物の供給源など、森林の有する多面的機能を発揮させるための保全活動及び地域活性化支援に取り組み、貴重な再生可能資源はもとより二酸化炭素の吸収量増による地球温暖化対策として計画的な森林整備や資源活用が図られるよう、森林所有者のみならず地域住民等多様な主体の参画をいただくために制度に対する理解の増進に努めるとともに、関係者と連携し一体となって支援をしてまいります。

なお、当面は森林整備の充実による地球温暖化対策に取り組むこととし、他地区との森林整備協定につきましては森林経営計画制度等の利用を含め森林制度を進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

川村農夫議員。

○9番（川村農夫議員） 森林の多面的機能云々といった部分については述べられたとおりであると思いますが、この整備に当たっての具体的な構想とかありましたらばお聞かせいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えを申し上げます。

それで、今までこの森林整備計画というか、この森林整備には本町としては余力を入れてこなかったところがございます。そこで今、例えば8月30日の台風10号、私も岩泉にお邪魔させていただいて被害の実態を見させていただいたのですが、山林の荒廃というか、私は

地球温暖化対策も大事なのですが、治山治水事業、山はしっかり守らなければだめだということをこの間痛切に感じてまいりました。私どもがお聞きしている、また今まで見聞きしている以上の岩泉の急峻な山を見たときに、その思いを強くしてきたところでございます。

そこで、来年度から私どもとしては計画的に森林整備に力を入れていきたいということで、特にも今県とか国の事業、それからご存じのとおり県の森林税もありますので、それが今ちょっと使い勝手が悪いということもありますので、実は富士大学の学長さんとも私どもいろんな今度の包括協定の中でもそういったご指導、ご助言をいただくこともお願いしております。そして、矢巾町としてのこれからの森林、林業の行政のあり方について、そういったご指導をいただきながら進めてまいりたいと。特にも私はこの中山間地のこととあわせて里山をしっかり守っていかなければならないということで、だから民有林のあるところはすぐ中山間地のそばなわけですので、そういったところの里山構想もしっかり見据えて対応していきたいということで今考えておりますが、いずれ来年度から国、県の事業を導入して対応してまいりたいということで、そしてやはり緑のダムというか、そういうことも見据えていきたいと考えておるところでございます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） よろしいですね。次に、3問目の質問を許します。

川村農夫議員。

○9番（川村農夫議員） それでは、第3問目、土地利用の農地活用と定住化促進の両立について伺いたします。

実はことし8月25日に政務活動費を活用いたしまして地方議会議員セミナー in 仙台におきまして、神奈川大学法学部、幸田雅治教授の空き家対策云々に関する講義を受講してきました。その中で、同じ講座に出席していた我が町の同僚議員が、都市計画法や土地利用に関する法律が時代に合わないのではないのでしょうかという質問を幸田教授にしたところでありました。そうしたところ幸田教授は、そのとおりですと、実は都市計画法の改正について過去に研究して改正に取り組もうとした国会議員グループがありましたと、しかし政権交代があったということで中断してしまった経緯がありますという答えがありました。この幸田教授というのは、岩手県の町村会にも出向されたことがありまして、今の津軽石部長と机を並べて仕事をされたと。それから、矢巾町ですと言ったところ、漫談町長さんのところですかという話まで出たくらい、矢巾町のこともしっかりわかっている教授でありました。

帰りましてから国会に問い合わせまして、その平成18年の検討経緯やその資料、現在までの関連論文を取り寄せまして、我が会派一心会では既に勉強会を済ませております。その一部をお示しいたしますと、都市計画制度の抜本改正を検討するための思考プロセスの中で、抜本改正であるならそもそも制度の目的や理念から見直していく必要があるということに始まっているわけです。そして、郊外部、農山村部での福祉や公共交通も含んだ生活環境を守っていくための地域自立型の活動支援が重要になってきていると、そういう視点。それから次には、これからの新規住宅需要が減少する時代に的確にこれ以上居住環境を悪化させない政策転換ができるかという時代の変わり目に来ている。居住環境を悪化させない政策転換ができるかということです。それから3つ目、高齢者が単身または高齢者世帯のみで住む住宅が集まっている郊外部や農山村でどうやって買い物、医療、介護などの生活サービスを維持していくのかを考える必要がある。それを考えないで都市中心部にコンパクトに住もうなどと言っても、それは政策の一部を語っているに過ぎないという強い指摘があるのであります。

農村部への定住化促進に向けて国土利用の規制と農地規制の両面から打開を目指す考えがあるのか、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 土地利用として農地活用と定住化促進の両立についてのご質問にお答えいたします。

農村部の定住化促進に向けて土地利用規制と農地規制の両面から打開を目指す考えがあるかについてですが、土地利用規制につきましては都市計画法によるところであり、本町は盛岡広域都市計画において市街化区域と市街化調整区域に区域の区分がなされ、農村部のほとんどは市街化調整区域となっておりますが、自然や農地の保全、乱開発を防止するため規制がなされてきたところであります。

全国的な都市計画の状況を見ますと、人口減少、少子高齢化を迎え、加えて自治体の厳しい財政状況を迎える中、点在し過ぎた都市機能の利用しづらさや公共施設、道路及び上下水道などインフラの維持管理が課題となっておりますが、本町では区域、区分制度の効果を発揮し、それらの見本となるような都市機能等を集中させるコンパクトなまちづくりを行ってきたところであります。

また、農村地域の農地には市街化調整区域の規制とあわせて農業振興地域の整備に関する法律、通称農振法や農地法による規制がなされているところではありますが、本町農業の振興発展や農業者が将来も安心した農業経営が可能となるよう、さらには自然のダムとして水害

防止、気温上昇緩和の役割も担うことから、その基礎となる農地を矢巾農業振興地域整備計画を初めとする農業諸計画に沿い適正に確保することに努めているもので、それにあわせて土地改良事業などの公共投資が行われてきたところであります。

有限であります土地の有効利用のため本町ではいずれの規制も適正に扱ってきたところであり、その効果が本町発展に大きく寄与してきたものと思っておりますが、農家や分家の住宅建築など要件を満たすものについてはそれぞれの規制の許可を得ることは可能であるものの、最近の社会情勢などの変化により、その規制が農村部の人口減少や集落機能の衰退を招く一因となることも事実であると認識をしております。

第7次矢巾町総合計画の土地利用構想では、煙山、不動両小学校周辺を農業集落的土地利用ゾーンとして位置づけ、これを中心に定住化促進も含めて農業集落振興や機能維持支援に努めていることとしておりますが、土地利用規制につきましては集落地域内の合意形成を図ることが前提となりますが、（仮称）矢巾町市街化調整区域土地利用方針を策定して一定の要件を示して、例えば小規模な宅地開発などによる市街化調整区域の集落振興、機能維持を目的とする地区計画制度について活用を検討しているところであります。

農地規制につきましては、来年度から取りかかる矢巾農業振興地域整備計画見直し作業の中で確保すべき農地の精査を行い、地域の状況に応じて都市計画制度と調整を図りながら農振法による地域振興計画制度の活用を検討してまいります。

それぞれの規制は法律に基づくものであり、前段で申し上げたとおり大きな成果を上げている面もあり、原則的な扱いは変えることはできませんが、これまでに活用しておらない既存制度を検討し、農村部の定住化促進も含めた集落振興や機能維持につながる土地利用施策を進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

川村農夫議員。

○9番（川村農夫議員） 非常に前向きな、しかも細部にわたりご答弁をいただきましたが、答弁書2枚目のところにありますコンパクトなまちづくりを行ってきたところであるということが、先ほど法改正に取り組んだ学者たちの目から見れば、高齢者が単身または高齢者世帯のみで住む住宅が集まっている郊外部や農山村で医療、介護などの生活サービスを維持していくのを考える必要がある、それを考えないで都市中心部にコンパクトに住もうなどと言っても、それは政策の一部を語っているに過ぎないという指摘があった部分であります。

それから、3枚目の中ほどに規制が農村部の人口減少や集落機能の衰退を招く一因となることも事実であると認識しておりますというご答弁がありました。そこについて私は当選当初からこの農村問題を取り上げてまいりましたし、去年の12月も例えば農地を所有する50アール規制を30アールに下げてもうだといったことも発言してまいりました。

現況の盛岡広域都市計画のくくりの中にいながらも、郊外部、農村部の高齢者世帯の増加への対処策や地域での自立生活を維持するために有効だと考えられること、そして若者の定住化促進に効果的なことを実現していくために障害となっている壁や規制を緩和していく取り組みが必要であります。これは、当局の皆さんも思っている部分は多数あるかと思えます。

ただ、これを現在の規制を後ろ盾にして違法行為と門前払いする時代ではないという立場に立たなくてはならないと思うのであります。法律、それから指令、通達、要綱、要領によって業務を進めるのが公務員の純粋な業務の進め方であろうとは思いますが。障壁の打破や法改正に向けて立法機関、上位機関に働きかけ、新しく切り開く未来に行動するのが政治家、地方議員の役目でもあります。その波を何度も、何度も打ちつけて岩盤を打ち砕くという行動が必要であると考えますが、いかがでしょうか。

全国一律の法の網ではなく、地域による地域のための地域計画を示して、打ち出して、町民に示して、その実現のために障壁となる旧態の法体系を見直すべく姿勢が生まれてくると思えます。住民の声を捉えて現行制度のその不条理に怒りをともにして、議会とともに政治的に行動を起こすべきときという考えは持てないのでしょうか。政治家、高橋昌造氏の心情をお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えを申し上げます。

政治の原点は、私はもう地方にあると思うのです。そこで、今ご指摘のことについてこの土地利用の規制、例えば都市計画制度または農振、農業振興に関する制度、今までの制度は人口がふえているときのいわゆるいろんな抑制をして、規制をしていくと。ところが、今もう人口減少なのです。そして、少子高齢化の時代に入ったわけなのです。だから、制度、仕組みが今の現況に合わなくなっているのは事実なのです。だから、ただいまお答えした答弁の4枚目に地区制度の活用を図っていききたいと、私どものささやかな抵抗でもあるわけです。しかし、今言うように、今後矢巾町が先ほど川村農夫議員からまさにその3つの指摘がなされたということは、そのとおりなのです。地域自立型、これのまず活動支援をすると

いうこと。2つ目は、いわゆる居住環境を悪化させない政策、まさにそのとおりだと思うのです。そして最後は、1人または2人の高齢世帯です。もういろんな医療機関とか、買い物とか、この支援制度、今回の議会の中でもいろいろ議論があるわけです。もうそういった、現実的にそういう問題が今起きているわけでございます。そこで、矢巾町は田園都市と、いわゆる私どもこれには誇りを持っていいと思うのです。矢巾に來れば田園風景もある。先ほどコンパクトシティのところの都市機能とかそういうくくりの表現をさせていただいたのですが、いずれ均衡のとれたまちだと。そして、今取り組まなければ町の周辺部が衰退していくということは、そういうようなものは今明らかになってきているわけです。空き家とか何かも、今周辺部ではそういった課題も出てきているわけです。私ども今後国に対しても、いろいろな県を通して要望してまいります、ただ、今喫緊の課題として取り組まなければならないということで、そこで盛岡広域の盛岡市さんと滝沢市さん、そして私ら、矢巾町は特殊な事情にあるのだと。今度いわゆる岩手医科大学附属病院があればすると、もうこれから転入、転出、そのためにも住環境の整備なんかも図っていかなければならない。だから、私はもう今職員に指示しているのは、町営住宅もいいけれども、やはり県民医療の核となる岩手医科大学が来ることによって県営住宅とか、そういう誘致を考えていかなければならない。だから、今これは私ども、今回川村農夫議員から質問された中身については、矢巾町だけで対応できる問題ではない。盛岡広域として、県としてやはりしっかり位置づけをさせていただいて取り組んでまいりたいということでございまして、まず私どもとしては門前払いされようが、これは粘り強くお願いをしていきたいということでございます。

その中でも明るいひとつ光があるというのは、この東北農政局なりではそういった考え方に対して、この間の会合のときも東北農政局の松尾局長がわざわざ私ら市町村の市町村長との懇談にも足を運んでいただいて、そういう姿勢が見られてきておりますので、そういう機会を通してお願いをして要望してまいりたいと、こう考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは次に、4問目の質問を許します。

川村農夫議員。

○9番（川村農夫議員） それでは、第4問目、各分野の取り組みに専門バカ一代が必要ではないかと。釣りバカ日誌や空手バカ一代などに倣って専門バカ一代という言葉を使わせてい

ただきましたが、お許しいただきたいと思います。

ウエルネスタウン構想や大阪大学との連携協定、そして富士大学との連携協定など、委託や、協定や研究など他機関に委託することがいろいろあります。単純に委託する、報告書、成果書に沿って執行していくという道でしょうが、その手法で本当に血の通った執行、遂行ができるのでしょうか。専門分野に特化した職員が、分野によっては学芸員とかという職づけもありますけれども、その分野要所、要所に専門家が存在するという体制がとれないかと伺うものであります。機関丸投げではなくて、本気で専門に取り組むある程度の期間、スパンを持って取り組む職員を持つことが必要と思いますが、お考えをお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 各分野の取り組みに専門バカ一代が必要ではないかについてのご質問にお答えをいたします。

ある物事に特化した専門性のある職員を各分野へ配置することは理想ではありますが、専門的に長くその分野で取り組むということは固定的に人材を配置することになり、その職員において考え方も固定的になってしまいます。

また、組織全体としての人材の新陳代謝が滞ることにもつながると考えておりますことから、当町の組織規模からいっても難しいところではありますが、より専門性が問われる分野については引き続きその分野に秀でた専門性のある職員を長期間配置し対応してまいりたいと考えておりますし、各部署において経験年数の豊富な柱になり得る職員を残しつつ定期的な人事異動を行うことにより、職員が各分野で培った経験をもとに多角的な手腕を持ち、一歩引いた視点で物事を捉える、お互いが切磋琢磨し合う、このことがまさに熱意を持ち、本気で物事に取り組むことにつながり、職場の組織力が向上するものと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

川村農夫議員。

○9番（川村農夫議員） 最後のくだりのところに、まさに熱意を持ち、本気で物事に取り組むことにつながり、職場の組織力が向上するものと考えておると。ここでお示しできる実例がありましたら、お示しいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） ただいまのご質問にお答えいたします。

答弁書、先ほど町長が申し上げました熱意を持って本気で物事に取り組むという部分の状

況でございますけれども、町のほうで、現在の状況でございますけれども、議員指摘してございます専門分野、ここの部分で長期的な部分の職員の対応というこの専門性をなかなか、どこまで専門性を持ったというふうな形のものとはしてございませぬけれども、職員の専門分野というか経験、経験を長く持っていただくという意味で、職員５名ほどですけれども、大体10年から9年ほどの経験というか、担当で継続させていただいていると。当然ながらその間につきましてはこれ以外の部分の人事異動等々ございますけれども、そこら辺のこれを柱として専門性なりそこら辺の指導もお互いにし合いながら行っていて、それぞれ切磋琢磨して物事に取り組ませていただいているというふうなまず現状がありますので、そこら辺につきましても今後とも取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えを申し上げます。

それで、もうご存じのとおり、この矢巾町役場の場合の専門性という、もう保健師とか、栄養士とか、保育士とか、そういった方々ですね。川村農夫議員がご質問なされているのは、そういうもう最初から職種として専門性以外のお話をされていると思うのですが、過去であればもう税務職、県庁なんかこの間まではもう税務職というのがあって、もう税務に入ればもうそこで定年までの仕事だということもあったのですが、今それがなくなったようでございます。

いずれ実は今の答弁は模範答弁でございまして、私この質問されたときにちょっとぎょっとしたのですよ。私のこと言われているのかな。バカ一代専門って、私もごみの高橋か、高橋のごみと言われた時代もありまして、それで先ほど鋭いこと言われたのですが、専門性を養うということはなぜ大事なのかということは、やはり人任せはやりたくないのですよ。自分でやって、計画から、そして最後の、今よく言われるPDCAサイクルとかいろいろあるのですが、それは専門性を持った職員であるからこそできるのです。だから、私はさっき耳が痛かったのは委託が多過ぎると、まさに私も役場にまたお世話になって、そこが問題なのです。だから、それぞれいろんな仕事をしておる中で、私は委託がなぜ多いのかということで、この間も課長会議でもいわゆる調査検討して精査をしてやっていかなければならないということを指示したのですが、その指示された内容をどのように把握しているか、まだ私聞いておらないのですが、いずれこのバカ一代専門のあれは専門性、専門性というのは人任せにしたいと、自分みずから、だから事務事業評価、これが自分で計画を立ててやるか

からこそできるのですよ。あなた任せだったら、これできないのです。だから、このことについては私も、時間がかかりますが、職員研修とか、それから人事交流、人事派遣制度、来年はできれば県のほうにも、厳しい財政とか市町村課みたいなところに、または財政課で、それでいわゆる厳しいところに派遣をして勉強していく。将来は国との人事交流もできるような、国に行っても耐えられるような職員、そういうものをこれから養成していきたいということを考えておりますので、ひとつそここのところのバカ一代の専門性は私も同感でありますし、そのことについては今後計画的に順次に進めさせていただきますので、ひとつよろしくお願いいたしたいと。特にも税務課の仕事というのは、継続性も求められるのですが、専門性を求められるので、税務の関係については特にも私どもは配慮していかなければならないのではないかなと考えておるところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

川村農夫議員。

○9番（川村農夫議員） 今の町長の答弁に、これから質問を予定していたまさに町長自身だということまで言われてしまいました。そういう質問を用意していたのですよ。

ただ、ちょっと視点が違うところもありますので質問させていただきますが、外部委託と同時に委託先に職員を派遣、出向させると、その課題に直接取り組ませて研究補助者としてその委託先の業務手法や経過議論に参画させると、そうすることによって職員の血肉として持ち帰ってもらえるわけですよ。その方法をとってはいかがでしょうかというのが、その考えであります。そのことによって血の通った委託報告書になるとともに、実施段階においても理論が地に着いた職員が自信を持って遂行できるという成果が期待できるということをおうとしていたわけです。町長に先に答えられましたけれども。委託先によっては地区名を矢巾町に変えただけの報告書というのも行政研究機関なんかはよくあるわけですが、これを受けるだけだったらやめたほうがいいと思います。

それで、6次産業化や、ふるさと納税や、道の駅や、期間限定で徹底的に専門職として取り組ませることをさせないと、いつまでたっても本物にならない懸念や実態があります、今の町においても。高橋町長の環境施設組合でも研究開発への取り組みが学芸員以上の存在感を世界に示し、そして今幾多の経歴の後町長であります。最も模範的な人物が町長ではないでしょうか。バカ一代のそのまさに象徴する人物像が町長だと思います。

平準化、平等化からバカ否定を論ずるのではなくて、バカ一代にかけて一つの分野を成就

させようとする意気込みが必要だと思います。みんなで手をつないでゴールインを目指す職員で構成される役場ではあってほしくないと思うのであります。矢巾町に戸籍の神様だとか、昔呼ばれた方もおりましたよね。そういった役場になってほしいということであります。町長ご自身の経験、取り組み姿勢に照らし合わせて、先ほど答弁いただいた部分もありますが、委託先に派遣、出向させて、その職員がずっと完成するまではそれをきちっとやるという取り組み方についての評価、お考えをお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えを申し上げます。

それで、今川村農夫議員の質問をお聞きしていてちょっと思い出したのは、映画で県庁の星ということで、もうあるところに出向させられたと、マニュアルがないと、いわゆるマニュアルがなければ行動できない。そこで、そこから変わっていった職員が、だから私はそれは委託先とか、どこでもあれなのですが、いずれ公共も含めて、民間も含めて、やはり今一番大事なのはいわゆる私どもこういうことなのですね、戸籍、昔先輩たちからお聞きして、今の出入り、転入、転出される方もいるのですけれども、例えば転出される方にありがとうございましたと町の職員が言ったときに、その転出する人が矢巾町の職員がこんなこと思ってくれていたのかと、転出するとき、ありがとうございましたと、矢巾に住んでいただいですね。その一言で矢巾町を好きになったと。それから、おいでになられた方には、これからお世話になりますので、何かありましたらばどんなことでもご相談なさってくださいと。その出会いが大事なのです。私はそういうことを言えるような職員を育てていかなければならない。私もこの間非常勤職員の研修のときに、職員の研修でも言ったような気がしたのですが、そういうことの一言で今矢巾町に住んでよかった、これまで住んでありがたいとか、それからふるさと納税なんかもそういうものにもつながると思うのです。だから、窓口にこの職員の対応によって変わる。だから、私どもこれからそういう職員研修ですね、しっかりやっていきたいと。だから、それは今川村農夫議員からはそういう委託先ということも含めて検討していきたい、こう考えております。だから、若い職員、特にそういう職員をどんどん外に出して研修をしていきたいと、こう考えておりますので、今お話しなされたことの意を体して、また私どもが考えておるところを含めて対応してまいりたいと、こう考えておりますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） よろしいですね。

それでは次に、5問目の質問を許します。

川村農夫議員。

○9番（川村農夫議員） それでは、第5問目、教育委員会のいじめに関する第三者調査委員会の報告について質問いたします。

こういった事案に関して早期報告する、できれば早期報告しておれば、その後他県での発生を抑止できたのではないかと一部、全部とは言いませんけれども、一部そういった残念な感が残るのですが、所感をお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 越教育長。

（教育長 越 秀敏君 登壇）

○教育長（越 秀敏君） 教育委員会のいじめ第三者委員会の報告についてのご質問にお答えいたします。

本町でのいじめによる重大事態の後も引き続き全国的にいじめ問題や重大事態が起きていることにつきましては、大変心を痛めているところであります。

矢巾町いじめ問題対策委員会、いわゆる第三者調査委員会は、矢巾町立中学校に在籍する生徒が平成27年7月5日に自死した事案に関し、いじめ防止対策推進法の規定に基づき、いじめの事実関係の調査及び自殺の背景調査並びに同種の事態の発生防止に係る提言を行うことを目的として設置されたものであります。

この矢巾町いじめ問題対策委員会に対しましては、矢巾町教育委員会から公平、公正な調査を依頼したものであり、ご遺族の気持ちに反することがないように、提出期限や調査内容を指定することなく、しっかりとした調査をご依頼し、対応いただいているところであります。したがって、他県でいじめによると思われる重大な事案が発生していることは大変残念なことではありますが、以上のような事情で早期報告ができていない状況であることをご理解賜りたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

川村農夫議員。

○9番（川村農夫議員） 大変心を痛めているのは、心情として同感であります。ただ、いじめ自体の捉え方の改善策やその効果といいますか、対策を発信していくことがいじめ抑止や自殺防止になるのではという抑止効果についての所感を伺ったのでありまして、その答えがあ

りませんでしたので、なければならぬ結構でございますが、もう一度伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 越教育長。

○教育長（越 秀敏君） ただいまのご質問にお答えいたします。

早期報告ということは矢巾町の件でございまして、いじめの抑止効果というのはそういうことが想定されるであろうということは私もそう思います。そうであるならば早期報告させるべきではないかという論になると思いましたので、そこには触れなかったわけですが、学校で調査した報告書、3週間余りで提出したわけですが、これは県内の全ての校長研修講座で使われておりますし、文部科学省の東北での研修あるいはいじめの協議会での話し合いにも使われておりまして、さらにそれを1つにまとめて1枚に大変コンパクトにまとめて文部科学省として資料としても出しているところでございます。

そういうふうなことを考えますと、抑止力になったというそういう言い方はできませんけれども、先生方にとっては大変参考になるものになったのではないかなというふうに考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） よろしいですか。

それでは次に、6問目の質問を許します。

川村農夫議員。

○9番（川村農夫議員） では、第6問目、女性教育連絡協議会について、その設立についての考えをお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 女性教育連絡協議会についてのご質問にお答えいたします。

その設立についての考えについてですが、この会は矢巾町内の女性団体相互の連絡協調を図り、女性生活の向上を資することを目的として昭和56年に発足しております。現在の構成団体は、交通安全母の会、矢巾町母子寡婦福祉協会、矢巾町商工会女性部、矢巾町連合婦人会、JAいわて中央矢巾地域女性部、矢巾町更正保護女性の会の6団体となっています。

今年度の活動では、7月5日に矢巾町歴史民俗資料館併設の佐々木家曲がり家で、9月29日にはやはぱ一くで、それぞれ協議会会員との懇談会を開催し、出席者数は2回合わせて33名でした。懇談会では、協議会構成団体の日ごろの活動や町の課題など、多岐にわたって活発

な意見交換が行われました。この懇談会を一つのきっかけとして、矢巾町母子寡婦福祉協会では来年の1月15日に町内シングルマザー、シングルファーザーの親子を対象に、ここかむ食堂を開設し、温かい御飯の提供や子供の宿題の指導などを行う予定であると伺っております。

この一例が示すように、家庭だけにとどまらず、地域における高齢者や子どもたちの見守り等、女性の果たす役割は非常に大きいものであり、他団体との連携によってその力をさらに発揮していただくように努力をしてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

川村農夫議員。

○9番（川村農夫議員） 昭和56年から発足して、構成員が6団体、女性生活の向上を期するというお答えでありました。しかし、年代層を想像してみるに、今子育て最中の幼児を持っているお母さんとか、子どもを産んで育てた経験のない若い保育士層とか、そういった子育て層との一緒に協議の場にはなっていないのではないかという思いがするわけなのであります。これでよろしいのでしょうかということであります。

教育民生常任委員会の中で議論になりました一例をお話ししたいと思います。委員長の許しを得ておりますので。子ども子育てについて、40代、60代の人に今の子育てについての諸課題や現状を聞いてもわからないので答えられませんか。女性でもですよ。男性はましてです。実際そうでした。50代、70代の人が幼児保育、子育てを論じて、現実離れが甚だしいと。議員同士で議論しても議論にならないわけですよ、実態がわからないから、課題をつかんでいないから。そうした実態を踏まえるとき、現状の協議会の持ち方は脱輪状態で走行しているのではないかと指摘せざるを得ません。

教育民生常任委員会では、実際の子育て中の女性にアンケートをとり、その課題把握に努めているところであります。委員会独自にやっておりますが、こうした現実認識に立って構成員のあり方を再検討すべきと考えますが、お考えをお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えを申し上げます。

それで、このことについては私が就任をさせていただいてから、まず子ども議会と、次は女性議会ということで考えておったのですが、その前に女性教育連絡協議会があるということとでいろいろお話をしたところ、女性議会までいきなりあれしないで、まず私らの協議会の

段階でいろいろお話し合いをさせていただく機会を設けていただきたいと。あとは、今若者の子育てまたは子育て前のそういう方々、若者、だから私はキーワードとして子どもと女性と若者と。きのうも一般質問で答弁をさせていただいたのですが、やはり女性が元気でなければ町も元気にならないのですよ。きのうもお答えした中には、この議員の中にも3名のすばらしい女性の方々がいらっしゃるわけでございます。そういった中で、実はこの協議会の中で、私ほとんどお年寄りさんだけかなと思ったら、子育て中の方もおいでになったのですよ。びっくりしました。だから、その人たちの意見は結構活発だったのです。ある意味では歯に衣着せない、もうずばり言うてくるのですね。私もある方には、町長、あなたは人任せみたいなことばかり答えていると、もう少し前向きな答えはできないのですかと、ひょっとすると議会以上に厳しい叱責も受けました。そのくらい盛り上がったというか、だから私は今ご指摘のあった子育て前の若者の人たちのあれもそういう場をつくっていききたいなということで、まずそういったところを、だから今脱輪走行中ではないかと言われれば今そうかもしれませんが、必ず正常軌道に直して、そういうことのないように取り組んでまいりたいと。だから、私はキーワードとして、これから町民の皆さんの声を聞いていく中でも、子ども、女性、そして若者を大事にしていきたいなと。その中でも特に高齢者の方々についても大事にしていきたいということで、一つ一つ積み重ねながら対応してまいりたいということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

川村農夫議員。

○9番（川村農夫議員） 大変失礼いたしました。私の認識が間違っておりました。

ただ、その子育て最中といっても、小学校に通っているとなるともうかなり子どもさんは大きくなっておられる。私が対象にしたいのは、少子化云々の課題について調査していますと、乳飲み子、幼児を抱えているお母さんたちの意見がなかなか上がっていないのではないかとこの観点だったのですが、その辺もカバーできているということでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 子育て支援課長も少しここら辺のところ話ししないと、ね。

菊池福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長（菊池由紀君） ただいまのご質問にお答え申し上げます。

まさしく今若いママたちが子育てしている悩みにつきましてどう応えていくかということが、若いおばあちゃんたちからも声が出ております。それで、今年度オープンしたどんぐりっこ、矢巾ゆりかごさんとも意見交換しまして、本当に子育てに当たり前のことが悩みとな

っているということ、あやし方とか、それこそ何を着せるかということも、そういうことがありますので、どんぐりっこで行っている子育て支援事業と、今矢巾町のさわやかハウスの中にある子育て支援センターとの事業を見直しながら、伝えるべき、ママたちに伝えたい子育て、基本的なことを教えるプログラムが必要なのだなということがわかりましたので、事業調整を進めているところです。

と同時に、それを支えるおばあちゃん初め周辺の女性の力は必要となっておりますので、きょう議員さんからご指摘のありました社会教育課の所管する団体とも私どものところとの仕事の中でもつながることがあるのだなということを今感じながらこの場におりますので、今後生かしていきたいと思いますので、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 町長、大変失礼いたしました。どうぞ。

高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えを申し上げます。

いずれ先ほど申し上げたとおりで、この間実は女性の教育連絡協議会の中でお話あったのは、PTAの関係の人でもあったのですが、皆さんにちょっと披露させていただきますが、子育てをやりながら高齢者の見守りをしていると。それで、痴呆があると。自分なり、自分のお子さんが病院に行かなければならないと、大変気の毒だけれども部屋に鍵をかけて出なければならぬという、私はそのお話をお聞きしたときに、実態はそういうことがもう起きているのだなということを感じさせられました。だから、やっぱりより多くの人とお会いをしていろんなことを、私はその方はもう思い切ってそういうお話をしてくれたから、そうでなければ実態わからないわけですから、おばあさん、ごめんねって。

それからあとは、よく週刊誌なんかでも出て、テレビでおしっこが青いおしっこだと、今の子どもたちが青いおしっこするのかと、もう子育て終わったお母さんとかおばあさんたち、そういう、だからですね、私はこれから、今菊池課長も答弁したように、この子育ての、生まれてから少なくとも二十歳になるまでのあれはしっかり行政として見てやれるような、若者支援の、そして今私ちょっとまだ住民課長から聞いておらないのであれなのですが、矢巾町の場合に高校、大学を出て、男性と女性、どちらが県外に、町外に出ているか、私は恐らく女性だと思うのですよ。そういう女性をしっかりとあれしなければならない政策を考えていかなければならないということで、そのデータを今精査して、その中に何が課題があって、何に取り組んだらそういう解決ができるかということを今からしっかりと取り組んでまいりたいと。統計なり数字はうそはつきませんから、そういうところを大切にしながら取り組んで

まいりたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 以上で9番、川村農夫議員の質問を終わります。

（「ありがとうございました」の声あり）

○議長（廣田光男議員） ここで暫時休憩をいたします。再開を11時25分といたします。

午前11時14分 休憩

午前11時25分 再開

○議長（廣田光男議員） 再開をいたします。

次に、2番、水本淳一議員。

第1問目の質問を許します。

（2番 水本淳一議員 登壇）

○2番（水本淳一議員） 議席番号2番、町民の会、水本淳一でございます。

それでは、最初の質問をいたします。最初は、国指定史跡徳丹城の活用についてでございます。

矢巾町の誇るすばらしい財産である国指定史跡徳丹城のいまだ活用できていない現状に見るにつけ、早くその活用方法が定まることを望むわけですが、それでは北東北にある同時代のほかの史跡はどのように保存されているのか。この夏ですけれども、ちょっと私個人的に見学してまいりました。徳丹城が造成された平安時代の初め、北東北ではほかにも幾つかの大規模な城柵がつくられたわけですが、秋田平野西部の秋田城、それから横手盆地の払田の柵、北上盆地の胆沢城、そして志波城、いずれも国指定史跡でございます。これらの多くの史跡では、盛り土などによりいろいろな建物が復元して建てられています。

払田の柵ですけれども、徳丹城は13ヘクタールですけれども、払田の柵は88ヘクタールで徳丹城の6.8倍ぐらいありますけれども、そこでは外郭に南門、高さ9.7メートルの南門ですね。それから、政庁のそばには南門の柱とか、それから小高いところに政庁がありますけれども、その東方の部分、やっぱり小高いところに建物、2棟の建物が建てられています。それから、大路、広い道がありますけれども、そこに小川が流れていて、橋もつくっているとか、そういう復元されたものがありました。

それから、志波城、盛岡の志波城ですけれども、78ヘクタールで、徳丹の6倍です。ここが一番いろいろやっているのかもしれませんが、外郭の南門、高さが11メートルのやぐら門、これは平城京朱雀門に次ぐ大きさもある門なそうです。それから、築地塀、土塀ですけれども、これ252メートル、高さが4.5メートル、そして大きな道、大路をつくっていて、やっぱり敷地の中は畑とかいろいろありますけれども、その部分は結構高く盛り土してそういうものを建てていて、ここは高速道路からよく見えるので、そのついでに寄るという人が結構あるということをその職員が言っていました。

それから、秋田城ですけれども、外郭の東門とか築地塀、それから大路、それから古代水洗トイレとか、そのほかに何百分の1かわかりませんが、ここは私ちょっと時間なくて行けなかったのですけれども、模型ですね、外にそういう模型をつくっているそうです。

それから、胆沢城は徳丹城の3.5倍、46ヘクタールありますけれども、ここは政庁の跡はわかるようにしていますけれども、あとただっ広い何もないところです。

徳丹城は、ある程度ここに何があったよというのはわかるように結構つくられて整備されているなと思いました。

それから、昨年、視察で滋賀県を訪れた際、復元された建物があるということで、国指定史跡の近江政庁跡にも寄りましたけれども、ここは主要道路から離れていて、復元された塀や建物もあるということで見ましたけれども、ほんの中途半端につくられている、何かここに来てもつまらないな、想像できないなという感じで、ちょっとがっかりした記憶があります。

北東北のこの史跡は、多くのところで復元された建物があり、どれもすばらしく、うらやましく思ったところです。

人によって見方はさまざまで、復元されたものだけでは何か満足いかないなという人もいるかもしれませんが、この門のような復元された建物があるか、ないかで史跡のイメージが全く変わり、観光にもつながるのではないかと思います。多くのところで復元されていますので、このように。決して無駄なことではないと思います。矢巾町でも復元可能なことではないかと思います。復元には膨大な金がかかるとは思います、町民に極力負担をかけない方策というのは必ずあるのではないかと思います。

それから、この11月には教育民生常任委員会で群馬県のみなかみ町に行つてまいりましたけれども、そこには矢瀬親水公園、そこで視察しましたけれども、縄文時代の竪穴住居

などが、大きいものですが、復元されている。いろいろなものが復元されており、それとその隣接している特産品などを販売する産地直売の道の駅もございました。そして、徳丹城の活用、地域の農業の活性化に大変参考になる施設だと思いました。

それから、みなかみ町の矢瀬親水公園ですが、将来的には観光資源化、ネットワーク化、地域化、活性化、各種交流を考慮し、幼稚園や小中学校の野外授業、校外活動、遠足など学校教育の連携を図り、まちづくりの核としたいということでした。

それから、長野県信濃町にも視察で参りましたが、野尻湖ナウマンゾウ博物館、それから小林一茶記念館、地元の出身の小林一茶記念館などがあり、地元の歴史、先人について児童・生徒に対しさまざまな学習の場を設けているということです。

また、視察で九戸城を訪れ、徳丹城の活用に参考になることもいろいろ勉強しましたが、その際にいただいた二戸市勢要覧に、九戸政実を初め10名程度でしたが、先人、それから瀬戸内寂聴ほか3名ぐらいの名誉市民が掲載されているのが目に入りました。先人の多さに感銘したのですが、私自身矢巾町について余り知らずに過ごしてきたと反省しているところでございます。

そこで、3つの点について伺います。1点目についてですが、北東北の国指定史跡では当時の建物を復元しているところが多いのですが、徳丹城でできない理由は何か。

2点目、産地直売所を併設し、地域の歴史、特産品などをPRする道の駅として、また観光導入施設として活用できないのか。

3点目、地元の歴史や地元ゆかりの偉人について幼いころから教えるべきだと思いますけれども、当町の学校教育ではどのように行われているか。

以上、お答え願います。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 2番、水本淳一議員の国指定史跡徳丹城跡の活用についてのご質問にお答えいたします。

2点目の産地直売所を併設し、地域の歴史、特産品などをPRする道の駅として、また観光導入施設として活用できないかについてですが、徳丹城は国指定史跡に指定されているため、史跡として活用する目的以外での土地利用は認められていないところであります。

今後は、指定地外である歴史民俗資料館や佐々木家曲がり家などの周辺の土地利用も含

めて、特産品等をPRする方法について検討してまいります。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 越教育長。

（教育長 越 秀敏君 登壇）

○教育長（越 秀敏君） 引き続き、国指定史跡徳丹城跡の活用についてのご質問にお答えいたします。

1点目の北東北の国指定史跡では当時の建物を復元しているところが多いが、徳丹城ができない理由は何かについてですが、徳丹城においても他の史跡と同様に史跡整備の一環として建物を復元することは可能なところであります。第7次総合計画において、平成31年度をめどに第2次史跡整備基本設計をもとにした実施設計に着手してまいりたいと考えており、その中で建物を復元するかどうか、また復元する場合はどの建物を復元するかを検討してまいりたいと考えております。

3点目の地元の歴史や地元のゆかりの偉人について幼いころから教育するべきであると思うが、当町の学校教育ではどのように行われているのかについてですが、小学校3、4年生の社会科において「さぐってみよう昔のくらし」、「昔から今へと続くまちづくり」などの学習におきまして、矢巾町教育委員会で作成している副読本を活用し、幹線水路である鹿妻堰の開発について学んでいます。副読本には鎌津田甚六、そして町出身者の村松雄一郎、藤原一郎、藤原乙叡などの取り組みが紹介され、当時の人々の暮らしからさまざまな苦労について学び、今の私たちの生活について考えを深めています。

また、実際に雫石の水源へ足を運び、枝打ち作業をするなど、体験的な学習も行っております。

ほかには、総合的な学習の時間において、徳丹城の遺跡などを題材にしながら、地域の歴史について調べる学習などを行っており、各校の特色を生かした取り組みにより資料館へ出向いたり、社会教育課職員が講師を務めたりしながら、地域の歴史や偉人についての理解を深めているところであります。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

水本淳一議員。

○2番（水本淳一議員） それでは、再質問いたします。

徳丹城は史跡として活用する目的以外での土地利用は認められていないということで、

私も史跡としての活用を望むところでございますけれども、これから検討されることではありますけれども、産地直売所、農家レストラン等、それに伴う駐車場などの多くの来場者を迎えるための施設等を設けるためには、民俗資料館や佐々木家曲がり家の場所以外にも農振法、農地法とか、そういうふうなものに規制されている徳丹城に隣接する周辺の土地、現況水田とか、あるいは私有地がありますけれども、それを含めて検討していくということではよろしいでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えを申し上げます。

先ほど教育長からも答弁させていただいたのですが、平成31年度までに徳丹城跡地の活用方法について検討してまいると。そこで、まず国道4号線の近接というか、もう隣接なわけでございます。それから、徳田小学校もいずれは移転しなければならない問題もあるということで、いずれ私ども今後復元の計画については、これはもう教育委員会が中心になって今後検討してまいりますが、いわゆる水本淳一議員のご質問にあります産地直売所を初めそのことについては周辺の土地利用を含めた形で考えていかなければならないなということで、今土地利用計画の総合マスタープランなんかでも今そこ鋭意検討中でございますので、いずれは、きのうもお答えしたとおり、農業ビジョンと計画のマスタープランは議会の議決事項になるわけですので、お示しをしまいたいということで、そのためにも地域の皆さんの声もしっかりお聞きしながら、何よりも岩手医科大学附属病院が、もう1,000床規模の入院施設ができるわけです。だから、あそこの徳丹城は例えばハビリの回復機能一つの場所としてと、または公園としてとか、それから今言うような産地直売所とか、いろんな多目的な利用方法があると思うのです。だから、実はこの間も岩手医科大学の学長はこの医大の学校教育の中で徳丹城の歴史のことを取り上げておるそうでございます。だから、私どもいろいろお話しさせていただいたときに、私よりも知っておるということで、赤面の至りでございました。だから、そういったことも含めていずれ徳丹城跡地の活用方法、ご指摘のとおり前向きに検討してまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

水本淳一議員。

○2番（水本淳一議員） それでは、再質問の次の質問をいたします。

鹿妻堰の開発に貢献した先人ですけれども、数名の名前が出ましたけれども、私も知ら

ない人ばかりで、少し勉強しなければと思っています。矢巾町にゆかりの先人には、ほかに女啄木と呼ばれた歌人の西塔幸子や、それから宮沢賢治ゆかりの藤原嘉藤治、それから藤原健次郎なども挙げることができると思いますけれども、偶然この方たちは白沢にみんな縁のある方たちばかりのようで、ほかの地域にもいろいろいると思いますが、もしそういう人があるのであればちょっとお伺いしたいのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 越教育長。

○教育長（越 秀敏君） ただいまのご質問にお答えいたします。

議員ご指摘いただきましたのは、郷土の文化人というのでしょうか、そういう形で矢巾町史の下巻のほうに紹介されておりまして、あと何名か、煙山地区とか何名か紹介されているようでございます。32年に小学校の学習指導要領が完全に変わって実施されますので、それまでに副読本も変えなければなりませんので、その副読本の巻末に資料としてこのような文化人とか、またさまざまなご意見をお伺いしながら何人か先人として紹介する資料をつけてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

水本淳一議員。

○2番（水本淳一議員） 次の質問ですけれども、このような矢巾町にかかわりのある人たちお伺いしましたけれども、さらに学校で取り上げたり一般に紹介することも必要だと思いますので、それで私たちがいつでも見られるような、例えば徳丹城のある部分の施設の一部とか、あとやはば一くでもいいと思いますけれども、矢巾町の歴史、先人のコーナーというものがどんと、来た人が見てわかるような、そういう場所があってもいいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 山本社会教育課長。

○社会教育課長（山本 功君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

いつでも矢巾町の歴史あるいは先人、偉人の資料をそろえておくコーナーが必要ではないかということでございますが、歴史民俗資料館につきましては資料の保存がメインとなっておりまして、ほかに展示スペースもあるということで、なかなかスペース的にはそこは厳しいのかなという気がしてございます。そこで、例えばやはば一くの2階の図書センターの一角というふうなものも考えられるかと思います。あるいはまた、公民館のどこかスペースということも考えられると思いますが、その辺については持ち帰って、時間をい

ただいてちょっと考えてみたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） ほかに再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） よろしいですか。

それでは、次に２問目の質問を許します。

○２番（水本淳一議員） それでは、２問目の質問に入らせていただきます。

２問目は、「音楽のまち やはば」の取り組みについてでございます。ことし６月の定例議会で同僚議員の一般質問に対しまして、田園ホール建設から四半世紀が過ぎたことを一つの区切りとし、町では本年をさらなる発展を目指す元年とし、音楽のまち宣言を行い、田園ホールを核としてやはば一く等の施設を利用してあちらこちらでミニコンサートが開かれ、人が集い、交流が生まれるような、いつも音楽が聞こえるまちを目指し、芸術文化の情報発信を進めていきたいと、町の答弁がございました。

また、私たち音楽関係の団体に対してもやはば一くの１階の広場、プロムナード等で自由に演奏してもいいというお話もあり、私たちも何度か演奏させていただいたり、今後もしょういうことをしたいなと思っております。

そして、この１１月６日、田園ホールが満席の中、「音楽のまち やはば」宣言セレモニーが盛大に行われました。セレモニーでは、町内小学校４年生２５０人による町民歌の斉唱、そして不来方高校音楽部、矢巾北中特設合唱部のステージもあり、大変感動したところです。不来方高校音楽部は、１０月２９日に高松市で開かれた全日本合唱コンクール全国大会で金賞に選ばれ、最高賞の文部科学大臣賞に輝いたばかりで、この「音楽のまち やはば」宣言セレモニーに花を添えていただきました。

それから、おとといですか、１２月７日に行われた第７０回全日本学生コンクール全国大会の声楽部門、高校の部で、不来方高校３年の竹内菜緒さんが１位に輝いたということでもあります。

不来方高校音楽部は毎年７月に定期演奏会を行いますけれども、ことしの演奏会には京都市少年合唱団が友情出演しておりました。それで、合唱団代表の生徒さんが挨拶の中で、東北のウイーンにやってきましたと言ったのが印象に残っております。不来方高校だけではなく矢巾町全体が音楽のさらに盛んなまち、東北のウイーンになればと思います。

そこで、次の点についてお伺いします。１点目は、田園ホール、やはば一く等の音楽関

係者による利用状況について。

2点目は、「音楽まち やはば」宣言の中に、人と人との織りなす心を紡ぎ、次の世代につなぎます。まちを歩けばどこからともなく聞こえてくる云々とありますが、どのようなイメージか。

それから3点目は、宣言の中にあるようなまちづくりを目指し、学校、地域で今後どのように取り組んでいくか。

以上、ご説明願います。

○議長（廣田光男議員） 越教育長。

○教育長（越 秀敏君） 「音楽のまち やはば」の取り組みについてのご質問にお答えいたします。

1点目の田園ホール、やはば一く等の音楽関係の利用状況についてですが、田園ホールにつきましては平成27年度は全利用のうち約45%、やはば一くにつきましては平成28年9月末現在で約55%が音楽関係の利用実績となっております。

2点目の「音楽のまち やはば」宣言のイメージについてですが、この宣言は学校や地域において宣言前から取り組まれている音楽活動を大切にして、音楽を愛する心を共有し、その活動から人と人との人間的なつながりを育み、音楽活動をきっかけに出会った人同士の輪がさらに広がることでふるさとへの愛情を培っていくことを期待するものであります。

まちを歩けばどこからともなく音楽が聞こえてくるのイメージとしては、矢幅駅に降り立つとどこからか音楽が聞こえてくる。その音に誘われて歩みを進めると、やはば一くやその周辺で野外ライブ等が開催されている。矢巾町民の日常生活は、音楽とともにあるというものであります。

3点目の宣言の中にあるまちづくりを目指し、学校、地域で今後どのように取り組むかについてですが、大きくは田園ホールややはば一く等を利用し、皆さんの音楽活動を発信する場をつくっていくことと捉えており、そのためによりよい音楽に触れられる機会を設け、加えて町内小・中・高等学校の音楽活動を支援してまいります。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

水本淳一議員。

○2番（水本淳一議員） 利用状況がやはば一くで全体の55%ということですが、これは部屋が利用された状況ですか、あるいはプロムナードがいろいろな人が利用したもの

含まれているか。プロムナードのほうはどれくらい利用されているとか、そういうのはいかがでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 山本社会教育課長。

○社会教育課長（山本 功君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

この数字はやはぱ一く全体でこのくらいの割合ということでございます。では、プロムナードだけでは幾らかというところについては、そこまでの数字は持ち合わせてございません。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

○2番（水本淳一議員） それでは、田園ホールの方は45%、やはぱ一くは55%となっていますけれども、この利用状況についてどのように感じられているか、お伺いします。

○議長（廣田光男議員） 山本課長、さっき言ったプロムナードの件数については調べることはできるの。できない、今のところは。まずわかったならば後刻ということで。

それでは、次の質問に対して、山本社会教育課長。

○社会教育課長（山本 功君） まず、やはぱ一くのこの55%の数字がどういうことかということについては、私のほうでは、後ほど担当のほうからもしあれでしたらばお答えということにさせていただきまして、田園ホールが音楽が45%ということについて、正直なところ、これが多いか、少ないかというふうな感想的なものは特段持ち合わせておりません。といいますのは、実質的に県内初の音楽ホールという触れ込みではございますが、そうはいいまして議員ご存じのとおりステージからああいった、いわゆるホールとしては多目的ホールでございますので、いろいろな使い方があってこれは当然でございます。その多目的ホールの中で45%、大体例年この程度の割合にはなっておるようですが、半分近くが音楽利用ということであれば、これはあえて評価をすれば音楽の割合としては高いのではないかなというふうには考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

水本淳一議員。

○2番（水本淳一議員） それでは、次の質問。京都少年合唱団というのですけれども、この合唱団は昭和33年に全国初の公立合唱団として創設され、現在は小学校4年生から中学校3年生までの221名が所属しているそうです。合唱として団員の音楽性を養い、音楽を愛

し、豊かで温かい人間味あふれる人格性を目指すとともに、心に響く演奏活動に取り組んでおり、修了生には世界的指揮者の佐渡裕氏を初めとする多くの優れた音楽家などを輩出しているということです。

物事を極めるのには時間がかかります。矢巾町では、小学校によっては1クラス20人を切るなどして、音楽にかかわらず、興味があるのに人数不足でやりたいことができないとか、そういうことがあると思います。歌というのは自分の喉が楽器で、ほかに楽器をそろえるとか、そういう費用がかからないというところが本当にいいところで、このようなことを考慮して、京都少年合唱団のような学校の枠を越え小学4年生から中学校3年生までとかというように学年の幅を持った合唱団をつくるとか、そのような取り組みはできないでしょうか、質問いたします。

○議長（廣田光男議員） 山本社会教育課長。

○社会教育課長（山本 功君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

実は先ほど川村農夫議員さんのご質問の中にもありましたが、矢巾町の女性教育連絡協議会と町長との懇談会の中で、田園ホール附属少年少女合唱団的なものは考えられないのかというご提言をいただきました。ということで、実際のところそういう構想は今も具体的にはございません。ただ、このご提言を受けまして一つの試みといたしまして、あさってですが、恒例の婦人会の歳末助け合い演芸会がございます。この中で、阿部美礼さんという不来方高校を卒業された方、ピアニストがいらっしゃいますが、この方の演奏会を企画しまして、そこに半分無理やりですが、うちの担当がごり押しでぜひ子どもたちの合唱をつけさせてほしいという申し出をしたところ、快くお引き受けいただきました。では、どの程度のレベルかといいますと、正直、非常に言葉悪くて恐縮ですが、寄せ集めの的なもので、どの程度のレベルになるかは保証の限りではないと言え無責任ですが、そういった状況ではありますが、ぜひ歌ってみたいという子どもさん方、あとそこに矢巾コールさんとかそういった大人の方々の応援もいただきまして、プロの伴奏と合わせて子どもたちが歌を歌うというのを試験的に企画してございます。

そういったことで、じゃあ、この先それがどうなるかということでございますが、お話を聞きますと、小学校の中でも例えば吹奏楽をやっている児童がこの日は合唱というようなことになると、やはりそれはなかなかそう簡単に物事はいかないようですし、ましてや中学校になりますと、大会があるところで全くよその団体に行ってしまうということになると、やはり先生の指導からまた外れるといいますか、そういったこともありまして現実には非

常に難しいかなと思います。

ただ、私ども担当といたしましては学校の枠を外れて全体でこういう音楽、合唱に親しむという少年少女合唱団、これは非常に価値のあることだと思っておりますので、議員ご提言のとおり、約束はできかねますが、田園ホール混声合唱団の弟分といいますか、妹分と申しますか、そういった存在としての田園ホール少年少女合唱団、これの設立を夢見ていきたいなど。何年かかるかわかりませんが、そういう夢を見ていこうということを今内部で話し合っているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは、3問目に入ります。3問目の質問を許します。

○2番（水本淳一議員） それでは、いじめ、不登校の状況についてでございますけれども、今も全国でいじめによる自殺や担任の不用意な言葉による不登校のニュースを耳にします。矢巾町では、昨年5月のいじめの事件から1年半が経過し、いじめなど撲滅のため各学校でさまざまな対策をとられてきたと思いますけれども、現在の状況はいかがでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 越教育長。

○教育長（越 秀敏君） いじめ、不登校の状況についてのご質問にお答えいたします。

昨年の重大事態の発生を受け、現在各小・中学校におきまして児童・生徒一人一人の生徒指導個票を作成し、担任などが個々の児童・制度について気になる点があった場合、その状況を書き込み、その情報は校長を初め教員間で共有し、いじめや不登校等の問題行動等の早期発見に努めております。そして、この個票は小学校から中学校に進学するときに持ち越され、当該児童に対して継続した対応が可能な体制を築いております。

また、全ての小・中学校において学校いじめ防止基本方針の策定、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置、教職員の意識改革を図るための教職員研修、保護者との連携の強化などを行っております。

さらに、各小・中学校における学校の特色を生かした活動として、矢巾北中学校では5つの合い言葉を生徒と教師が共有し、ふだんの営みとして継承、発展を目指して活動しています。特に新しく考案した5つ目の合言葉「ありがとうで広がる笑顔と思いやり」に重きを置いて、人への感謝や認め合い、人とのつながりを大切にすることを生徒全員が心に

とめ、生徒会を中心としながら、各行事への取り組みや挨拶運動などを行っております。

そのほかの学校におきまして、煙山小学校では全児童と個別に話をするなかよし面談の実施、矢巾中学校では校長によるいじめ防止に係る講話の実施など、独自の活動を行っているところであります。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

水本淳一議員。

○2番（水本淳一議員） それでは、28年度のいじめ、不登校の件数をちょっとお伺いしたいと思います。いろいろ事例ですね、いろいろこのように撲滅するために決めているわけですけれども、生徒も千差万別というか、いろいろな異なる事例が出てくると思いますが、不登校の件数とか経過についてちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 村松学務課長。

○学務課長（村松康志君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、いじめの認知についてでございますが、10月31日時点におきまして小学校では7件、それから中学校では4件、合わせて11件のいじめを把握しているところでございます。これは中学校から報告が上がってきたものでございまして、うち、昨日も申し上げましたが、小学校1件、中学校1件でまだ未解消ということで、教師と相談員が中心となって解決に向けて努力をしているという事案が現在2件ございます。

それから、不登校についてでございますけれども、不登校と言われるのはいわゆる年間30日以上学校に来ない児童・生徒の方を不登校といたしますが、10月31日時点で小学校で3名、中学校で11名、合計14名となっております。割合にしますと、小学校は0.2%、中学校は1.35%、合計で0.61%ということで、いずれも県、国の平均よりは低い値となっております。

その不登校に対する対応につきましてですけれども、まず学校が中心となりまして家庭訪問、とにかく足を向けて、とにかくお話を聞くと、本人と会って、そして来ていただくようなというような、そういうことを基本にやっております。その原因としまして、いじめが原因で不登校になっているという事案は現在はありませんけれども、個々の児童・生徒の心的なこととか、障害のこととか、あるいは極端な話言えば、家庭の理解が得られなくて、学校に行かなくてもいいんだよというような、そういった保護者の方もおります。先生方も月に3回、4回と足を運んでいるのですが、本人に会えなかったりとか、そうい

う門前払いもありまして、なかなか固定化されていると、もうこの人数大体14名はほとんどずっと来ているような、昨年からそういった状況でございまして、なかなか本当に効果的な対応策というのを見出しかねている今の状況でございます。

けれども、このままにしておくわけにはいきませんので、きのうも申し上げましたが、また相談員も配置しておりますので、教育委員会、相談員、学校連携しながら、あと病院の関係もありますので、当然病院の医師の診断等も含めながら、それらを全て勘案しながら学校の登校につなげるように取り組んでいるところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

水本淳一議員。

○2番（水本淳一議員） それでは、最後に質問します。教職員の意識改革を図る教職員研修というのがありますけれども、これはどのようなことを行っているのか、お伺いします。

○議長（廣田光男議員） 越教育長。

○教育長（越 秀敏君） ただいまのご質問にお答えいたします。

教職員研修は各校で異なるのですが、必ずほとんどの学校でやっていただいているのはいじめに関する先生方の捉え方というのですか、この程度ならばいじめではないとか、そういう自己点検のチェックシートが文科省のほうから出ておりますので、まずそれによって自分の捉え方、一番教員の捉え方が基本になるわけですので、それは必ずやっていただいております。そのほかに、さまざまな講師を呼んで学校の中で研修を行っている。そういうようなことによって不登校とか児童・生徒の内面にすぐ感知できるというのですか、そういうような形の意識改革といいましょうか、そういうことに取り組んでいるというところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） よろしいですね。

以上で、2番、水本淳一議員の質問を終わります。

ここで昼食のための休憩をとります。再開は1時といたします。

午後 0時09分 休憩

—————

午後 1 時 0 0 分 再開

○議長（廣田光男議員） 再開をいたします。

先ほど保留しておりました答弁の申し出がありましたので、これを許します。

先ほど水本淳一議員の質問に対しての答弁の保留であります。

山本社会教育課長。

○社会教育課長（山本 功君） 先ほどのやはば一くの音楽関係の利用の状況につきまして55%の内訳でございましたが、指定管理者に確認いたしました、プロムナードについて利用件数は把握はしておりますが、その利用目的については把握していないということでございましたので、この55%という数字は部屋の割合ということでご理解を賜りたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） それでは次に、1 番、赤丸秀雄議員。

第1 問目の質問を許します。

赤丸秀雄議員。

（1 番 赤丸秀雄議員 登壇）

○1 番（赤丸秀雄議員） 議席番号1 番、一心会所属、赤丸秀雄です。

最初に、質問に入る前に、今盛んにPRしているフードバンクの設置の取り組みと運用に対し、関係者の皆様へ感謝申し上げます。当局の事前準備もあったと思いますが、同僚議員の施策提案が後押しにつながったと、私は踏まえています。本当によい施策であったと感じています。そのようにやる必要のある施策はぜひ早期対応でお願いしたいものであります。

それでは、本題の質問に入りますが、1 問目は子育て世帯及び高齢者支援の充実について、2 項目を伺います。

現在全国的に各自治体の人口減少が危惧されている状況において、この5 年間人口増加が期待できる矢巾町において、将来少しでも人口減少を抑える施策として子育て、特に若い人たち世帯への手厚い支援をこの時期に行うべきと考え、施策提言を行うものであります。

この施策は、この時期の今でなければ若い世代は減っていきますので、後ほどでは対象者がもっと少なくなっていく、ますます施策の展開は難しい状況になると、私は確信します。

そこで、若い世代への支援であります。結婚後の生活支援、助成の考えについて伺います。若い人はフットワークもよく、岩手では車社会でありますので、県都盛岡に近い矢巾町は通勤、買い物に便利な場所であり、生活支援制度によりますます若い方たちの定住化が図られると思います。結婚して矢巾町に住む方へ、アパート入居時の賃貸支援や引っ越し費用

の一部支援など、手厚い支援を行うことを他市町村に先駆けて考えませんか。

また、子ども誕生に伴うお祝金支給制度を設けることの考えについて伺います。祝金支給で若い人たちを呼び込むとか、定住化していただくことも一つの手段でありますので、先ほども述べましたが、便利な矢巾町を前面に出して、そのほかにプラスアルファの制度がありますとアピールして、活気ある町にすべきと考えます。

次に、住宅の取得、リフォーム利子補給制度の状況について伺いますが、11月で15件ほどの契約及び審査状況とのことで、43人の人口増加並びに定着が図れる状況であると聞きました。とてもよい施策であるとともに、町の活性化に寄与するものと期待しています。目標の10件を大きく上回り、経費増加となるでしょうが、もっと町外へPRすることは考えていないのでしょうか。

また、子どもが小・中学校生活を矢巾で体験しないと、その方たちが社会人になっても矢巾の自宅に戻る確率が低いと言われていています。ぜひ若い世帯への支援強化を図り、若い世代から矢巾に定住化していただくような支援実践を行うよう要請するものであります。

次に、2項目めの高齢者支援の充実について伺います。高齢者の運転免許証返上推進とその後の対策についてであります。昨今、高齢者運転の交通事故多発が取り沙汰されております。矢巾町でも、1年前のデータであります、75歳以上の高齢者免許所持者が1,000名弱おります。80歳以上においては402名であるとのことですが、交通事故による家庭悲劇を防ぐ上でも、事故が発生する前に運転免許証返上の推進を考えるべきではないでしょうか。

返上できない最大理由に、返上後の代替交通手段がないことが挙げられると思います。ですから、町でタクシーチケットなど交付する支援制度を設ける考えが必要であるかと思えます。

次に、コミュニティ施策の推進について伺います。私は、高齢者の健康維持や認知症予防に必要なことは、笑うこと、体を動かすことが絶対必要であると感じています。また、健康なまち日本一を推進する観点から、町でもイベントなど開催し楽しんでいただいていると思いますが、各行政区には自治公民館がありますので、身近なところでコミュニケーションを行う取り組みをして、引きこもりがちな高齢者を元気にする施策を考えていただきたいと思います。

次に、敬老会参加者への弁当の提供について伺います。これまで町の礎を担っていただいた高齢者の先輩方に敬老会での飲食のおもてなしを再開していただきたいと思います、質問します。

このことは9月の決算委員会でも論議しましたが、年1回の敬老会をお年寄りたちは楽し

みにしています。その敬老会に出席しても弁当や飲み物が出ないとか、お土産もない、どうして町ではお年寄りを大事にしなくなったのかと、私の地元はもとより町内の知り合いから声をかけられます。このままだと参加者はもっと少なくなると、高齢者は言っています。ぜひ以前同様、会場での飲み食いはできないにせよ、参加者には弁当と飲み物提供をぜひお願いするものであります。

以上、伺います。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 1 番、赤丸秀雄議員の子育て世帯及び高齢者支援の充実についてのご質問にお答えをいたします。

1 点目の子育て世帯への支援強化について、結婚後の生活支援助成の考えについてですが、本町は県庁所在地である盛岡市の通勤距離の範囲内にあることから、生活の利便性が高く、若者や子育て世代の定住化が期待でき、結婚して子育てする世帯への経済的支援も必要になってくるとは思われますが、どのような支援が必要なのか、既に本町で実施している子育て支援施策とあわせ、若者の生活の実態や他自治体が実施している先駆的な取り組みについて、その実例と効果を把握しながら総合的に検討してまいります。

次に、子ども誕生に伴う祝金支給の考えについてですが、さきのご質問と同じく、現在本町で実施しております各種子育て支援施策及び他の定住促進対策とあわせ、検討をしてまいります。

住宅の取得、リフォームに対する利子補給制度の状況につきましては、個人住宅取得資金利子補給事業として本年 8 月からスタートしたところであり、町内の賃貸物件や町外に居住する方を対象として、町内における新規住宅への購入もしくは中古住宅購入に係るリフォーム、3 世代以上の同居を目的とするリフォームを行う場合に、年間 20 万円を上限として住宅ローンの利子補給を最大 7 年間行うものであります。

初年度の利用件数は 10 件程度を見込んでおりましたところ、現時点で既に 10 件が承認済みであり、さらに 5 件の申請が出ておりますことから、好調なスタートと受けとめております。

本制度は、全国的にも例がない本町独自の特徴として、地方版総合戦略に基づき、新婚世帯や子どものいる世帯などに対して 2 年間の利子補給期間延長の優遇措置を設けておりますことから、将来的な人口減少対策の推進に寄与するものと期待しているところであります。

2 点目の高齢者支援の充実についての高齢者の運転免許証返上推進についてですが、昨年

道路交通法の一部を改正する法律が公布され、交通事故防止対策を推進するため75歳以上の高齢運転者に対する臨時認知機能検査の導入や、運転免許更新等の際に認知症のおそれがあると判断された高齢運転者に対し臨時の適性検査または医師の診断書を提出させる制度が施行されたところであります。

現在、本町においては高齢運転者の運転免許自主返納に対する支援施策は行ってはおりませんが、高齢者の交通事故防止の啓発を初め、警察等関係機関と連携しつつ支援施策を検討してまいります。

次に、コミュニティ施策の活用推進についてですが、本町においては各行政区に自治公民館が設置され、地域コミュニティの拠点として活用されているところであります。

この自治公民館を活用した高齢者支援施策として、要介護状態に陥らないよう、地域のボランティア資源を活用し、住みなれた地域においてシルバーリハビリ体操を初めゲーム及びレクリエーション等に取り組めるよう、自治公民館型介護予防事業を推進してまいります。

次に、敬老会参加者への弁当等の提供についてですが、本年9月18日に開催いたしました矢巾町敬老会についてはさまざまな要望やご意見をいただいているところであり、敬老会開催後に矢巾町老人クラブ連合会等の関係団体による矢巾町敬老会あり方検討会を設置したところであります。

現在まであり方検討会を2回開催し、各行政区の実施状況報告、実施主体、開催方法、対象者の範囲、開催内容、記念品の贈呈及び申し込み方法等について、本町の礎を築かれてこられました高齢者を敬う会とするべく協議中でありますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員） 再質問に当たり一言申させていただきますが、昨日同僚議員からもありましたが、質問に前向きに検討しますの答弁ではなく、いつの時期までに検討するかを明示していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

今回の子育て支援に関して質問したことは、会派視察研修内容の報告会が10月の全協でありました。その際、他会派で視察した千葉県栄町の取り組みが数値で明確化して、冊子でアピールの上、町の活性化に役立てていることがあります。これがこの資料でありまして、同僚議員から借用したものであります。

この中身は、例えばこの1面ではありますが、結婚後の新生活支援に最大18万円補助しますほか、これは婚活応援セミナーとか、カラー刷りで見やすく、各項目がこのような数値明確化しているので、すごく前向きな取り組みとして、私はこの報告会を受けて感じた次第であります。

とてもインパクトがある施策と思い、この中の1点でもぜひ当町に展開できる少子化、少しでも抑制につながることを考えていただきたくてご質問しました。再度この件の所感をあればお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 菊池福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長（菊池由紀君） ただいまのご質問にお答え申し上げます。

千葉県栄町の情報につきまして、質問の通告とともに情報提供ありましたので、私どもの課でもいろいろと調べさせていただきました。大変統計がわかりやすく示されていまして、なかなか定住化に向けた取り組みについて庁舎の中でもいろいろ検討された中で行われているのだなということを感じております。

それで、子育て支援の立場で申し上げますが、やっぱり私どももこの30年間なり、あるいはこの10年間の中でもう少し独自の統計を持つことが必要だということを再認識いたしましたので、今年度福祉のニーズ調査を行っておりまして、それにあわせて子どもたちの状況がどのようなところに置かれているのかということを少子化含めて検討、本年度検討をさせていただきますこととお答えの一つといたします。

そしてまた、矢巾町には子育ての子ども・子育て支援事業計画がありまして、その中で平成25年度に要望をいろいろ調査した経緯があります。それは、就学前あるいは就学によってそれぞれニーズが違ってきますので、やはり経済的な支援はどの年代にも必要だと思いますが、安心して子育てできる環境づくりというものを責任を持って行っていかなければならないのだなということを感じておりますので、ニーズ調査にあわせて本年度の中でいろいろ分析する機会をつくってまいりますので、そのお答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） ほかに答弁ありますか。

高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをいたします。

赤丸秀雄議員からはやる気と初期対応、これが大事だと言われて、まさにそのとおりでございます。ただ私は今考えているのは、現金給付、これも大事なのですが、現金給付については私どもの市町村、この矢巾町規模になるとなかなか難しいと。そこで私は、現金給付

よりも、例えば、先ほど少子高齢化対策で保育所とか、児童館とか、これからも人口がふえてくるとそういったことが求められる。その意味では、私はそのことは現物給付というような表現をさせていただいておりますが、そういった受け入れの施設整備ですね、これにやはり取り組んでいかなければならないということで、まず一つご理解していただきたいのは、現金給付でなく、そういった受け入れの、これはもういろんな保育園からいろいろ幼稚園、そして小・中学校からいろいろあるわけですが、そういった施設整備の現物の形をとっていききたいと。

それから、それこそあともう一つは、きのうの村松信一議員も質問されたいわゆる個人住宅取得資金利子補給制度で、今度のスタートはきのうお答え申し上げたとおり、矢巾町に支店があります金融機関ということですが、やはり矢巾町においでになっていただいて有利、不利というようなことがあればこれはあれなので、もう早急にそれぞれの金融機関とも協議しながら、そういうことのないような見直しに取り組んでまいりたいということで、ひとつこのところは矢巾町のあれでも現金給付は難しいと。ただ、子どもの医療費助成とか、保育料とか、こういうことについては財政をにらみながら前向きに検討してまいりたいと、こう考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員） はい、わかりました。ありがとうございます。

当町でも、課長が述べられておりますように、妊娠から出産、子育て、中学卒業までの支援策にはいろいろ制度化して取り組んでおり、大変よいことと思っております。私も子育て終わった世代でありますので、今回こういう議会とか、今回のこういう質問で調べさせてもらわないと全然わからないという部分がありましたので、大変勉強になりました。

ただ、午前中に質問された方のお話にもありましたが、2週間前に教育民生常任委員会として子育て世代にやばぱーくを中心に面談によるアンケート調査を実施しました結果、中間まとめという形で30人前後の資料はまとめてありますが、この矢巾町の子育て世代の方に対する支援制度、これが結構わからない方が多いです。私もびっくりしたのは、例えば医療費助成が小学校卒業まで拡大してくださいよとか、インフルエンザの予防接種、盛岡のように補助してくださいよみたいな話も聞こえます。ですから、町でいいことやっていますが、わかっていない方が結構いますねというのも確かに印象にありました。

そこで、ぜひ、現金支給なるものは無理だろうという答弁であります。この支援制度を

一覧表なり、このように冊子にするなり、とにかく半保存版的に出産から中学卒業ですから15歳までですか、そういう形の中で困ったとき利用できるこの冊子なりをつくるようなことも必要かと思いますが、これについての所見を伺います。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えを申し上げます。

それで、今広報担当とも話ししているのですが、こまめに細切れに広報に上げることもいいのですが、やっぱり特集を組んで、例えば子育て特集でもいいですよ、子育ての支援の、その中で今お話しあったようなどういう制度なり仕組みがあるのか、これは当然ホームページとか広報で周知徹底していきたいと。これは私も就任させて以来、そのところは、それからいわゆるあれなんです、健康カレンダーでも、いろんなカレンダーも、ひとつ今言う便利ガイドブックみたいな形にしてやる方法もあるのですよ。だから、今このカレンダーも1つにまとめて、そして保存版として、もっとわかりやすくするのであれば、かわったところは差しかえられるようなあれにしてもいいと思うので、毎年はなかなかガイドブックを発行するというのは難しいと思うので、そういう工夫をやっていきたいなということで、企画財政課長はそのことに前向きに取り組むと言っておりますので、ひとつよろしく願います。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員） ガイドブックは私も無理だと思っていますので、そのような形の検討をぜひお願いします。

もう一点は、その調査のときに強く要望された内容であります1点をご質問させていただきます。まず、出産後も働きたいが、職場に戻る、もしくは経費もかかるので仕事を探したい、そういう方が困っているのは、町では3カ月たてば子ども預かりはできる制度になっていますが、実際には保育園等に預けるのは新年度からですとか、それから、いや、今ゼロ歳のほうの保育さんというのですか、スタッフが満杯なのでゼロ歳の方は受け入れられませんかと断られるのが実態なそうです。それから、やはば一くの子ども預かりは便利なところにあっていいのですが、9時からの預かりであれば仕事に差し支える時間帯だと、もう少し早く預かる運用時間にするとか、それから今企業も今回の税制改正等でできるだけ働く時間を長くするような意向でありますので、残業も発生するらしいのです、繁忙期等には。そういう部分ではやっぱり残業で1時間おくれるときの預かり時間を延長してほしいとか、また延

長してもらえばその制度もあるところがあるのだけれども、余りにも料金が高過ぎる。例えばパートのお客さんが時間外でもらう金って知れていますよね。1,000円とか1,200円、残業割り増し料金つけてもですよ。それがもっとお金取られるような制度で、何のために働いているのかという部分もやっぱり考えさせられるというような意見も、概算で4名ほどでしたが、強く出されました。それについての所見を伺います。

○議長（廣田光男議員） 菊池福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長（菊池由紀君） ただいまのご質問にお答え申し上げます。

安心して働けるためには、子どもが日がわりで預けるということではなく、働き続けるためには安心して預け続けられる保育所のニーズがあると思われれます。それで、矢巾町の現状ですが、ただいま保育園、そして認定こども園合わせて8カ所、980名の定員であります。4月に入園に向けた調整をして、そして全員を受け入れるようお願いをしながら調整しているところでございますが、どうしても年度当初には少しお待ちいただくような現状もあります。今さまざまな働きかけをしながら、さらにそれを拡大できるような体制を協議しておりますので、保育所のニーズにつきましてはこれからも努力してまいりたいと思います。そのニーズにつきましては、確かに応えていきたいなというところでございます。ということをお答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員） 次に、利子補給制度について伺います。申請状況は想像以上のようで、私もうれしく思っております。当初年間経費は200万円程度と踏まえていたと思いますが、盛況であり経費負担増が強られる状況が続くと思われれますが、どの程度までの負担額であれば継続するか、伺っておきたいと思います。

私としては、うれしい誤算でありますので、ぜひ人口増加の期間中だけでも、今は特例含めて7年という形であります。継続を望むものであります。

また、先ほどは現金支給という部分は無理と言いますが、家を持てないもっと若い世代がおります。結婚しても出産祝金も何もなく困っているような状況の所得の方もいるかと思ひます。現金支給が無理だということでありますので、その辺は具体的には伺いませんが、そういう方もいるということだけ踏まえて、この利子補給について伺いますので、よろしくお願ひします。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） 利子補給のご質問に対しましてお答えいたしますが、まず最新の状況についてお知らせをさせていただきたいと思います。おととい現在ですが、本日現在とイコールだと考えていただいて結構なのですが、24件の申請がございまして、純粋に他の市町村から移転されてこられる方の人口としては34名、町内にお住まいの方が定住化、家を建てて定住化されるというケースのところは41名、合計して75名がそういった形で申請の手続に入っておる状況でございます。

なお、これは新築が18件、中古が6件、中古のほうについても動きが出てきているという状況が見えてきてまいりました。24件で、まだ今後も何件かふえてくると予想されておりますが、現状、最大20万円ということはしておりますが、実際は恐らく最大になるケースというのが余り多くないものと思います。これは完全な想像の話ですけれども、15万円ぐらいの平均だいたしまして、今年度30件を想定いたしますと450万円ぐらいなのかなと思われれます。これが今後も、初年度の金額があと継続している期間、5年なり、7年なりずっといきますし、来年以降もそうやってふえてくればその分がこの助成の金額として上積みされていくというふうな形になろうかと思えます。

この制度の設計に当たりましては、標準的な世帯から矢巾町のほうに税収として入ってくるであろう固定資産税と住民税についてシミュレーションをいたしまして、10年ほどで助成した金額、10年間分の固定資産税と住民税が大体この助成金にあてがわれるというふうに試算しておりました。よりまして、11年目以降からは純粋に税収増になってくるものと考えておりますので、決して赤字な事業ではないと、長期的な視点では赤字ではないと考えておりますので、基本的には財政的に問題がない範囲におきまして、これ1億、2億とかかるのですとちょっと大変ですけれども、まだまだ大丈夫な制度だというふうに考えてございますので、継続につきましては現在事業として打ち出している期間中に関しましては間違いなく継続いたしますし、それ以降につきましてもそのときの状況によりましてさらに継続するということも十分検討に値する状況だろうと想定しております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 町長、やるか、やらないかって聞いていましたので、町長、所見ありますか。

高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えを申し上げます。

まず、継続をするということは、これはもう制度として立ち上げた行政としての責任であ

りますので、もう継続してまいるといふことでご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員） 高齢者の認知症防止の関係で、運転の関係で質問させていただきます。

昨日の同僚議員への答弁に、道路交通法改正、先ほども述べられておりましたが、認知症機能検査とか、地域や老人クラブの行事を捉え周知、啓発活動に努めるなどと答弁されていましたが、それで本当に認知症をチェックでき、運転の事故予防が図られるでしょうか。私は、これに対しては自分では疑問と感じております。現在、車のアクセルとブレーキの踏み間違い対策装置、これはもう販売開始されていますが、自動ブレーキ導入車や自動運転車の導入など、すぐに対応できる防止策も今開発されて、5年めどに何とかという記事等も出ております。そういう部分もありますが、やっぱり自動運転以外は本人の意思がなければ事故は防げないと考えられます。

ほかの自治体でもこの件については取り組んでおられて、ここに新聞記事持ってきておりますが、青森県の五戸町のバス券の1万円支給とか、花巻市でも来年度導入に向けて検討しますという記事もありました。そういった意味においても、我々矢巾町でも何らかのことを、すぐすぐ導入という話ではないにせよ、検討する必要があるかと思ひます。

それから、ちょっと時間なくなったので、2点目もあわせて質問させていただきます。昨日、さわやか号運行見直しとか、公共交通網構築検討とか答弁されていましたが、これらが導入されるには時間がかかり過ぎると私は踏まえます。ぜひ早急な仮の手だてとしてタクシーチケット補助券の支給による、何も全員にという話ではなく、試行実施として例えば3、6カ月の期間でオンデマンドタクシーの運用を一部エリアで試すとか、机上の検討を優先するのではなく、実行に移してみて、その結果をやっぱり分析踏まえて、喫緊の課題解消に取り組むべきと考えますが、この意見についてお伺ひします。

○議長（廣田光男議員） 積極的に。佐々木健康長寿課長。

○健康長寿課長（佐々木順子君） 高齢者の免許証に対する優遇措置の、優遇というか支援についてでございますが、昨日もいろいろ施策については今後検討してまいるといふことでお話をさせていただきましたけれども、私どもとしてもこの課題については緊急な課題であると捉えてございます。

ただし、各自治体ではさまざま取り組んでいるというところも、私どももいろいろ、今回

のご質問がありまして調べさせていただきました。やはり県内でも取り組んでいるところもございますので、こういった形になるかはこれからちょっと検討しないといけません、まず一番困るのは返納したときにそれにかわる、先ほども赤丸議員さんのほうからお話がありましたが、返納したときに何が一番困るかといいますと、やはり買い物だったり、それから病院に通院するとかいった、そういう身近なところで車がなくなるとそういった問題が出てくるところが一番高齢者の方たちが心配なさっている部分であるかと思います。そういうことを踏まえまして、まずは少しは地域の中でお互いにお手伝いすることができれば、互助のところの申し合わせでできる体制を構築できればということでお話をさせていただきました。

その他の支援策につきましては、これもやはり今後検討していかなければならない施策ではございますので、こういった形がいいのか、先ほどのバスのさわやか号のお話もありましたので、どういう形がいいのか、先ほど前段のいつまでにとということのお話をということもございましたが、少しお時間をいただいて検討させていただきたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員） 敬老会のあり方について質問させていただきます。

9月の論議の後、地元の新田では老人クラブの会合があり、その場でもこの件は話題になりました。今年度の参加者は、参加対象者が3,112名に対して参加したのが215名、7%。昨年はいいますと、490名。その前っていいますと、26年は516名と。だんだん減ってきています。まして10年前は650名の参加があります。対象者はふえているのに、参加者が減っています。私は、単純な人間ですから、宴会開催が要因であると、なくなったのが、特に体育館から田園ホールに移って、そのときは工事でいたし方ないという部分でありましたが、ことしもそこでやって何も出さないというのがわかったら急に200人以上も減ったのかなというような単純な考えをしております。ことしの経費は77万かかっているというお話でしたが、500人参加しても、そこに40万強くらいの予算とるだけで500名の老人の方たち、高齢者の方たちに喜んでいただけるという部分は、ぜひ町としてやっていただきたいと。

地元開催という部分も9月の論議にありましたが、今老人クラブへの加入者が減っている中、それから年をとればとるほど地元でのしごらみがあつて、あの人の主催だば行きたくなえとか、そういう部分が結構あるのです。ですから、来年度の開催における実行委員会なる

ものを立ち上げてやるという話ではありますが、ぜひ検討するときは75歳以上の老人クラブ加入者の方を中心とした意見を踏まえて実施させていただきたいと思います。それについての所見伺います。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えを申し上げます。

今検討会を立ち上げていろいろ検討しておるところでございまして、今赤丸秀雄議員からご意見があったことも踏まえて、内部でどういう形で開催していけば一番敬老会にご出席される方々に喜んでいただけるか、その道をぜひ模索をしてみたいということでございます。老人クラブの全会員からお聞きするという、それぞれそのことも含めて老人クラブ連合会の会長さんにもこのいわゆる内部の検討会にご出席いただいておりますので、その辺もご相談をさせていただきながら前向きに検討してみたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

（「1 問目終わります」の声あり）

○議長（廣田光男議員） よろしいですね。

それでは次に、2 問目の質問を許します。

○1 番（赤丸秀雄議員） 2 問目は、以前質問した内容で、町長答弁等で前向きに検討しますというような回答をいただいたと踏まえておりますが、その後どのような状況になっているのか、また経費等がかかって当町にはそぐわないというのか、その辺の検討状況をお伺いしたいと思います。

1 点目は、ふるさと納税の取り組み状況について伺います。町長は、このごろ町の会合で、財政が厳しいと町民に漏らすことが多いと伺います。そうであれば、ぜひ増税が期待できるふるさと納税に積極的に取り組んでいただきたい。他市町の取り組みと納税額を新聞等で知るたびにうらやましいと、ほぞをかんで悔しがっているのが私だけでしょうか。当町の納税額は200万円程度であり、せめて1 桁違いの1,000万単位の増収努力を行うべきと思いますが、いかがでしょうか。

2 点目、地域おこし協力隊創設の考えについて伺います。盛岡市でも来年度から取り組みと新聞報道されていました。また、県内でも既に複数の自治体で取り組みし、実績を上げている市町も多いです。若者の発想による地域活性化や国の経費でほとんどを支援する施策になぜ当町では今でも消極的であるか、再度伺います。

3点目について、上下水道料金値上げに伴う町民への説明を来月予定されているということですが、我々は1月から何回ともなく時間をとっていただき説明を受けた中で、納得して11月議会で採決しました。これを、この前の町民との懇談会ではございませんが、なぜ上がるのか決まってから説明会を開くんだという、町民の方は根底に町は見える化、透明化、議会もそうですが、そう言っていながら決まった後の説明になるんだという、そういう根底に意識がありますので、大変失礼ですが、上下水道課長の説明になるかと思いますので、その辺を踏まえて12月の説明会には臨んでいただきたくて、あえてここに質問させていただきました。

以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 今まで質問した事項のその後の状況についてのご質問にお答えいたします。

1点目のふるさと納税の取り組み状況についてですが、平成28年度の歳入につきましては11月25日現在、7名の方から合計113万1,000円の寄附金をいただいております。現在の取り組みにつきましては、クレジット決済等多くの寄附者の利便性向上のために、11月28日より楽天のウェブページに矢巾町のふるさと納税サイトを開設いたしました。ふるさと納税サイトの開設に伴い、他市町村のサイトや人気の返礼品等、寄附者のニーズを把握しながら返礼品の充実やサイトの更新などを行い、寄附金の増額に努めてまいります。

2点目の地域おこし協力隊創設の考えについてですが、議員からのご提言も踏まえつつ検討を重ねてまいりました結果、本町の地方創生を推進するためには導入することが望ましいと考えております。本町が今後、特に若い世代の人口増加を図っていくためには、交通アクセスや居住環境のよさといった条件面をアピールするばかりでなく、例えば都会の若者が住んでみたいと思えるような新しい矢巾町のイメージを打ち出す戦略、すなわちローカルブランディングが欠かせないと考えております。都会的なセンスのある元気な若者が、地域おこし協力隊として本町の地方創生事業に参画し、自由な視点と発想で地域に新しい風を吹き込むことによって、新しい矢巾町の魅力をつくり上げていく一助となることを期待しております。そのために、新年度から地域おこし協力隊2名程度を委嘱することを前提に、年度末に向けて大都市圏を中心に募集と採用活動を行いたいと考えております。

3点目の上下水道料金値上げに伴う町民への説明方法についてですが、町ではこれまで水道かわら版を3回発行し、7月には町内3カ所において上下水道事業の現状と課題について

の説明会を行い、町として将来の上下水道事業のあるべき方向性と考え方について説明してまいりました。その後、町議会定例会11月会議において上水道料金及び下水道使用料に関する条例改正案についてご可決を賜り、その結果につきまして町民の皆さんに周知をするため、12月に町公民館等で新しい水道料金及び下水道使用料の改定に関する説明会を3回開催する予定としております。

今後につきましても、水道かわら版の配布、町のホームページ、広報誌を活用し、よりわかりやすい表現方法で財政状況及び老朽管の更新及び耐震化の進捗状況を公表し、町民の皆さんに理解していただけるよう心がけてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員） まず、ふるさと納税についてお聞きします。今回のふるさと納税の増額に努めてまいりますという答弁をいただきましたが、私3月に質問し、9月の決算委員会でもこの話をしています。私が質問する前の2年も、3年も前から、当時の議員さん複数が質問しております。なぜ当町は納税額が少ないとお考えでしょうか。要因分析したことはあるでしょうか。多分頭にすぐ浮かぶのは、返礼品が魅力がない、そういう理由は皆様すぐに見つけることはできるでしょうが、その辺をやっぱりふるさと納税ふえれば、先ほどの敬老会の話でもございませぬし、また今道路都市課においては住民からの道路改良の要望が積み重なって160件以上あるとお聞きしております。今年度改良できるのは何カ所って言ったら、2カ所がいいところでしょうと。これが担当者のお話であります。せめて200万程度の納税ではなく、2,000万とか3,000万を何とかご協力いただける、矢巾町出身者でも私の知っている方には結構それなりの所得の方もおります。寄附はしていただけるか別ですよ。ですから、その辺も当局一体と言わず、議会も、また町民の力もかりながら少しふやして、使いたいところにお金を出すことを、ない財政をふやすことを強力に取り組んでほしいと思ひまして、再度質問しました。

以上です。お願いします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えを申し上げます。

このふるさと納税については、基本的に私が就任させていただいてから非常に関心のある、私もこのことについては示しておったわけでございまして、それでこれまで時間かかった経

過についてはいろいろこれはあります。ただ、その中でいろんな考え方が、例えば住民税というのは市町村なり都道府県のある意味では会費なんだという、私どもといたしましてふるさと納税のあり方そのものも今加熱をしてあれだという議論もある。しかし、今赤丸秀雄議員のおっしゃるとおりなのです。やはり制度、仕組みがつくられたのであれば、いち早くこういうことに取り組むということは大事なわけございまして、ただ一つ残念なのはこのことについての職員の、私も含めてです、このスピード感に欠けるというのは事実そのとおりございまして、ようやく今、実際額は少ないのですが、アクセス件数がもう今ふえてきております。そこで、あとはこのうちのほうの返礼品の中身をいかに充実していけば皆さんのあれに答えていくことができるかということですね。だから、ここまでちょっと時間がかかり過ぎたわけですが、これからはスピード感を持って対応していただくと。特にも返礼品等の内容の充実については、塩彩プロジェクトなんかのナト・カリ食も含めて検討してまいりたいと、こう思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員） ふるさと納税について、もう一点質問します。11月下旬にふるさと納税の部分のホームページリニューアルされたという話で、私もその後二、三回アクセスしております。でも、私から見れば、今回楽天をご利用されているようですが、ちょっと前のほうがよかったのかなと、私は思っております。

お聞きしたいのは、100万ほどかけたでしょうが、今回のリニューアルのあそこをアクセスしてクリックしてみて皆さんどう考えているのか。もしこの所見があれば伺いたいと思いますし、それから今回新聞にもうここ2カ月で4件ほどの記事が載っているわけです。例えば一番新しいところでは、盛岡では9月からの3カ月間で、去年87万が3,600万になりましたとか、それから西和賀町では1億円の目標に対してもう本年度で1億円到達していますとか、北上に至っては上期で2億円の目標をクリアしたとか、それはそれなりの取り組みがあるかと思います。ですが、おくれればせながらこれから取り組むということなので今後に期待はしますが、我々のところはこれの2桁違いのような部分の今取り組みに翻弄されているというか、苦しんでいる状況だと思います。その辺も皆さん結構いいアイデアマンでありますから、1つの担当課、2つの担当課で協議することなく、ぜひ取り組んでいただきたいなと思います。もし所見があれば伺いたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをいたします。

ご指摘のとおりでございます、これはもう全庁挙げて取り組まなければならないわけ
でございます。それから、やはり今ご指摘のあったいろんな自治体のお話もあったので、そう
いうこともしっかり私どもも見きわめながら対応してまいります。ここで幾らぐらいという
ことはまだ言い切れないのですが、いずれ前向きに取り組んでいきたいと思っておりますの
で、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員） 地域おこし協力隊についてお話しします。導入に向けて検討する
ということだったので、ぜひお願いしたいと思います。県内にも取り組んでいる自治体結構あ
りますから、自治体の話はもとより、ぜひそこに所属している協力隊の意見をお聞きして取
り組んでいただきたいということをお話しし、これについて所見があれば伺います。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） 協力隊の関係につきまして、ようやく重い腰を上げたような
捉え方をされることはごもっともかと思えます。来年度からの採用に向けて、今度の補正予
算から予算計上させていただいておりますので、その際にも詳しくお話をさせていただきます
ますが、今ご提言がありましたように、よその協力隊の方からのご意見を頂戴して進めたいと
思っております。

以上、お答えとします。

○議長（廣田光男議員） 赤丸秀雄議員から冒頭に発言がありましたものを踏まえて上下水道
課長に発言を許します。

山本上下水道課長。

○上下水道課長（山本勝美君） 赤丸議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

町民への説明方法でございますが、まずもって料金の値上げにつきましては今年1月4日、
議会全員協議会で説明を申し上げ、予算決算常任委員会で慎重な検討を重ねていただきまし
た。その議決後ということで住民の説明会を開催する、その前には水道、下水道の状況につ
いて説明するというようにしてございます。盛岡市では審議会方式で諮問して答申という形
で答申がなされれば公表するという形になっていまして、私どものほうとしては議会で議決
を得た上で説明会というふうに考えてございます。

それで、議決後の説明でございますが、12月18日、日曜日に10時から矢巾町の公民館のほ

うでも行いますし、19日月曜日、夜の7時から西徳田公民館、20日火曜日、7時から環境改善センターの3カ所で住民説明会を開催いたします。あと、企業向けの説明会は16日金曜日、2時から公民館のほうで行う予定にさせていただきます。

矢巾町では水道事業のワークショップを平成21年から実施してございます。年8回、水道の状況について、住民の皆さんの参加で、42名の登録でワークショップで開催してございまして、その回数につきましては56回重ねてございます。水道の状況についてはワークショップの中で説明をさせていただいているところでございますので、住民の説明の理解度につきましては、私どもはワークショップ、水道に興味のある方が参加していただいている方のみになってしまいますが、そちらのほうで十分な説明をさせていただいているというふうに認識してございます。

まずもって今後料金の値上げに関する説明については丁寧な説明をするように心がけてまいりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（廣田光男議員） よろしいですね。

以上で1番、赤丸秀雄議員の質問を終わります。

（「ありがとうございます」の声あり）

ここで休憩をとりたいと思ひます。再開を2時15分とします。

午後 2時04分 休憩

午後 2時15分 再開

○議長（廣田光男議員） 再開をします。

次に、5番、齊藤正範議員。

1問目の質問を許します。

（5番 齊藤正範議員 登壇）

○5番（齊藤正範議員） 議席番号5番、矢巾明進会、齊藤正範です。

初めに、小中一貫教育についてお伺ひいたします。小中一貫教育については2年前の会議で質問した経過もあり、その時点での回答は動向を注視していくというような回答であったと思ひます。それから時が経過して、文部科学省が施設形態や教員免許などの条件を当分の間緩和し、教員免許についてはどちらか一方の免許だけでよいなどとし、取り組みをしやすくする暫定措置などが行われております。

同省の26年度の調査によると、全国1,743、市区町村のうち12%に当たる211市区町村で導

入が図られております。その後においても、本県も含め義務教育学校などが次々に誕生している状況であります。

教育民生委員会では、このような状況を踏まえ、小中学校連携型小中一貫教育を行っている藤岡市と義務教育学校として施設一体型の信濃町の小中一貫教育について行政視察を11月に実施し、成果や課題を学んでまいりました。

行われている取り組みとしましては、教科ごとに系統をつけ9年間の前後のつながりをつくるような教育システムを構築している。それから、中学校兼務職員による授業を実施しておいて、理科や外国語活動などを行っており、小・中学校の交流の体育、合唱、図工などの専門性の高い教科などで授業協力や参観が行われておりました。

また、小学校教師の意識調査では、児童を学年、学校全体で育てる意識が強くなった、個々の学習状況を把握しにくいと思っていたが、共有する手だてがあれば可能である、教材研究が深くでき、教材や授業の質が高まったなどの意見があり、また中学校教諭の意識調査では授業の狙いをより明確に指示するようになった、丁寧な板書に心がけるようになった、小学校での学びをより意識して中学校の授業を行うようになったなどの意見が出されており、また児童・生徒にしてもよく授業がわかるという部分が春の1回目調査では79%であったが、最近の調査では87%と、その効果が出ている現状であります。

また、小学校5、6年生には専門教科担任制をとり、算数、理科、音楽、図工、家庭科、体育などがその科目となっておることが知りました。

そのような状況を踏まえた中で、以下5点についてお聞きいたしたいと思います。

1点目でございます。9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を実施することで学力の向上が図られると思うが、考えはどうか。

小学校5、6年生に教科担任制の導入や中学校兼務教員による授業など成果が出ているが、考えはどうか。

教科担任教師の導入により小学校クラス担任の先生の時間の余裕ができると思うが、どうか。

4点目としまして、中1ギャップ対策などに有効な対策ではないか、考えをお伺いします。

5点目としまして、小中一貫教育の課題として考えていることは何かあるか、お伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 越教育長。

(教育長 越 秀敏君 登壇)

○教育長（越 秀敏君） 5 番、齊藤正範議員の小中一貫教育の考えはについてのご質問にお答えいたします。

1 点目の 9 年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を実施することで学力の向上を図られると思うが、考えはについてですが、小中一貫のカリキュラムは義務教育 9 年間でつまずきやすい内容や繰り返し学習する必要のある内容を整理し工夫されていることから、学力向上が図られるカリキュラムとなっていると考えております。

2 点目の小学校 5、6 年生に教科担任制の導入や中学校兼務教員による授業などで成果が出ているが、考えはについてですが、全教科にわたり指導する小学校教員のよさもありますが、一部教科を専門的に教える中学校教員のよさもあります。これら教科担任制の是非は児童・生徒の興味、関心など発達段階による影響も大きいものがあり、小中一貫教育の成果であると捉えるとともに、現行の制度内でも専科教員による指導など、システム的には対応でき得るものであると考えております。

3 点目の教科専任教師の導入により小学校クラス担任の先生に時間の余裕ができると思うが、どうかについてですが、教員の数に変わりはなく、授業時間数にも変わりはないことから、余裕ができる教員がある一方で余裕がなくなる教員が出てくるということであり、どの教員に焦点を当てるかによってさまざまな議論が起こることと思われまます。

4 点目の中 1 ギャップ対策などに有効であるが、考えはについてですが、中 1 ギャップを引き起こす原因として小学生のころには余り感じられない先輩、後輩という関係の出現、異なった小学校から集まった人間同士での人間関係の再編成、小学校からの勉強の難易度の上昇などが考えられます。小中一貫教育になることにより幾つかの点については解消されることとなることから、中 1 ギャップ解消には有効であると考えられます。

一方で、中学校 1 年生ではなくても乗り越えなければならない境目、例えば教科担任の導入時期など、そういうことも想定されることから、全ての問題が解決されるとは考えにくいところであります。

5 点目の小中一貫教育の課題として考えていることは何かについてですが、小中一貫教育は小・中学校段階の教員が目指す子ども像を共有し、9 年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す教育として望ましいものであります。

一方、当分の間は例外とはされているものの、小学校と中学校の免許状をあわせ持つことが原則であるため、本町といたしましてはそのような教員の配置には困難さを伴うことから、

当面は小中連携教育、すなわち小・中学校段階の教員が互いに情報交換や交流を行うことを通じて、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指す教育に力を入れてまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

齊藤正範議員。

○5番（齊藤正範議員） それでは、何点か再質問させていただきます。

現行制度のままで小中一貫教育までは至らなくても、情報交換や交流を行うなどの小中連携教育を実施している自治体は全国市区町村で66%に当たる1,147校があり、96%の自治体が成果があると答えております。

答弁で、現行制度内でも専科教員による指導など対応できるということですが、具体的にはどのようなことを指しているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 越教育長。

○教育長（越 秀敏君） ただいまのご質問にお答えいたします。

平成26年の調査でありますけれども、小学校の教科担任制は一部の教科で実施しているが50%ございまして、そのうちの音楽が77%、理科が66%、家庭科が47%、外国語が28%となっております。つまり専門的な知識が必要なもの、あるいは男性職員が不得手なものとか、そういうようなものにつきまして隣の学級担任が隣の学級の音楽の授業を持つかわりに、こちらの学級の例えば算数の授業を持つとか、そういうようなのを専科というような形で言っているわけですが、そういうような形でやっている学校も、ここでは余りないかもしれませんが、特に大きな学校では音楽についての専科が多くなっているところでございます。そういうシステムのことでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

齊藤正範議員。

○5番（齊藤正範議員） 今専科の授業のあり方についてお聞きしたわけなのですが、当町ではちょっと実態がないというような答弁であったと思いますが、当町では小中の交流で連携を図っていききたいというような答弁にもありますけれども、この連携という部分は授業の協力体制の連携を指しているのか、そうではなく教員間の交流のみに終わることを指しているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 越教育長。

○教育長（越 秀敏君） ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほどの答弁でも申し上げましたが、教員が互いに情報交換や交流を行うということで、小・中学校で複数回にわたって小学校の授業を見に行ったり、中学校の授業を見に行ったり、あるいは6年生の説明に小学校に出向いたりというような、そういうような情報交流を行っているというのが矢巾町の実態でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

齊藤正範議員。

○5番（齊藤正範議員） 視察した先の専科、小学校の専門科目の指導教員は、町費並びに県の補助金を使った教師を雇用した中での授業ということでありましたけれども、本県においては例えばそういう小中一貫教育をするに当たっての教員の確保については全て町費負担になるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 越教育長。

○教育長（越 秀敏君） ただいまのご質問にお答えいたします。

岩手県の現在の状況は、義務教育学校は大槌学園、大槌小中学校ですけれども、この1つでございます。それから、施設一体型で小中一貫校ではなくて一貫型でやっているのは、盛岡市立繫小中学校でございます。施設分離型で小中一貫型は、吉里吉里学園、大槌町の吉里吉里、分離していますので。それから、今計画中と聞いておりますのは、普代村が小中一体の施設を建てて小中一貫を行うのではないかなというふうに言われております。

これらの各学校につきましては、県費負担教職員が中心になってやっているところでございます。例えば大槌学園は副校長は3名体制でやっているとか、こういうのは全て県費のほうで賄っていると聞いているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

齊藤正範議員。

○5番（齊藤正範議員） 施設一体型の信濃小中学校では、いろいろな行事を全校で行うことにより、低学年と中学の高学年の交流が図られ、小さな子どもたちから好かれたり、慕われたりするのには必ずしも運動がすばらしくできたり、成績が優秀という、そういう生徒でなく、人柄で好かれる、または雰囲気を持った生徒が好かれるというようです。同年代の集まりで

あれば、運動能力や成績によって差別がつき、やる気を損なうなどのことも発生するわけなのですが、ここの信濃小中学校では子どもたち、小さい子どもたちのそういう声援を受けた中で、反対に人柄や雰囲気などが中心に頑張れる生徒も出ているというようで、異学年交流の成果により高学年の生徒にやる気も湧いてきており、人間関係や雰囲気づくりに相乗効果を発揮しているというようにお聞きいたしました。

当町においても行政区の見直しや学区編成、小学校の建てかえなどを課題としておりますが、それらを協議する場において小中一貫教育のこのような状況も課題として取り扱ったらいいのではないかと、私は考えるわけでありまして、所見をお伺いしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 越教育長。

○教育長（越 秀敏君） ただいまのご質問にお答えいたします。

異学年交流とか縦割りによるさまざまな活動というのは、議員ご指摘のとおり、大変素晴らしいものだと思います。また、一人一人の特徴ができる、できないではなくて、心のつながりというか、そういうのができますので、大変素晴らしいなというふうに考えております。

また、中学校におきましては2年生がやや陥没地帯という形になっておりますので、それが4、3、2とかという学年の区切りになりますと、2年生も3年生と一緒にある程度目指すところを目指してできるというよさもあるかというふうに思います。

小中一貫校あるいは一貫型の学校というのは大変そういうよさは十分にあるというふうに、私は考えております。

ただ、その際にお金の問題もたくさんありますので、これは首長部局さんと相談しなければならない問題もありますし、また町内で全てそういう形にするのか、しないのかという問題も出てまいると思います。私も意見はありますけれども、この場での意見は差し控えさせていただいて、十分に首長部局ともお話し合いをしながら、当面学校の改築というのも予想されているところでございますので、お話し合いをしていきたいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） いいですか。

次に、2問目の質問を許します。

齊藤正範議員。

○5番（齊藤正範議員） 2問目の質問をいたします。

農業施策についてお伺いいたしたいと思います。1つ目としましては、2016年産の主食用米の全国での作付面積は138万1,000ヘクタールと、生産目標面積を2万2,000ヘクタール下回り、生産調整は達成されました。そのことにより、米価は安定基調となっております。

2018年産から米の減反面積の国の配分による生産調整が廃止となり、生産者の自主的な取り組みへの移行を控える中、生産量などの施策を2017年の作付前に生産者に示し、混乱を避けるべきではないかと考えることから、見解をお聞きしたいと思います。

2点目は、人口3万人の目標を達成するために、就農を希望する移住者や町外からの転居者を呼び込む必要があると考えますが、まちづくり施策としての具体策はあるのか、お聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 農業施策についてのご質問にお答えをいたします。

1点目の2018年産から米の政策調整が廃止となるのを控え、生産量などの施策を2017年の作付前に生産者に示し、混乱を避けるべきと考えるが、どうかについてですが、町といたしましては生産数量目標の配分は廃止される2018年産以降につきましても、生産費に見合った収入の確保や適切な需給バランスを確保するための具体的かつ明確なルールを設定する必要があると考えております。

これまで生産数量目標の配分を行ってきました岩手県農業再生協議会におきましても、今後の対応に関する情報収集や県内各地域協議会のアンケート調査を実施しており、12月中に開催される総会において2018年産以降の対応に関する中間取りまとめを公表する予定になっております。

また、2018年産以降も生産調整は廃止されるものではなく、主食用米以外の作物作付により主食用米の過剰生産が抑制されていくことから、町といたしましても売り切れる量の主食用米生産、戦略に基づく作付品種の選定、市場競争に打ち勝つ販売戦略の展開など、体質の強い水田農業の確立に向け、岩手県農業再生協議会から示される方針を踏まえながら、生産者に混乱を招かないように適切に対処してまいります。

2点目の人口3万人目標を達成するために、就農を希望する移住者を呼び込む必要があると考えるが、まちづくり施策としての具体策はあるかについてでございますが、本町におきましては耕作面積が一定以上の新規就農者であれば市街化区域のみならず市街化調整区域で

も住宅取得が可能となっておりますことから、町外、県外で就農を希望している方々に対して、都市部に近く、生活の利便性や交通アクセスのよさに恵まれた居住環境や住宅取得に関する独自の利子補給制度など、本町に移住するメリットを積極的に情報発信し、移住者の増加に努めてまいりたいと考えております。

また、今後は町内で農業体験ができる機会の増加を図り、新規就農希望者の拡大に向けた意欲喚起を行ってまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

齊藤正範議員。

○5番（齊藤正範議員） それでは、再質問させていただきます。

2018年産の小麦の作付は2017年の7月から8月上旬にかけて行うなど、転作は前年度から計画して取り組みしなければならない状況のものもあります。今回の施策についての説明する時期はいつごろ開催できるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 稲垣産業振興課長。

○産業振興課長（稲垣譲治君） ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほどの答弁にもありましたとおり、岩手県農業再生協議会の説明会が今度の12月21日水曜日に開催されます。この会議におきまして、協議会のほうから方針が示されるものと思っております。

協議会のほうでは本年9月に各市町村の協議会等を回って意見聴取をしているところですが、そちらの意見では生産数量の目標にかわる目安の数字が欲しいとか、岩手県として今後の生産ビジョンを示してほしいという意見が出てございます。

これを踏まえまして、アンケート結果等を勘案して、21日の会議で方針の中間取りまとめということで示される予定になってございますので、この結果を踏まえまして矢巾町農業再生支援協議会のほうと十分協議しながら、早目に今後の対応を検討してまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

齊藤正範議員。

○5番（齊藤正範議員） 国による米の減反面積の配分は農家の生産意欲をそぐとして廃止し、同時に減反面積を達成した農家に対して10アール当たり7,000円の所得補償も廃止するとい

う制度改正があるわけなのですけれども、所得補償を期待して減反している農家もあるのではないかと考えることから、現在の減反面積が安定的に確保できる転作策の具体的な取り組みについて、考えがあればお聞きしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えを申し上げます。

まず、今藤尾東泉会長が、農協五連の会長がこの間コメントを出された中で、いずれ今後国では生産数量目標ではなく、全国や産地ごとの需給動向の情報を提供するという一方で、全然情報提供はしないということではなく、逆に今まで以上に産地ごとの需給動向はしっかりしたものを出したいと言っておるのです。それで、また今生産者、それから農業団体、そういった、また私どもの再生協議会もあるわけでございますが、その情報をもとにやはりこれから、2018年以降も適切な生産量や転作などの計画、藤尾会長は其中でお話をされているのは、園芸作物の拡大や水田フル活用、これに力を入れていきたいということでございますので、私どもは特に2018年以降についてのこの関係についてはそういった、いわゆる藤尾会長が申し上げておりますこういった園芸作物の拡大や水田のフル活用、これに前向きに取り組んでまいりたいと、これまで以上に。

そういったことで、間違っても現行制度を廃止したことによっていろんな問題が起きないように、私どもも、市町村の再生協議会、県の再生協議会としっかり連携をとりながら取り組んでまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

齊藤正範議員。

○5番（齊藤正範議員） 現在補償されている所得補償、10アール当たりの7,500円という額は、稲作経営者にとっては非常に大きな額となっております。現行どおり転作作物を作付したとしても、7,500円の収入は、10アール当たり、収入は減るということは現実でありまして、そのことにより農業経営が苦しくなり、農地を手放したいと考える農家や耕作を放棄するなどが予測できますが、それらの対応について何か考えている点があったらお聞きしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えを申し上げます。

それで、個別の所得補償制度はご存じのとおり1万5,000円から、今半分に減額をされて、これもいずれ廃止されるということで、農家の方々については今齊藤正範議員のおっしゃる

とおり非常に不安を感じておるわけでございます。その中で今国で出している情報、いろいろ、特にも過剰生産で農家の経営が厳しくなったときどうするかという、今国の考え方はまず農家が支払う保険料と国の補助金をもとにした収入保険制度を19年に創設する方針だということで、まだこの中身については私らも新聞報道でしか知り得ない状況なのであれなのですが、その状況であれば米とか野菜、それから畜産など幅広くカバーをして、災害や価格下落での収入が落ち込んでも直近5年間のいわゆる平均収入の8割台が確実に確保できるような保険で穴埋めをするということでございます。ただ、これも猫の目農政と言われておりますので、果たしてこれが2019年から本当に正しくスタートするのかということになればちょっと不安がありますが、ただ、今国がおっしゃっているとおりですから、これを信頼して、私ども先ほどから申し上げているとおり、県と市町村、それから各単協、農協と連携を組み合わせながら取り組んでまいりたいと、こう考えておりますので、これ以上のお答えは今のところ手元にないということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは次に、3問目の質問を許します。

齊藤正範議員。

○5番（齊藤正範議員） では、3問目の質問をさせていただきます。

当町は、ごみの減量化を課題としており、対策の一つとして生ごみの減量化を挙げておりますが、徳島県の佐那河内村では、8,000円程度で製作できる木製コンポストを住民に1,000円で販売し、減量化につなげております。中に自然の黒土を入れ、ふたは光を通すポリカーボネート板になっており、バクテリアの働きで分解され、後で堆肥を取り出す必要もないということであります。当町でも導入を考えてみてはどうか、お伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） ごみ減量化対策についてのご質問にお答えいたします。

課題となっておりますごみの減量化のうち、生ごみの減量化対策の一つとして木製のコンポストの導入を考えてみてはどうかについてですが、これは木製の容器の中に入れた自然の黒土のバクテリアの分解により生ごみの減量化を図るという一般住民の方が考案した生ごみの減量化であり、電気を使わず、自然の力で生ごみを分解できるように、環境にも優しい減量化対策であります。また、ベランダや庭先などにも設置可能ですので、自宅に畑などが無い方でも利用が可能となります。

町では現在、生ごみ処理容器及び処理機の購入費補助を実施しており、ご質問にありました木製のコンポストを初め段ボール製コンポスト処理容器なども補助の対象となりますが、補助を利用する多くの方々が市販の電動式処理機またはポリエチレン製処理容器を購入しているのが現状であります。

新たな処理容器の導入について検討するとともに、ごみの減量に有効と思われる対策について、身近にできる処理、減量化の方法もあることから、今後は容器等への補助のみならず、その手段、方法についても広報及びホームページなどで周知し、一層のごみ減量化に努めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

齊藤正範議員。

○5番（齊藤正範議員） 町からいただいた資料によりますと、生ごみの排出量は年々に減少傾向にあるという数値をいただいております。これは町の取り組みの成果にあるのではないかとこのように考えますが、さらに町はやはば30・10運動で食べ残しを減らし、生ごみ減量につなげようとする活動を推進しておりますが、取り組みの内容と町民の収支報告及び効果についてお聞きしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 浅沼住民課長。

○住民課長（浅沼 仁君） それでは、ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

資料のご請求がありまして提供したところでございまして、生ごみの排出量につきましては年々減っているというような形では記載になってございます。ただ、これはいわゆる生ごみ処理機の補助であるとか、そういったものも当然影響しているものと考えておりますし、また個人の方々の例えば一絞りとか水を切ると、やはり重さのほとんどが水の部分であるというふうに認識しておりますので、一絞りなりがかなり効果があるのではないかなというふうに思っております。

ただ、これは聞いた話ではございますが、生ごみを処理するコンポストとして出す、集積所に出す地域におかれまして、そこに出すのではなくて、燃えるごみに出しているといった方もふえて、ふえてといえますか、アパートなどを中心にあるというふうにも聞いておりますので、そういったところも含めての生ごみの処理の減少というものもあるのではないかなということで、その部分については何らかの対策をしていかなければならないというふうに危惧しておるところでございます。

いずれにいたしましても、議員ご存じのとおり、水分がかなりありますので、そういったものについては今後も対策を講じていきたいというふうに考えております。

それから、やはば30・10運動ということで、きょう有線のほうでも放送が朝からあったということでお聞きになった方もいらっしゃると思いますが、実はこういったちょっとパンフレットの的なものをつくりまして、商工会であるとか、企業であるとか、そういったところにも配布をしたいというふうに考えておりますし、まず12月から忘年会、新年会のシーズンでもありますので、こういった機会がたくさんあるというふうに考えております。役場の中でも各幹事さんにはお願いをしておりますし、議員の方々にもお願いしたいなというふうに考えております。今まではこういった政策というかをしないまま一部こういった、ほかのところのまねではないのですけれども、やりましょうといった声も聞かれたわけですが、今度はこういった運動のもとに皆さんが協力して減量に取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、いずれにしましても周知はしていかなければなりませんので、広報等でも周知いたします。そういった取り組みの状況でございます。班回覧等もしたいというふうに考えております。16日の広報に載ることになっております。

以上でございます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

齊藤正範議員。

○5番（齊藤正範議員） 食べ残しが非常に今全国的に問題化され、取り組む自治体が多くなっているところで、よい対策だと思いますので、私は議会広報の編集委員を務めておりまして、編集するに当たってはよその議会でのよい取り組みはすぐにまねをするということを第一主義としておいて、よい取り組みであればまねして全然構わないと思いますので、ぜひ実効が上がる住民周知に努めてもらいたいと思います。

次の質問をさせてもらいます。ごみの量と処理費用の削減のためと思いますが、ごみの有料化を検討している自治体があると報道されております。当町においてはそのような考え方はあるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えを申し上げます。

まず結論から申し上げますが、今県内の市町村でもごみの有料化についてはいろいろ検討なされると、私は基本的にごみの処理の有料化は、モラルとルールを守れば、これはやる必要はないと思うのです。だから、そのために今住民課長もいろいろ30・10運動、過去に

はケニアのある女性大臣が日本のこのもったいない運動を話をなされたこともある。だから、もったいない運動とか30・10運動、それから今齊藤正範議員がいい指摘をしておられたのですが、このいわゆる厨芥ごみ、台所ごみが年々減っているということは、人口がふえているのであれば当然収集量もふえるはずなのです。私は、今住民課長が答弁したように、もう燃えるごみに一緒に出されていると、いわゆる分別の処理がなされていないということなのです。だから、私はこのごみの減量化、資源化、特にもいわゆる中心部はなかなか自分のところの屋敷に埋めるというのは、それでもやっている方はあるのです。だから、今回この齊藤正範議員がお示しになった木製の黒土を使った、発酵は地元の発酵菌でいいのですよ。これEM菌を使ったりなんか過去にあったのですが、あれは一代菌なのです。だから、もう一回地元の発酵菌ができればそれで発酵できるので、だから私は今後空き缶、空き瓶の資源化、それから厨芥ごみの分別をして、どうせ分別するのであったらば、もう農家とか何かは畑でコンポスト化すればいいわけなのです。こういうことを徹底していきたいということなのです。ごみは、分ければ分けるほど減量化と資源化ができるのです。だから、それを町民の皆さんには徹底してご協力をいただければごみの有料化はやるべきではないと思うのです、私は。

私ども行政の立場からもルールとかマナー、ごみを出すということはモラルを捨てることと、お金を捨てることなのです。今一番ごみ処理経費にお金かかるのは、収集運搬経費なのです。だから、このところにいかに負荷をかけないかということなのです。そして、今盛岡広域のごみの広域化が出ております。これ一番恐れるのは各構成団体、構成市町が減量化、資源化をやらなくなる、もうこれは盛岡が中心になってやるのだということになると、そういう問題が出てくるので、だから今こそしっかりした減量化、資源化運動の徹底を図るべきだと思うのです。だから、間違ってもごみの有料化はあり得ないということで進めたいなと、こう思っております。

○議長（廣田光男議員） いいですか。

（「あとありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 以上で5番、齊藤正範議員の質問を終わります。

次に、13番、川村よし子議員。

1 問目の質問を許します。

川村よし子議員。

（13番 川村よし子議員 登壇）

○13番（川村よし子議員） 議席番号13番、日本共産党の川村よし子でございます。

I L Oは、94号条約で公契約について労働条項を設け、賃金、労働時間などに関し定めております。今現在、地域の貧困化で自治体財政は年々危機に陥っていると、私は感じております。こうした負のスパイラルによる地域は労働者の賃金が大きくかかわっておりますので、労働者の賃金や労働条件を確保するため、及び町の発注する事業の質を改善するためにも、以下3点、公契約条例の制定について伺います。

1点目、平成26年、27年度の建設事業等で随意契約が行われてきましたが、町内関係事業所の労働者賃金にどう反映されているのか、伺います。

2点目、町内でも貧富の格差があらわれ、下請、孫請が多くあります。そして、労働者の収入に悪影響があると考えられますので、公契約条例を制定し、事業所の適正な労働条件、賃金等を含めた労働条件等を把握することが必要ではないか、伺います。

3点目、県では昨年条例が制定され、平成27年4月から施行されておりますが、町でも制定を考えてはどうか、伺います。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 13番、川村よし子議員の公契約条例の制定についてのご質問にお答えいたします。

1点目の平成26から27年度の建設事業等で随意契約が行われてきたが、町内関係事業所の労働賃金にどう反映されているかについてですが、平成26から27年度の随意契約による町営建設工事は127件でしたが、建設工事においては設計額を国土交通省と農林水産省が運用しております公共工事設計事務単価に準拠して積算しており、労務費においてもそれに基づき積算をされております。したがって、工事ごとに適正な労務費の積算を行い請負契約を締結しておりますが、契約後の労働者賃金にどう反映されているかは町としては把握できない状況であります。

2点目の町内でも貧富の格差があらわれていると思われるが、公契約条例を制定し、事業所の適正な労働条件等を把握することが必要ではないかについてですが、条例を制定するに当たっては最低賃金、労働者の権利保障、第三者機関設置などの要件を備えることが必要となるため、建設業や商工業関係事業者等との協議、また町が発注する契約においても入札方法の見直し等も検討する必要があることから、慎重に進めてまいりたいと考えております。

3点目の県では昨年条例が制定されているが、町でも制定を考えてはどうかについてです

が、県では県が締結する契約に関する条例を平成27年4月から一部先行施行しており、年明けの1月25日に県がその内容や条例に基づく今後の取り組みに関する説明会を開催することから、その内容と本町における労働者の適正な労働条件等の確保と持続可能な地域経済の振興等に資する取り組みを把握した上で、本町の条例制定について検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 再質問何点かありますが、まず1点目の答弁の中に、町として地域の契約後の労働者の賃金は把握していないという答弁でしたけれども、そのことについてお伺いします。

なぜ賃金が把握できないのか、その理由をお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） ただいまのご質問にお答えいたします。

請け負いました企業さん、業者さんの労働者の賃金ということになりますけれども、先ほど答弁で申し上げましたとおり、町営工事、町の工事発注に際しましては国で定められております積算、いわゆる事務単価、こちらに基づいての契約ということで業者発注しているわけございまして、特にそれにまず違反するとか、賃金の支払い部分、こちらの部分については契約そのもので終わってございますので、賃金の支払い等、その部分につきましては確認はできていないと、できない状況であるというふうな状況でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 労働者の賃金を把握していないということですが、今まで127件の工事、年間でどのくらいかわかりませんが、随意契約の工事費はどのくらいだったのか、お伺いします。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） ただいまのご質問でございますけれども、この127件、この工事費は随契工事の部分でございますので、件数は押さえてございましたけれども、工事費総額につきましては後刻答弁とさせていただきますと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） では、後刻。

再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 今回質問したことは随意契約に関して質問しましたがけれども、一般競争入札でも経費が多いと思うのですけれども、この経費も一緒に調べていただきたいと思います。そして、その労働者の賃金がどう建設業で反映させているのか、そういうところを私は知りたいと思って質問しましたので、私はこの①番の質問の答弁が余りにも把握できない状況というところが不満に思っております。

質問に入ります。昔から米がとれないと不作だということで、家も、商売も成り立たないというようなことがありますけれども、当町では道路工事とか下水道工事を初め建設業が多く行われております。その工事で、町外の労働者もおりますけれども、町内からも多くの労働者が給料をいただいて生活しておりますが、その賃金が私は下請、孫請の方々が生活できる状況の賃金であるとは思っております。そういう賃金を出しているところもあると思うのですけれども、そういうところをどのように把握しているのか、お伺いします。

○議長（廣田光男議員） 賃金の支払い実態を聞きたいということですか。

○13番（川村よし子議員） はい。

○議長（廣田光男議員） かなり難しいですな。回答できますか。

山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） それでは、質問ございましたこの入札関係の部分、先ほどは随契約の部分で後刻ということでお話ししましたがけれども、入札行為が73件、工事関係が51件で8億9,884万8,360円、それから委託関係、こちらにつきましては22件で1億5,210万3,960円ということで、合わせて約10億ちょっとというふうな、指名競争入札、入札関係につきましてはそのような状況になってございます。

それから、2点目の部分、こちらにつきましては入札関係、受注しました業者分、労働者、働いている方々の賃金、こちらの部分についてもこちらでは把握できかねない状況でございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 県では昨年の4月からということだったのですけれども、ちょっ

とホームページとか見たら28年の4月からになっていて、来年の1月24日に県が各市町村に説明会を行うというようなことも掲載されておりました。その地域経済振興策の一環で公契約条例が県でやられると思うのですけれども、町としてはその勉強会に職員が派遣されると思いますが、どこの担当者が行かれるのでしょうか、お伺いします。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） ただいまのご質問にお答えいたします。

町としましては、総務課管財係、契約担当でございますので、そちらの職員、担当いたします。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） いいですか。

次に、第2問目の質問を許します。

○13番（川村よし子議員） 2問目に入らせていただきます。

子どもの医療費助成制度の充実についてお伺いします。貧困と格差が広がる日本、子どもの6人に1人が貧困状態に置かれ、ひとり親家庭の貧困率は5割を超えております。町の平成26年度アンケート調査によりますと、財政支援を望む声が幼児、学童、生徒を抱える保護者から寄せられております。親たちの声に応じて高橋町長は、4月から小学校卒業までの医療費助成を開始しました。県では就学前の乳幼児について現物給付、一部負担1診療当たり外来750円、入院2,500円のみを支払うのを8月から開始されました。以下、4点お伺いします。

1点目、乳幼児健診、学校健診が行われておりますが、歯科健診の結果が要観察、要治療である乳幼児、児童、生徒にはどのような指導が行われているのか、お伺いします。

2点目、要治療の子どもについてどれほどの治療率か、お伺いします。

3点目、負担がふえれば、子どもを病院に連れていくのもためらい、悪化させてしまいます。一部負担を撤廃し、治療率100%を目指すべきではないか、お伺いします。

4点目、医療費助成について前向きに充実してきたことはわかりますが、中学校、高校まで拡充し、子育て日本一の矢巾を目指すことが求められておると考えますが、どのように考えておりますか、お伺いします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長(高橋昌造君) 子どもの医療費助成制度の充実についてのご質問にお答えいたします。

1点目の乳幼児健診、学校健診が行われているが、歯科健診の結果が要観察、要治療である乳幼児、児童、生徒にどのような指導が行われているかについてですが、乳幼児につきましては歯科健診を矢巾デンタル会へ委託しており、その結果に基づき要治療の場合は早期に治療につながるよう受診勧奨をするとともに、ブラッシング指導を行い、適切な歯科保健指導を行っております。歯科健診受診後は、幼児健康診査において保健師等が個別面談をした上、歯科健診結果を確認し、口腔の健康が保たれるよう支援しているところであります。

2点目の要治療の子どもについてどれほどの治療率かについてですが、幼児については平成27年度の要治療の受診状況を調査した結果、全ての幼児が治療しており、治療率は100%となっております。

3点目の一部負担を撤廃し治療率100%を目指すべきではないかについてですが、医療費助成制度は医療費の負担軽減により保護者に対し子育てを経済的に支援することで対象となる子どもに対し必要な治療を促進し、健康を維持するという観点から実施をしているところであり、制度の充実については現在限られた財源の中でより多くの子どもたちの医療費負担の軽減を図るために、一部負担の撤廃よりも対象者拡大について優先的に検討しているところであります。

4点目の中学校、高校まで拡充し、子育て日本一の矢巾を目指すことが求められるが、どうかについてですが、本年4月診療分から小学校卒業までの児童について町単独事業として対象拡大したところであり、さらに平成29年4月診療分からは中学校卒業までの生徒に係る医療費についても対象の拡大を検討しておるところであります。

なお、高校卒業までの対象拡充につきましては本町の財政状況を勘案しますと、現状のところではなかなか厳しいものと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長(廣田光男議員) 越教育長。

(教育長 越 秀敏君 登壇)

○教育長(越 秀敏君) 引き続き、子どもの医療費助成制度の充実についてのご質問にお答えいたします。

1点目の乳幼児健診、学校健診が行われているが、歯科健診の結果が要観察、要治療である乳幼児、児童、生徒にはどのような指導が行われているかについてですが、小・中学校におきましては4月から6月までの定期健診後に治療勧告書を発行し、病院受診後に結果を記

入いただき、回収しております。また、未提出者につきましては冬休み前などに治療勧告書を再発行し、学校歯科医や養護教諭との個別面談、保健指導等を通して受診につながるよう指導しております。

2点目の要治療の子どもについてどれほどの治療率かについてですが、小・中学校につきましては学校規模により差はございますが、治療勧告書の回収によって把握している数値によりますと、昨年度の小・中学校の治療率は45.5%となっております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 何点かありますが、1点目、全議員が購読している雑誌の10月号で、島根県吉賀町では子育て支援の3本の矢として高校卒業するまで医療費、給食費、保育料の完全無料化を27年4月から実施している。我が町でも人口3万人を目指し、すぐにでも医療費助成を中学校卒業するまで拡充すると今答弁されましたが、その一部負担の撤廃を求めています。それで質問しています。

その一部負担の考え方ですけれども、歯科治療では1カ月のうちに3度、4度受診することにもなると思いますが、そのことについての認識はどのように考えているでしょうか、お伺いします。

○議長（廣田光男議員） 浅沼住民課長。

○住民課長（浅沼 仁君） ただいまのご質問にお答えします。

一部負担の考え方ということでございますが、確かに1回当たり750円なりといったような、レセプトごとに、病院であったり、薬局であったりといったことで、1回ごとに750円というのはかかってまいります。この考え方につきましては、やはり全体で考えますとどうしても、医療費については今子どもの医療費だけを助成しているわけではございません。重度であったり、妊婦であったり、いろいろな方々の助成制度を行っておりまして、全体の1年間でかかる財源といたしましては約1億6,000万かかってございます。一部については県の補助もございますし、それらを除きますと1億2,000万ぐらいは一般財源というような形になっております。その中の一部負担、1,300万ぐらいを見込んで大体示しておりますけれども、そういった全体の中の8%ぐらいということでは捉えておりますが、こういったものもなければなかなか今の助成制度を拡大していくことはできません。答弁の中にもございましたとおり、町の財政は非常に厳しいといったことでございますので、そういったところを軽減するという

ことよりも、拡大のほうに今は力を入れていきたいということでございまして、町長の答弁にもございましたが、来年は検討していくというような形では書いておりますが、まず4月からは中学校の拡大をやるというようなことでもございますので、まずはその点を拡大のほうに、広く拡大していくことに力を入れていきたいと思っておりますので、一部負担は確かにかかるかもしれませんが、そのことはご理解いただきたいというふうに思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 今現在国では少子化、少子化と言いながらも、子どもの医療費助成はなかなかしません。それで、県とか町でもお母さんたちの要望でやり始めてきているのですけれども、一番根本は国がもっともっと子どもたちにお金をかける子ども支援が必要だと考えています。

学校教育の中でこの歯科治療の中で要治療になった子どもさんたちを個別に養護教諭と個別面談、保健指導を行っているということですが、その中でお母さん方、子どもたちから要望されていることを、何点かあると思うのですけれども、その点をお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 村松学務課長。

○学務課長（村松康志君） ただいまのご質問にお答えいたします。

学校歯科治療調査報告書というものが岩手県保険医協会というところから2013年度に出しております、その中で受診できないというその理由の主なものは、親の歯科保健意識の低さということで、親がみずから自分のお子さんの歯科治療の大切さを認識していないで治療を受けさせていないというのが23.7%で、一番多いです。2つ目としましては、仕事や家庭環境など家庭内の事情ということで、これが23.1%ということになっております。3つ目としましては、治療費負担など経済的な理由ということで17.3%ということになっております。一番大きいのは保護者が、経済的な理由の方もいるわけなのですが、歯科保健意識の低さが非常に低いということで、いろんな事例があるのですけれども、例えばスポ少とかで忙しくて行けないとか、あとは非常に多忙であって行けないとか、それから……

○議長（廣田光男議員） 課長、もう少し1拍置いたほういいのではないかと。少し1拍置いて、今ちょっと保留するから。ちょっと調べて。

他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 福祉・子ども課の課長にお伺いします。乳幼児の齲歯の治療率が100%というのは、やっぱり保健指導がいいのでお母さんたちが歯科受診したり、ブラッシングとか、そういうのをやっていると思うのですけれども、その辺の指導のやり方、それからこういう経済的な悩みとか訴えたら、どのような指導をされているのか、お伺いします。

○議長（廣田光男議員） 菊池福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長（菊池由紀君） ただいまのご質問にお答えいたします。

矢巾町の乳幼児及び学校の歯科保健に対しましては、とても有効な取り組みをしていると認識しておりまして、そしてさまざまな好成績をおさめている経過があります。その取り組みは、歯科医師会との協議を重ねながら、乳幼児の歯科健診を1歳6カ月からですね、2歳児、3歳児と3回、幼児の部分行っておりまして、フッ素塗布も、そしてブラッシングというふうに協力をいただいて高い受診率をおさめていますし、乳幼児健診の場でも歯磨き指導をご協力いただいているところです。そして、このように医療機関、歯科医療機関も恵まれておりますので、受診しやすい環境にあると思います。矢巾町で暮らす子どもたちについてはそのような環境にあると思います。

ただ、歯の問題を含むことはもっと本当に家庭の貧困とかも、貧困というか、経済状況も含めた総合的な問題があると言われておりますので、あるいはネグレクト等も含めたということもありますので、重症のたくさん齲歯がある方に関しましては母子保健のところ、そして学校保健のところから子育ての福祉のほうにもいろいろと相談を受けまして、そういうふうな家庭支援の視点でも入っておりますので、歯の健康から見える子育て支援というところは大事にしているところといたしまして、答弁いたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 乳幼児の齲歯治療率が100%なのに、どうして学童、生徒になると治療率が半分になるのでしょうか。先ほどの学務課の課長さんの答弁では保護者の意識の低さというのがあったのですけれども、子どもの人権から考えれば、虫歯があるよと、治療されたときに病院に行きたいよと言ったときにお金がないからというのは、やはり親の経済力に左右するとは思いますが、そういうところを町で補うことが必要だと思うのですけれども、そのようなところはどのように考えているのでしょうか。学務課、教育長お願いします。

○議長（廣田光男議員） さきの質問と一緒にね。できましたか、用意は。

村松学務課長。

○学務課長（村松康志君） 先ほどは大変舌足らずで申しわけございませんでした。質問の趣旨をちょっとはき違えておりまして、学校歯科医や、あと養護教諭との個別面談、あとは保健指導を通しての親からの意見があるかどうかというご質問でしたね。その点につきましては、こちらのほうでは把握はしておらないところでございます。

そして、2点目でございますけれども……

○議長（廣田光男議員） これも1拍か。

越教育長。

○教育長（越 秀敏君） ただいまのご質問にお答えいたします。

乳幼児が100%で45.5というのは余りにも小・中学校の努力が足りないのではないかということだろうと思いますけれども、歯科治療に行くか、行かないかというのは、先ほど統計、答弁から削除しましたけれども、先ほどの調査によればそういうのもあるということで、経済的な問題、それから家庭のそれぞれの事情の問題、それから時間の問題、それから乳幼児と違って自我が発達してきますので、行きたくないとかという個人の問題もあろうかと思いますが、それがどうであるかということはそれぞれの立場で推測はされると思いますけれども、一本化してこれは経済の問題だとかという決めつけることはなかなか難しいと思います。

ただ、学校として余りにも低いということはそのとおりでございますので、努力はしているのです。2回目もやっているのですけれども、行っていただけないということがありますので、その辺につきましては今後の課題として検討させていただきたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 就学援助制度というのがありますけれども、その中で医療費の助成というのがあります。その中には歯科治療の助成は含まれておりませんが、そのところを学校の就学援助の中に歯科治療の援助というのはいかないのでしょうか、お伺いします。

○議長（廣田光男議員） 村松学務課長。

○学務課長（村松康志君） ただいまの質問にお答えいたします。

就学援助ということで要保護、準要保護に対する就学援助ということでよろしいですね。ということで、齲歯に関しましては就学援助の対象になっておりまして、27年度の実績でご

ざいますけれども、町では37人の方に対しまして無料の医療券を発行しておりまして、うち26名の方が受診しているという状況でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 聞いたことと答えと合わないんだな。だから、拡大ができないかということで、やっているから拡大も何もないという意味、どっち。

よし子議員、もう一回質問してください。

○13番（川村よし子議員） 私はわかりました。就学援助の制度の中に歯科治療が含まれていて、26人が受診したということなので、これからが質問なのですからけれども、再度質問なのですからけれども、その就学援助を受けている方が歯科治療、要治療ですよと言われた方は100%にすることはできるのですね、学校の努力で。そこら辺、子どもの痛いから嫌だとかではなくて、行ってくださいとかということのできるのですね。

○議長（廣田光男議員） 越教育長。

○教育長（越 秀敏君） ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほどもお答えいたしました、さまざまな理由があつて45.5%になっているわけですが、就学援助、要保護、準要保護につきましては経済的な面はきちんと町で保障しているということでございまして、その結果考えれば100%になってほしいというのが我々の期待でございますけれども、実際今お話ししたとおりまだ100%にはなっておりませんので、経済だけではなくてさまざまな要因があるということでご理解をいただきたいというふうに思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

○13番（川村よし子議員） 子どもの医療費の最後の質問……

○議長（廣田光男議員） よし子議員、議長にわかるように質問してくれませんか。

○13番（川村よし子議員） 学校の生徒、学童の歯科治療が45.5%ということは、2人に1人が虫歯ですよと言われても治療していないということになります。ですので、その方たちをもう少し治療率を上げるために努力することが求められていると思います。その一つが就学援助制度を利用している方々を100%にする努力を、さまざまな理由からということですからけれども、早期に治療を開始すると、痛みがない段階で治療すると、歯科受診も自分ひとりで受診できたり、気軽にできるようになると思いますので、そういう努力を養護教諭を先頭に頑張る必要があると思うのですけれども、その辺をお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 越教育長。

○教育長（越 秀敏君） ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほども答弁しておりますとおり、学校としては2回治療勧告をしております、それでも45.5%だということはまだまだ足りないという議員のご指摘のとおりでございますので、もう少しその課題をどのように克服するかということを検討してみたいというふうに思います。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） いいですね。

（「はい」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは、時間が大分経過しましたので、ここで5分間だけ休憩をとりますので、再開を45分とします。

午後 3時39分 休憩

午後 3時45分 再開

○議長（廣田光男議員） 再開をいたします。

先ほど後刻答弁としておりましたことにつきまして山本総務課長より答弁がありますので、これを許します。

山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） 川村よし子議員の1問目の答弁のほう保留してございました部分、お答え申し上げます。

随契額の総額、金額でございますけれども、127件に対しまして2億3,882万9,568円でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（廣田光男議員） それでは次に、川村よし子議員の本日最後の質問を許します。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 3問目の質問に入ります。

昨日12月8日は、太平洋戦争開戦から75年になります。今やるべきことは、うそをついて自衛隊員の命を危険にさらすことではなく、憲法9条に基づき和平実現のために全力を挙げることに、私は考えています。それで、平和教育についてお伺いします。

子育てについて、平和憲法を子どもたちにどう伝えていくか、大きな課題と考えています。私の家には昭和20年6月、沖縄戦にて29歳で戦死したおじの位牌があります。おじは、19歳

で満州に、そして太平洋戦争では沖縄で国を守るために出兵し、平和の礎に名が刻まれております。前途ある29歳の青年が戦地沖縄でどんな死に方をしたのか、ひめゆりの塔や戦争と平和、パールハーバーなどの映画を見たときに、いつも考えさせられ、二度と戦争を繰り返してはいけないと強く感じております。

日本国憲法ができて70年間、戦争をすることなく、他国を侵略することもない平和な時代が続いてきました。現政権は、海外で戦争をする国にするために憲法改正を行おうとしているので、以下2点お伺いします。

1点目、県内の小・中学生における平和教育はどう行われているのか、伺います。

2点目、小・中学校において修学旅行が行われていますが、戦争や平和、そして憲法関連についてどう研修しているのか、お伺いします。

○議長（廣田光男議員） 越教育長。

○教育長（越 秀敏君） 平和教育についてのご質問にお答えいたします。

1点目の町内の小・中学校における平和教育はどう行われているのかについてですが、小学校におきましては、国語の授業では3年生から平和や命の尊さを題材とした教材を用いた学習を行っているほか、社会の授業では6年生の歴史の授業で過去の戦争について学び、平和の大切さについての考えを深めております。さらに、政治や現代社会の分野において日本国憲法の理念に触れ、憲法第9条に定められた思いと平和の尊さについて学んでおります。

一方、中学校におきましては3年生の公民の授業において、小学校で学んだ内容をより詳しく学習し、日本国憲法成立の歴史的背景とともに、将来の国家の姿や、そこに生きている自分をイメージするような内容の授業を行い、平和であることが人間、ひいては人類にとっていかに必要不可欠なものであるかということを学んでおります。

2点目の小・中学校において修学旅行が行われているが、戦争や平和、そして憲法関連についてどう研修しているのかについてですが、学校行事におきましては学校の創意工夫を生かすとともに、学級や学校の実態等を考慮するとありますので、平和教育等に関連する修学旅行もあることとは思いますが、学習指導要領には修学旅行など遠足、集団宿泊的行事は自然の中での集団宿泊的活動などの平素と異なる生活環境にあつて、見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、人間関係などの集団生活のあり方や公衆道徳などについて望ましい体験を積むことができるような活動を行うことと規定されておりますので、議員が指摘されますような研修は余りないものと思われるところであります。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 私が2点目で質問した修学旅行などのときの平和研修のところに平和教育が余りやられていないとか、ほとんどないものと思われるという答弁ですけれども、そのところについて伺います。

私は、議員になって長いですが、その中で初めて広島原爆資料館、それから先日は、10月には三沢基地とか、そういう戦争にかかわるところを見学する機会がありましたけれども、そういう中で今まで自分が教育の中でそういうことを学んできたというところが、なかなか小学校、中学校のところが思い出せなかったのですけれども、やはり私が生まれた昭和27年はお正月、八幡様に行ったときには片足のない元兵士の方が物乞いをするような、そういう場面があったりして、ああ、戦争って大変なもんだなというのが感じてきたのだなと思ってはいるのですけれども、今の子どもたちはどこに行ってもそういう方もいないし、ただテレビでイラクの状況とかが目にすることがあると思うのですけれども、テレビの画面を通してです。ですので、そういう広島、長崎のようなところを研修するとか、教育の一環とか、修学旅行とか、遠足とか、そういうところを経験するのが必要ではないかなと思うのですけれども、経済的なこともあると思うので、遠方に行かなくても身近なところにあるのではないかなと思ってきました。そういうところは学校教育の中では議論はされないのでしょうか、伺います。

○議長（廣田光男議員） 村松学務課長。

○学務課長（村松康志君） ただいまのご質問にお答えいたします。

修学旅行に関しましては、答弁にもございましたとおり、学校の創意工夫を生かすことと、あとは学級や学校の自主等を考慮するということが前提でございますので、現時点では町内の小・中学校ではその点につきましては実施をしておらないところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 最近ですが、戦争体験や平和を願う詩や作文、戦後の子どもたちが戦争にどう向き合い、憲法をどう学んできたかを改めて行うことが今必要ではないかと考えております。ですので、そのところをどのように考えているのか、教育長にお伺います。

2点目は、先日、7日の日報になのですが、日報の読書感想文の最優秀賞、中学2年の釜

石南中学だったと思うのですけれども、読書感想文に、「だけど君たち高校生には話そう」という本を読んで、その感想文が載っておりました。その中で、自分たちの住んでいる町の歴史を語り、知り、戦争のこと、毒物の研究や偽札の印刷、動物の命を犠牲にして戦争の武器を製造する登戸研究所があったということを読んで、自分の住んでいる釜石製鉄所で強制労働をさせられた外国人のこと、艦砲射撃を経験した町のことを勉強していくうちに、平和な世界をつくっていかねばならないという感想文でしたが、そういうことを含めて学校教育の中で平和についての感想文とかはどのようなになっているのか、お伺いします。

○議長（廣田光男議員） 越教育長。

○教育長（越 秀敏君） ただいまのご質問にお答えいたします。

1点目、日常の教育活動における平和教育等の取り組みについてかと思いますが、私も議員さんと同じ27年生まれですのでいろいろ見てきていますけれども、やっぱり時間経るに従って、その戦争あるいは平和というのについての学習の仕方というのが変わってきているのは事実ではないかなというふうに思います。

ただ、決してこれは忘れてはいけないことなので、教科書の社会とか、歴史とか、公民とかで日本国憲法も含めてきちっと事実について学習をするということは、学校教育で十分に私はやっているのではないかなと。

ただ、足りないとするならば、前は戦争経験者からお話をお伺いすることが多分ここでもできたはずだと思うのです。ただ、高年齢化してきておりますので、そういう点では足りないかもしれません。

2点目のご質問ですけれども、さまざまな学習をした後、感想文とかそういうのをどうなっていますかということですが、先ほど申し上げましたとおり戦争とか、平和とか、日本国憲法というのはさまざまなメディアからさまざまな形で児童・生徒が学習しますので、例えば読書感想文でその戦争にかかわるものがあればそういう形で書く方もあろうかと思います。

ただ、平和についてとか戦争についてというのは、だんだんそういう機会が失われてきておりますので、なかなかそれを全員で書くというような機会は余りないものではないかなというふうに推測しているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 教育長の答弁は優秀な答弁であれですけれども、去年いじめの間

題がありまして、私は町内の学校にちょっと出入りをしまして、中学校3年生の壁新聞を見させていただきました。その中で、安保法案の可決後のことでしたが、自分たちはその安保法案の可決のことについて賛成が42%、反対が20%、中立が38%という結果を円グラフに書いてありました。そして、賛成の理由としては、自分たちの国は自分たちで守る、アメリカ軍と一緒に戦うことで未然に戦争を防げるという内容でした。反対の意見の中には、アメリカにいいように使われてしまうという意見、クラス内でも意見が分かれるのだから、もっと話し合いで決めるべきだという内容のものでした。

ですので、教育の中で教育者に求められているのは、この話し合いの場をつくることが必要ではないかと考えられますが、今回私が見た壁新聞は3年生のものでしたが、2年生、1年生、そして小学生とか、そういうふうなところを試みる計画というか、そういうのは考えていないのでしょうか、お伺いします。

○議長（廣田光男議員） 越教育長。

○教育長（越 秀敏君） ただいまのご質問にお答えいたします。

平成32年から順次、小学校、中学校、高等学校と学習指導の中身であります学習指導要領が変わってまいりまして、皆さんもお聞きになっているかと思いますが、アクティブ・ラーニングという言葉がこのごろ非常にはやっています。みずから進んで学習するとか、あるいは対話、つまり話し合いですね、話し合いしながら学習を深めていく。そういうような意味では、議員ご指摘のとおりいろいろなことをいろいろな立場から話し合っている学習というのは必要だと思います。その題材が安保であってもよろしいですし、私は学校公開の研究授業で矢巾中学校の跡地の利用をどうするかという授業を矢巾町内の中学校でやったのを見たことがあります。平和とは異なりますけれども、やはり子どもたちはさまざまな面で、平和も含めてですよ、いろいろなことに興味と関心を持って自分たちの意見を戦わせておりました。そういうような授業をこれからも、平和だけに限らず、続けていきたいなというふうに思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 質問の最後になりますが、現政権の安倍政権は憲法改悪をしようとして、本丸は憲法9条を改悪で、改憲で、戦争できる国づくりの完成を明らかにしようとしています。しかし、国民の批判を恐れて本音を語るができない。とにかくあれこれ改

憲案を自転車操業のように繰り返すたびに反対運動が起こっております。自民党の改憲案は、憲法9条の2項を削除して、国防軍の創設を明記し、海外での武力行使を無制限に可能にする危険なものです。

既に自衛隊は11月末、現在内戦状態の南スーダンに駆けつけ警護と後方支援、兵たんの任務を課せられて、日本の若者、自衛隊員がアメリカの軍隊の応援に行きました。そのことについて教育長はどのようにお考えでしょうか、そして町長はどのようにお考えでしょうか、お伺いします。

○議長（廣田光男議員） 越教育長。

○教育長（越 秀敏君） ただいまのご質問にお答えいたします。

私が所感を述べるものではございませんが、教育にとってということで、教育は役に立たないということよく言われるのですけれども、学校で教えることは過去の事実しかほとんどないのです。これから決定しようということ、さまざまな意見があることについては、子どもというのは先生に言われたということ、ちょっとしたことでも、それがうそであっても、何であっても入ってしまうのです。ですから、学校で教えているのは知識です。過去の事実です。これから決定しようということについてのさまざまな論を張るというのは学校では行っ

てはいけないと、私は思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 川村よし子議員、町長に対するのは通告外でございますので、他の機会にお願いします。

他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 以上で13番、川村よし子議員の質問を終わります。

これをもって一般質問を終わります。

○議長（廣田光男議員） 以上で本日の議事日程は全部終了しましたので、これにて散会いたします。

なお、明日、あさっては休日休会、12日は休会、13日は予算決算常任委員会を行う旨、山崎予算決算常任委員長から申し出がありましたので、午前10時に本議場に参集されるようお知らせいたします。

大変ご苦労さまでした。

午後 4 時 0 4 分 散会

平成２８年矢巾町議会定例会１２月会議議事日程（第４号）

平成２８年１２月１５日（木）午前１０時開議

議事日程（第１号）

第 １ 請願・陳情の審査報告

２８請願第３号 農協改革・指定生乳生産者団体制度維持に関する請願

第 ２ 議案第８０号 平成２８年度矢巾町一般会計補正予算（第４号）について

第 ３ 議案第８１号 平成２８年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）について

第 ４ 議案第８２号 平成２８年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）について

第 ５ 議案第８３号 平成２８年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算（第２号）について

第 ６ 議案第８４号 平成２８年度矢巾町水道事業会計補正予算（第２号）について

第 ７ 議案第８５号 平成２８年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第２号）について

第 ８ 議案第８６号 職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について

第 ９ 発議案第１６号 農協改革・指定生乳生産者団体制度維持に関する意見書の提出について

第１０ 閉会中の継続審査の申出について

第１１ 閉会中の継続調査の申出について

第１２ 閉会中の議員の派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（１８名）

１番 赤 丸 秀 雄 議員

２番 水 本 淳 一 議員

３番 廣 田 清 実 議員

４番 高 橋 安 子 議員

5 番 齊 藤 正 範 議員
 7 番 昆 秀 一 議員
 9 番 川 村 農 夫 議員
 1 1 番 高 橋 七 郎 議員
 1 3 番 川 村 よし子 議員
 1 5 番 藤 原 由 巳 議員
 1 7 番 米 倉 清 志 議員

6 番 村 松 信 一 議員
 8 番 藤 原 梅 昭 議員
 1 0 番 山 崎 道 夫 議員
 1 2 番 長谷川 和 男 議員
 1 4 番 小 川 文 子 議員
 1 6 番 藤 原 義 一 議員
 1 8 番 廣 田 光 男 議員

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町 長 高 橋 昌 造 君
 総務課長
 兼選挙管理
 委員会書記
 会計管理者
 兼税務課長
 福祉・
 子ども課長
 産業振興課長
 農業委員会
 事務局長
 教 育 長 越 秀 敏 君
 社会教育課長 山 本 功 君
 代表監査委員 吉 田 功 君

副 町 長 伊 藤 清 喜 君
 企画財政課長 藤 原 道 明 君
 住 民 課 長 浅 沼 仁 君
 健康長寿課長 佐々木 順 子 君
 道路都市課長 菅 原 弘 範 君
 上下水道課長 山 本 勝 美 君
 学 務 課 長 村 松 康 志 君
 学校給食共同
 調理場所長 村 松 徹 君
 農業委員会長 高 橋 義 幸 君

職務のために出席した職員

議会事務局長 吉 田 孝 君
 主 事 渡 部 亜由美 君

係 長 藤 原 和 久 君

午前１０時００分 開議

○議長（廣田光男議員） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

ただいまから本日の会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（廣田光男議員） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。これより本日の議事日程に入ります。

日程第１ 請願・陳情の審査報告

２８請願第３号 農協改革・指定生乳生産者団体制度維持に関する
請願

（産業建設常任委員長報告）

○議長（廣田光男議員） 日程第１、請願・陳情の審査報告を議題とします。

産業建設常任委員会に付託しておりました28請願第３号 農協改革・指定生乳生産者団体制度維持に関する請願について審査が終了した旨の報告がありましたので、これを議題とします。

産業建設常任委員長の報告を求めます。

藤原梅昭産業建設常任委員長。

（産業建設常任委員長 藤原梅昭議員 登壇）

○産業建設常任委員長（藤原梅昭議員） 矢巾町議会議長、廣田光男様。矢巾町議会産業建設常任委員会委員長、藤原梅昭。

請願審査報告書。本委員会が平成28年矢巾町議会定例会12月会議において付託を受けた請願の審査が終了したので、会議規則第94条第１項の規定により、その結果を次のとおり報告する。記。１、付議事件名。28請願第３号 農協改革・指定生乳生産者団体制度維持に関する請願。請願者、紫波郡紫波町桜町字上野沢38番地１、岩手中央農業協同組合代表理事組合長、久慈宗悦。紹介議員、藤原由巳。

２、委員会開催年月日。平成28年12月６日。

３、出席委員。藤原梅昭、村松信一、高橋安子、昆秀一、高橋七郎、藤原義一。

4、審査経過。平成28年12月6日午後1時より委員全員出席のもと、28請願第3号について参考人として岩手中央農業協同組合企画管理部部長代理兼総務課長の菅原優氏及び全国農業協同組合連合会岩手県本部畜産酪農部次長の林信彦氏の2名の出席を求め、資料に基づき趣旨説明を受け、慎重審議した。

5、審査結果。28請願第3号については、採択すべきものと決定した。

6、審査意見。農協改革は、真に農業者の立場に立った創造的自己改革が基本であることを前提に、組織における自己改革の取り組みを尊重し、生産現場の実態や農業関係者の意見、長期的な展望を踏まえた丁寧な議論により進められるべきものである。また、指定生乳生産者団体制度及び生産者補給金は、需要に応じた生乳生産者と合理的な集送乳を通じて酪農経営の安定と所得増大を図る仕組みであり、特に中山間地域等の条件不利地で経営を行っている酪農家にとっては、極めて重要な制度であり、受給調整の実効性と公平性の確保が図られるべきである。

以上のことから本請願の趣旨は、理解できるものとして採択すべきとした。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。28請願第3号 農協改革・指定生乳生産者団体制度維持に関する請願についてを起立により採決します。

本請願に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

お諮りします。28請願第3号 農協改革・指定生乳生産者団体制度維持に関する請願について賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、28請願第3号は、採択することに決定しました。

日程第2 議案第80号 平成28年度矢巾町一般会計補正予算（第4号）について

日程第3 議案第81号 平成28年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について

日程第4 議案第82号 平成28年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

日程第5 議案第83号 平成28年度矢巾町矢幅駅周辺土地地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）について

日程第6 議案第84号 平成28年度矢巾町水道事業会計補正予算（第2号）について

日程第7 議案第85号 平成28年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第2号）について

○議長（廣田光男議員） 日程第2、議案第80号 平成28年度矢巾町一般会計補正予算（第4号）について、日程第3、議案第81号 平成28年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、日程第4、議案第82号 平成28年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、日程第5、議案第83号 平成28年度矢巾町矢幅駅周辺土地地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）について、日程第6、議案第84号 平成28年度矢巾町水道事業会計補正予算（第2号）について、日程第7、議案第85号 平成28年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第2号）についての補正予算6議案については、予算決算常任委員会への付託に係るもので審査報告書が当職のもとに届いておりますので、これを議題とします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

山崎道夫予算決算常任委員長。

（予算決算常任委員長 山崎道夫議員 登壇）

○予算決算常任委員長（山崎道夫議員） それでは、審査報告を読み上げて報告いたします。

平成28年12月15日、矢巾町議会議長、廣田光男様。矢巾町議会予算決算常任委員会委員長、山崎道夫。

予算決算常任委員会審査報告書。議案第80号 平成28年度矢巾町一般会計補正予算（第4号）について、議案第81号 平成28年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、議案第82号 平成28年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、議案第83号 平成28年度矢巾町矢幅駅周辺土地地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）

について、議案第84号 平成28年度矢巾町水道事業会計補正予算（第2号）について、議案第85号 平成28年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第2号）について。

本常任委員会は、平成28年12月6日付付託された上記の議案を審査した結果、原案を可決すべきものと決定したので、矢巾町議会会議規則（昭和62年矢巾町議会規則第1号第77条）の規定により報告する。

なお、本委員会は、議案第80号に対し、次のとおり附帯決議を付する。

記。1、地方創生事業について、関係団体との意見交換など連携を図り、町民と議会への速やかな情報提供と共有に努めながら町が一体となった事業推進となるよう強く要望する。

以上、報告といたします。

○議長（廣田光男議員） 委員長の報告が終わりました。

各議案に対する質疑は、予算決算常任委員会において審議を尽くしておりますので、省略します。

ただいまより各議案について討論に入ります。なお、討論は6議案を一括して行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） ご異議がないようでありますので、一括して討論を行います。

それでは、討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第80号 平成28年度矢巾町一般会計補正予算（第4号）についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第81号 平成28年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(廣田光男議員) 起立多数であります。

よって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第82号 平成28年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(廣田光男議員) 起立多数であります。

よって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第83号 平成28年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(廣田光男議員) 起立多数であります。

よって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第84号 平成28年度矢巾町水道事業会計補正予算(第2号)についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(廣田光男議員) 起立多数であります。

よって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第85号 平成28年度矢巾町下水道事業会計補正予算(第2号)についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第86号 職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、
休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例に
ついて

○議長（廣田光男議員） 日程第8、議案第86号 職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第86号 職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、働きながら育児や介護がしやすい環境整備を進めるため、本年8月の人事院勧告を踏まえた国家公務員に係る法律の改正及び地方公務員の育児休業等に関する法律の改正により、本町職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の所要の改正を行うものであります。主な改正内容であります。育児休業等の対象となるこの範囲拡大として特別養子縁組の監護期間中の子、及び将来的に養子縁組を結ぶことを前提とした里親である職員に委託されている子等を加えるほか、介護休暇の取得を現行では一つの事案について1回限りだけであったものを3回まで分割して取得できるようにするとともに、介護のため1日につき2時間まで取得できる介護時間を新設するものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

13番、川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 1点質問させていただきます。

今回の育児休業等ということが高齢者のことも含まれているのかということまず1点伺います。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） ただいまのご質問にお答えいたします。

育児休業等の対象となるこの範囲の拡大ということで今回はお願いしたわけですが、けれども、この等の中には、育児休業の範囲の拡大のほかに、育児短勤務の部分も含めて改正をお願いしたいということで等という言葉を使わせていただきました。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 13番、川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 現在どのように、ここ数年どのような傾向になっているのかお伺いします。職員の状況をお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず育児の関係、育休でございますけれども、大体ここ五、六年につきましては、3人から4人、大体五、六年、3人から4人ということで推移してございますし、28年度現在につきましては1名という育休については、そういう状況でございますし、介護については、取得、今のところ、過去につきましてもないという状況でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 13番、川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 子どもを生み、育てる女性としては、やはり今回育児時間が長くなったことは、すごくいいことで母乳で育てて、ちょっと今の育児、母乳、育児というのがちょっとはっきりはわからないのですけれども、やっぱり母乳で育てるということで1歳までは家庭で、そして今回1歳6カ月までということで本当に喜ばしいのではないかなと、子どもにとってはいいことではないかなと思います。

介護のことなのですが、高齢者の方々が今多くなっていて、職員の中でも2人の高齢者を抱えるとか、実家の高齢者を抱えるという、そういう方もいると思うので、率先して職員の方もそういう時間をとるようなことを進めていただきたいと思うのですが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まさに介護につきましては、川村議員さんおっしゃるとおり、そのとおりだと思います。したがって、職員に対しましては、制度の改正の部分の周知、これをプリントに出しまして、

周知の内容の徹底をまず図っていきたいと思っておりますし、その状態、状態に該当した場合の職員に対しては、丁寧に内容については説明をしていきたいというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは、これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。

議案第86号 職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

町長挨拶

○議長（廣田光男議員） ここで町長から挨拶の申し出がありますので、これを許します。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） ただいま廣田議長さんからお許しをいただきましたので、平成28年矢巾町議会定例会12月会議の閉会に当たり、一言御礼のご挨拶をさせていただきます。

今定例会におきましては、議員各位から一般質問等を通じまして、本町の施策推進にご提言やご意見をいただきましたことに対しまして深く感謝を申し上げる次第であります。また、条例の一部改正や一般会計を初めといたします各会計の補正予算につきましてご提案を申し上げました全ての議案をご可決いただきました。そして、平成28年度は町政運営の指針であります第7次矢巾町総合計画がスタートいたしましたところでありまして、まちづくりの基本理念であります希望と誇りと活力にあふれ躍動する町やはばの実現に向け、着実に町政運営を

推進してまいりますし、議会全員協議会におけるさまざまなご提言、ご意見、そして予算決算常任委員会における各審査報告書に付されました附帯決議の内容をしっかりと踏まえ、政策実現を図ってまいりる覚悟であります。

また、平成29年の町政運営につきまして、これまでも議員各位からいただきましたご意見、ご提言に基づきしっかり取り組まさせていただくとともに、町民の皆様と一丸となって進めてまいりますので、今後とも大所高所の立場からご指導賜りますことをよろしくお願いを申し上げます。御礼の挨拶とさせていただきます。

とし1年間、皆様方には大変お世話になりました。ありがとうございます。

○議長（廣田光男議員）　ここで暫時休憩します。

高橋町長ほか参与の方は、退席されて結構でございます。

午前10時24分　休憩

午前10時25分　再開

○議長（廣田光男議員）　休憩前に引き続き再開します。

日程第9　発議案第16号　農協改革・指定生乳生産者団体制度維持に関する
意見書の提出について

○議長（廣田光男議員）　日程第9、発議案第16号　農協改革・指定生乳生産者団体制度維持に関する意見書の提出についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

8番、藤原梅昭議員。

（8番　藤原梅昭議員　登壇）

○8番（藤原梅昭議員）　発議案第16号　農協改革・指定生乳生産者団体制度維持に関する意見書の提出について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの意見書は、28請願第3号　農協改革・指定生乳生産者団体制度維持に関する請願について産業建設常任委員会で慎重審議した請願審査報告が本議会において採択されたことに伴い、地方自治法第99条の規定により国会及び関係行政庁に意見書を提出するものであります。

委員各位のご賛同をお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（廣田光男議員）　提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) これで討論を終わります。

採決に入ります。発議案第16号 農協改革・指定生乳生産者団体制度維持に関する意見書の提出についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(廣田光男議員) 起立多数であります。

よって、発議案第16号は原案のとおり可決されました。

日程第10 閉会中の継続審査の申出について

○議長(廣田光男議員) 日程第10、閉会中の継続審査の申出についてを議題とします。

総務常任委員長から審査中の事件について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付した申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) ご異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

日程第11 閉会中の継続調査の申出について

○議長(廣田光男議員) 日程第11、閉会中の継続調査の申出についてを議題とします。

議会運営委員長、広報広聴常任委員長、新しいまちづくり調査研究特別委員長及びいじめ対策調査特別委員長から調査中の事案について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付した申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。それぞれの委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（廣田光男議員） ご異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

日程第 1 2 閉会中の議員の派遣について

○議長（廣田光男議員） 日程第12、閉会中の議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。本定例会後、次期定例会までの間における本町の重要事項の促進要望並びに事業の調査、実務研修などのため、県内外の関係機関などに本会議の議員を派遣する場合、その期日、派遣地及び人員については、矢巾町議会会議規則第182条の規定によりその都度議長において指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（廣田光男議員） ご異議なしと認めます。

よって、議会閉会中における議員の公務出張については、そのように決定いたしました。

○議長（廣田光男議員） 以上をもって12月会議に付託された事案の審査は、全部終了いたしました。

これをもって平成28年度矢巾町議会定例会12月会議を閉じます。

大変ご苦労さまでした。

午前 1 0 時 3 0 分 閉議

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

署名議員